

令和4年度
固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務
(中部経済産業局の固定価格買取制度における
事業計画実施状況等の円滑な遂行に関する調査)

報 告 書

令和5年3月

JEC 株式会社ジェック経営コンサルタント

本編	3
1. 事業概要	4
2. エネルギー政策・太陽光発電事業について	8
3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務	31
4. トラブルの発生を防ぐ予防策	34
5. 具体的な案件事例（ケーススタディ）	50
6. 現地視察	74
7. 自治体からの要望・意見	94
8～10. 資料	104

マニュアル編	117
1. 地域サポート窓口対応マニュアル	118
2. 窓口対応を阻害する主な要因と改善策	154
3. 通報案件の整理・対応策	160
4～5. 資料	190

本編

1. 事業概要

1. 事業概要

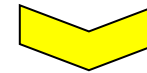
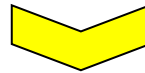
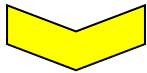
1-1. 事業の目的

【膨大な業務量】

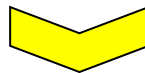
- 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下「FIT法」)においては、①発電事業計画の申請項目や必要書類が多種にわたること、②省令・運用及び調達価格が毎年変更されること等にとともに、申請不備や問い合わせが大幅に増加するなど、各地方経済産業局のFIT制度担当課の業務量が膨大となっている状況であった。

【減らない不適切案件】

- FIT/FIP発電事業者には地域住民との適切なコミュニケーションを図るとともに地域住民に十分配慮して事業を進めるよう努めることとされているが、実際には地域との間でトラブルとなっている案件や、柵塀・標識の設置が行われていない案件など不適切な案件も多い。



- このような問題に対し、万一各種法令等への違反が確認された場合には、厳格な対応を行う必要があり、令和4年4月より施行された「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」(以下「再エネ特措法」という。)においても同様の対応が求められている。
- また、今後発生しうる不適切な事案を予防する観点からも、現状の不適切な事案の発生原因を調査し、不適切な事案の減少に寄与する取り組みを検討することが望まれている。



- これらを踏まえ、本事業では、担当課の再エネ特措法執行における業務負担を含めた社会全体でのトータルコストの削減、審査の迅速化の実現及び不適切な事案の問題解決プロセスを構築するため、様々な解決策を積極的に追求できるよう、実際に起きている通報案件等から現状把握を試みてリサーチし、担当課の継続した業務体制構築に資する改善策の提案・実行・調査を行うことを目的とする。

※本事業では、本事業の一つとして設置した「中部再エネ発電設備地域サポート窓口」に通報のあった案件を基に、問題解決のプロセスを整理した。また、通報案件の大半を占める太陽光発電に絞って取りまとめを行った。

1-2-1. 本事業における実施項目

- 本事業では、以下の項目について、実施及び取りまとめを行った。

(1) 不適切事案等の情報収集・状況の確認

- ・ 専用の業務支援要員を配置したサポート窓口を設置し、自治体や地域住民等から寄せられる不適切事案の情報を収集し、事案解決に向けた連絡調整・対応を実施した。
- ・ 事案の情報収集・整理や連絡調整の実施状況などを踏まえ、必要があると判断した愛知県2、岐阜県2、三重県3自治体の現地確認も実施し、写真及び再エネ特措法等の遵守状況等の取りまとめを行った。

(2) 連絡会議の開催

- ・ 東海地区3県、北陸地区2県の自治体関係者を対象とした「FIT/FIP制度に関する自治体連携会議」を開催し、FIT/FIP制度に関する動向や発電事業者への指導状況、条例・ガイドライン等の運用状況について、情報共有及び意見交換を実施した。

(3) 再エネ特措法関連業務の標準化及び自治体での対応状況に係る調査

- ・ 令和3年度の調査において標準化した業務対応方法をもとに、さらなる情報収集を実施し、多様化に対応するとともに、その傾向を把握し、スキームの拡充を実施した。
- ・ また、自治体の対応状況についても、愛知県5、岐阜県4、三重県6、石川県3自治体を調査し、有効と思われる対応方針や要望・意見などの取りまとめを行った。

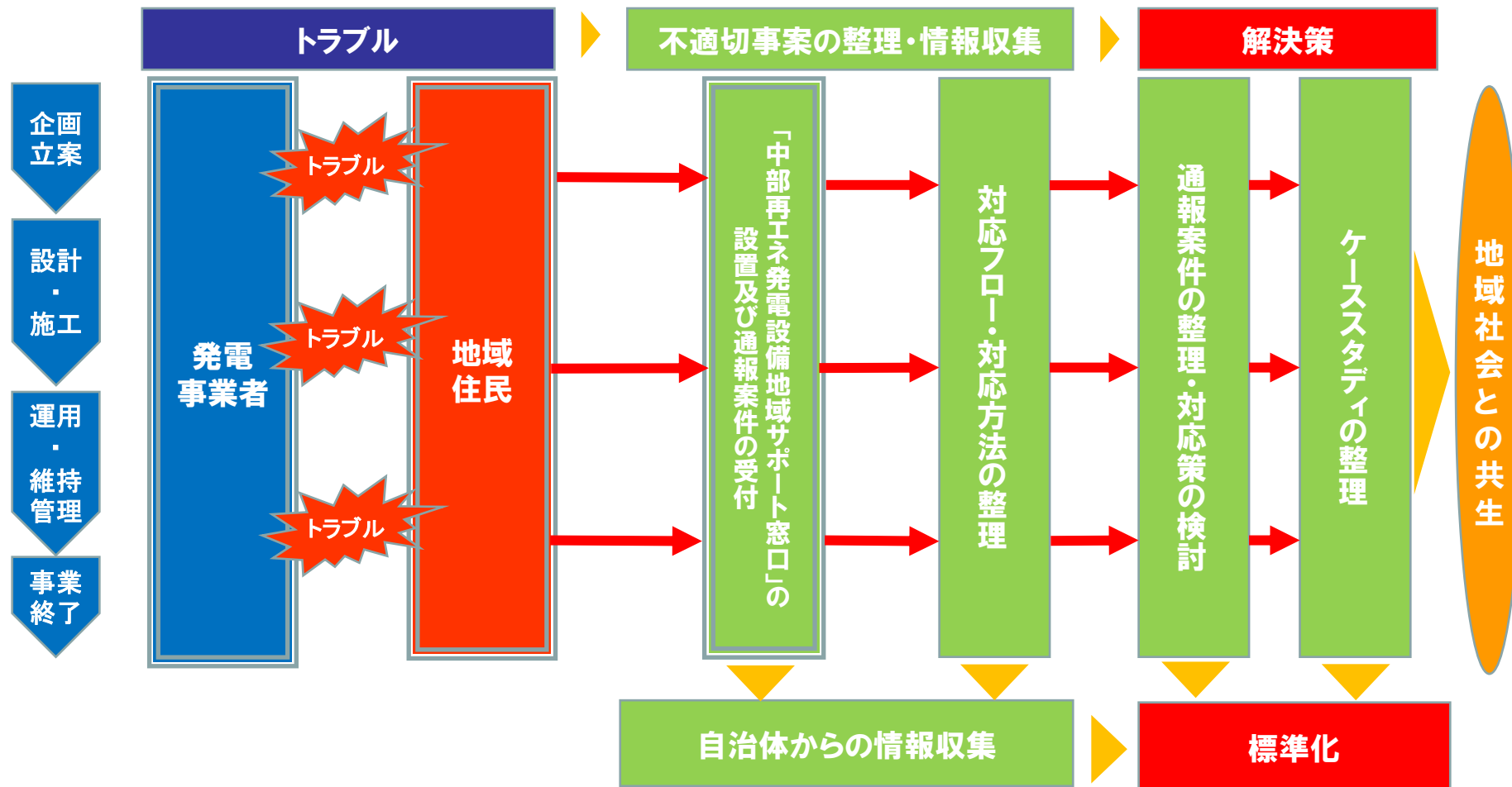
(4) 調査報告書の作成

- ・ (1)～(3)の業務を通して収集した情報等を整理し、業務対応方法の標準化及び業務対応フロー表等の作成、自治体の対応状況、現制度の改善点等の資料の作成を実施した。

1. 事業概要

1-2-2. 本事業における実施項目

- 本事業では、サポート窓口寄せられた実際の通報案件を整理し、解決方法の標準化を図った。



2. エネルギー政策・ 太陽光発電事業について

2. エネルギー政策・太陽光発電事業について

2-1. 脱炭素に関わる主な計画

- 2020年10月の「2050年カーボンニュートラル」、2021年4月に「2030年46%削減」が表明されたことを受けて、それぞれの目標を達成するために、以下の計画が策定されている。

項目	策定期間	内容
グリーン成長戦略	2021年6月策定	・ 2020年10月の「2050年カーボンニュートラル宣言」を受けて、2050年の温暖化ガス排出ゼロに向けた実行計画 ・ 将来のエネルギー・環境の革新技術(14分野)について技術戦略+産業戦略を策定 ・ 14分野の一つに洋上風力や太陽光、地熱など、再生可能エネルギーに関する新技術についての計画が記されている
第6次エネルギー基本計画	2021年10月閣議決定	・ 国の中長期のエネルギー政策の方針や目標 ・ 2021年4月の「2030年46%削減」の表明を受け、さらに50%の高みを目指して挑戦を続けるために、エネルギー政策の道筋が示してある ・ 第6次エネルギー基本計画では、脱炭素化に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底すると記載されている
クリーンエネルギー戦略	2022年6月中間整理	・ 温暖化対策を経済成長につなげる戦略 ・ 30年度までに再生可能エネルギー比率を倍増する「エネルギー基本計画」を実現するための政策を盛り込む ・ また、50年の温暖化ガス排出ゼロに向けた実行計画「グリーン成長戦略」も踏まえてつくられている

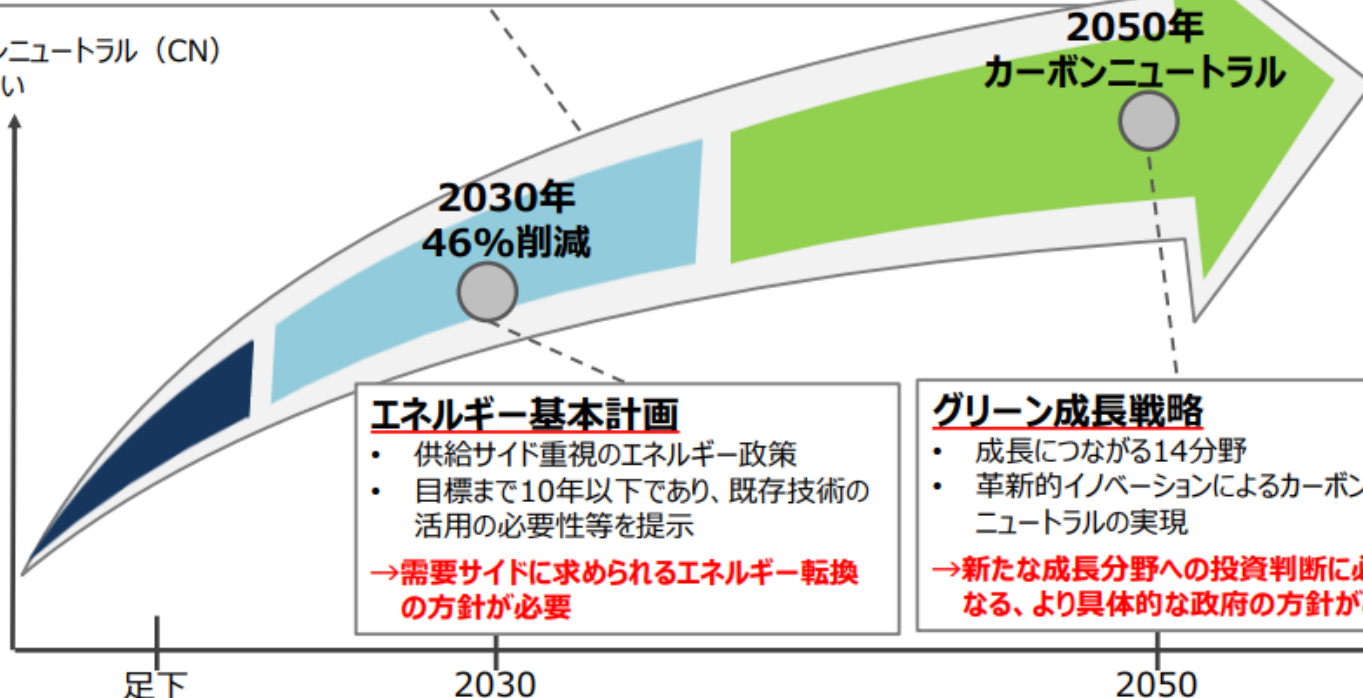
2. エネルギー政策・太陽光発電事業について

2-1. 脱炭素に関わる主な計画

クリーンエネルギー戦略

- ・ 事業者それぞれ、国民一人一人が仕事のやり方、自分の強み、生活スタイルを炭素中立型に転換していくための具体的な道筋
- ・ 供給サイド+産業など需要サイドの各分野でのエネルギー転換
- ・ 足下の投資につながるよう、新たな成長分野におけるビジネス・産業の創出への道筋
- ・ 追加的コストを最大限抑制し、経済主体の行動変容を促しつつ、社会全体で受け止めるための方策

カーボンニュートラル（CN）
の度合い



エネルギー基本計画

- ・ 供給サイド重視のエネルギー政策
 - ・ 目標まで10年以下であり、既存技術の活用必要性等を提示
- 需要サイドに求められるエネルギー転換の方針が必要

グリーン成長戦略

- ・ 成長につながる14分野
 - ・ 革新的イノベーションによるカーボンニュートラルの実現
- 新たな成長分野への投資判断が必要となる、より具体的な政府の方針が必要

（出所）内閣官房「「クリーンエネルギー戦略」に関する有識者懇談会」資料より抜粋

2. エネルギー政策・太陽光発電事業について

2-2. 第6次エネルギー基本計画

- 『第6次エネルギー基本計画』(令和3年10月閣議決定)は、「気候変動問題への対応」と「日本のエネルギー需給構造の抱える課題の克服」という二つの大きな視点を踏まえて策定された。
- 基本戦略としては、これまでもエネルギー政策の大前提とされてきた「S+3E」を大前提に、2030年度の新たな削減目標や2050年カーボンニュートラルという野心的な目標の実現を目指し、あらゆる可能性を排除せず、使える技術は全て使うという発想に立つとされている。

(1) エネルギー政策の基本的視点(S+3E)

- ・ 安全性(Safety)を前提とした上で、エネルギーの安定供給(Energy Security)を第一とし、経済効率性の向上(Economic Efficiency)による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合(Environment)を図る。
- ・ 上記に加え、新たな視点として、エネルギー供給においても、サプライチェーン全体を俯瞰した安定供給の確保の重要性が指摘されている。

(2) 2050年カーボンニュートラル実現に向けて

- ・ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、日本の温室効果ガス排出の8割以上を占めるエネルギー分野の取組が重要とされている。
- ・ しかしながら、日本の産業構造や自然条件などを踏まえても、その実現は容易なものではなく、官民一体となり総力を挙げた取組が必要となる。



(出所)経済産業省資源エネルギー庁
「日本のエネルギー 2021年度版」 S+3Eより抜粋

2. エネルギー政策・太陽光発電事業について

2-3. 「2050年」を見据えた2030年に向けた政策対応

- 2030年までに、イノベーションの具現化・社会実装を実現するのは容易なことではないため、既存の技術を最大限活用し、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことが求められている。
- このような状況の中で、再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出しない脱炭素エネルギー源であるとともに、国内で生産可能なことからエネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な国産エネルギー源として位置づけられている。

(1)再生可能エネルギーの位置づけ

- S+3Eを大前提に、再エネの主力電源化を徹底し、再エネに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促す。
- 再生可能エネルギー導入拡大に向けた具体的な取組の例は、以下のとおりである。

項目	内容
地域と共生する形での適地確保	● 改正温対法に基づく再エネ促進区域の設定(ポジティブゾーニング)による太陽光・陸上風力の導入拡大、再エネ海域利用法に基づく洋上風力の案件形成加速などに取り組む。
事業規律の強化	● 太陽光発電に特化した技術基準の着実な執行、小型電源の事故報告の強化等による安全対策強化、地域共生を円滑にするための条例策定の支援などに取り組む。
コスト低減・市場への統合	● FIT・FIP制度における入札制度の活用や中長期的な価格目標の設定、発電事業者が市場で自ら売電し市場連動のプレミアムを受け取るFIP制度により再エネの市場への統合に取り組む。
系統制約の克服	● 連系線等の基幹系統をマスタープランにより「プッシュ型」で増強するとともに、ノンファーム型接続をローカル系統まで拡大。再エネが石炭火力等より優先的に基幹系統を利用できるように、系統利用ルールの見直しなどに取り組む。
規制の合理化	● 風力発電の導入円滑化に向けアセスの適正化、地熱の導入拡大に向け自然公園法・温泉法・森林法の規制の運用の見直しなどに取り組む。
技術開発の推進	● 建物の壁面、強度の弱い屋根にも設置可能な次世代太陽電池の研究開発・社会実装を加速、浮体式の要素技術開発を加速、超臨界地熱資源の活用に向けた大深度掘削技術の開発などに取り組む。

2. エネルギー政策・太陽光発電事業について

2-4. 太陽光発電事業を取り巻く主な動向

(1) 法令等改正の流れ

- 2021年以降の法令等の改正の流れは、以下のとおりである。

成立・施行年	法令／内容
2020年6月成立 2022年4月施行 ※一部除く	『強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律』 (エネルギー供給強靱化法) 電気事業法の他に、再エネ特措法、JOGMEC法の改正も含む。 再エネの普及のために、再エネの「発電コストの削減」や「電力市場への統合」、再エネ発電設備を安全に設置・運用するための「事業規律の策定」、「電力系統の整備」等の様々な課題解決を促進させる役割などを担っている。
2021年5月成立 2022年4月施行	『地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律』 「2050年カーボンニュートラル」を基本理念として法に位置付けるもの。 地方創生につながる再エネ導入促進のために、地域の再エネを活用した脱炭素化を目指すための再エネ活用事業の計画・認定制度が創設される。 法改正によって、自治体が積極的に地域課題の解決に貢献する再エネ活用事業に関与し、地域内での円滑な合意形成を図りやすい基盤を整えている。
2022年4月施行	『再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法』(再エネ特措法) FIT制度の抜本的見直し及び再生可能エネルギー政策を再構築することを目的とし、『電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法』が改正。 主な改正点は、①FIP制度の創設、②再生可能エネルギーの導入拡大に必要な地域間連系線等の系統増強の費用の一部を、賦課金方式で全国で支える制度等の創設、③廃棄のための費用に関する外部積立ての義務化、④未稼働案件に対する失効期限の設定、となっている。

2. エネルギー政策・太陽光発電事業について

2-4. 太陽光発電事業を取り巻く主な動向

(2) 太陽光発電事業を取り巻く法改正等の主な動向

- 太陽光発電事業をめぐるのは、適正かつ適切な事業実施の確保を図るために、最近では以下のような法制度等の見直しや取り組みが行われている。

① 低圧事業者に対する措置

内容	法令等	年度
10kW以上50kW未満の小規模用事業用太陽光発電に自家消費型(発電量の30%以上は自家消費)の要件(「地域活用要件」)を設定。 - 低圧発電は余剰電力の買取のみに。	改正FIT法	2020年4月～
小出力発電設備(50kW未満の太陽光と20kW未満の風力発電設備の所有者等を報告対象化	改正電気事業法	2020年
小出力発電設備の設置者などに対しても、国への事故報告を義務づけ	改正電気事業法	2021年4月～
低圧太陽光の保安規制強化	改正電気事業法	2023年3月～

2. エネルギー政策・太陽光発電事業について

2-4. 太陽光発電事業を取り巻く主な動向

②安全面の不安払拭・安全確保

内容	法令等	年度
・ FIT認定事業者に対して設置設備への柵塀・標識の設置を義務づけ	改正FIT法	2017年4月～
・ 【資源エネルギー庁】定期報告に関するお知らせ（注意喚起）	—	2018年7月
・ 柵塀・標識等の設置義務についての注意喚起	—	2018年11月
・ 条例も含めた関係法令の遵守を義務づけ ・ 関係法令遵守違反の場合には、指導及び助言、改善命令、認定取消し等の対応	改正FIT法	2017年4月～
・ 電気事業法に基づく技術基準の整合性に疑義のある案件への取締り	改正電気事業法 改正FIT法	2019年～
・ 太陽光発電設備の斜面設置に係る技術基準の見直し	電気設備の技術基準 の解釈	2020年～
・ 『発電用太陽電池設備に関する技術基準』に土砂流出に関する基準を規定	電気事業法	2021年4月
・ 小出力発電設備の事故報告義務化	—	2021年4月～
・ 柵塀・標識設置の宣誓書提出の必須化	—	2021年4月～
・ 【資源エネルギー庁】FIT制度に基づく標識及び柵塀等の設置義務に関するお知らせ（注意喚起）	—	2021年4月
・ 【経済産業省】積雪による太陽電池発電設備の損壊事故防止について（注意喚起）	—	2021年12月
・ 森林に太陽光発電設備を設置する場合の許可が必要となる開発面積の基準変更	改正森林法施行令	2023年4月～
・ 土地の用途にかかわらず危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制	盛土規制法	2023年5月～

2. エネルギー政策・太陽光発電事業について

2-4. 太陽光発電事業を取り巻く主な動向

③地域共生に向けた取り組み

内容	法令等	年度
・『事業計画策定ガイドライン』において、関係法案・条例の遵守、住民との適切なコミュニケーションの努力義務化	事業計画策定ガイドライン	2017年
・地方自治体の条例等の先進事例を共有する情報連絡会の設置により、自治体での条例策定等の自律的な制度整備を支援	—	2018年～
・FIT認定情報の公表	改正FIT法	2020年
・FIT認定前時点での申請に係る情報について、認定前に自治体へ情報提供	—	2021年8月～
・条例データベースの構築	—	2021年8月～
・認定情報のマップ化	—	2021年9月～
・FIT認定情報の公表情報の拡充	—	検討中

④太陽光発電設備の廃棄対策

内容	法令等	年度
・廃棄等費用の積立計画と進捗状況の報告を求め、実施状況を公表	改正FIT法	2018年～
・廃棄等費用の外部積み立て義務化	改正FIT法	2020年6月、 2022年4月施行

2. エネルギー政策・太陽光発電事業について

2-5. 太陽光発電事業の実施にあたり

- 太陽光発電の事業実施において、50kW未満と50kW以上では手続きが異なる。

(1) 太陽電池発電設備の設置に係る法制上の取り扱い

- FIT/FIP制度認定の申請については、50kW未満と50kW以上に分かれている。
- これは、経済産業省の『太陽電池発電設備の設置に係る法制上の取り扱いについて』で示される、法制上の違いによるものである。
- 50kW以上では必要とされる基準や手続き、義務等が増える。また、電気主任技術者を選任しなければならず、月に数万円程度の経費が必要となる。
- コスト面や手続き、保安規定を定める等の煩雑さがあるため、50kW以上の発電設備を設置できる広さがあったとしても、**50kW未満で抑えようとする傾向**がある。

50kW未満の発電設備	50kW以上の発電設備
• 電気事業法上は小出力発電設備となり、「一般用電気工作物」になる。 • 電気工事士(第一種または第二種)が作業を行う必要がある。 • 電気主任技術者の選任は不要。	• 電気事業法上は発電用の電気工作物(発電所)となり、「自家用電気工作物」になる。 • 経済産業省が定める技術基準に適合するように電気工作物を維持する義務がある。 • 第一種または認定電気工事従事者が作業を行う必要がある。 • 保安規程を定めて届け出る義務がある。 • 電気主任技術者を選任して届け出る義務がある。

2. エネルギー政策・太陽光発電事業について

2-6. 太陽光発電事業の実施にあたり【事業計画の認定】

- 太陽光発電事業を実施するには、国が定める要件を満たす事業計画を策定し、認定を取得する必要がある。

(1) 主な認定基準

- 発電事業計画が認定を取得するためには、以下の認定基準の全てを満たしていることが必要である。

項 目	内 容
土地の確保	・ 再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、またはこれを確実に取得すると認められたこと、調達期間が終了するまでの間、同一の設置場所で発電を行う計画であること。
分割禁止	・ 特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと。
設備の決定	・ 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が決定していること。
接続の同意	・ 再生可能エネルギー発電設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについて電気事業者の同意を得ていること。
保守点検及び維持管理	・ 再生可能エネルギー発電設備を適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること。
設備の廃棄	・ 再生可能エネルギー発電設備の廃棄その他の認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止する際の発電設備の取扱いに関する計画が適切であること。
関係法令の遵守	・ 関係法令(条例を含む)の規定を遵守すること。

認定申請時までに事業実施にあたって必要な
全ての手続きを終えておく必要はない。

(出所)「再生可能エネルギーFIT・FIP制度ガイドブック2022年版」をもとに作成

2. エネルギー政策・太陽光発電事業について

2-6. 太陽光発電事業の実施にあたり【事業計画の認定】

- 『事業計画策定ガイドライン』には、事業者が発電事業を行うにあたっての「遵守事項」及び「推奨事項」が記載してある。また、「ガイドラインに記載されている事項については、**全て再生可能エネルギー発電事業者の責任において実行すべきもの**」と明記されている。

(2)『事業計画策定ガイドライン』の記載事項例

- 以下の項目が、ガイドラインに記載されている主な「遵守事項」及び「推奨事項」である。

【遵守事項に違反した場合】

- 認定基準に適合しないとみなされ、再エネ特措法に基づく**指導・助言、改善命令、認定の取消し等の措置が講じられる可能性**がある。

【推奨事項を怠っていると認められる場合】

- 再エネ特措法に基づく**指導・助言等の対象となる可能性**がある。

遵守事項	推奨事項
● 自治体に対して計画を説明し、適用される関係法令・条例の確認を行う。	● 説明会の開催など、地域住民との適切なコミュニケーションを図る。
● 発電事業者名、保守管理責任者名、連絡先等の情報を記載した標識を掲示する。	● 発電設備の稼働音等が地域住民や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずる。
● 柵塀等の設置により、第三者が構内に立ち入ることができないような措置を講じる。	● 民間団体が作成したガイドラインを参考にし、保守点検及び維持管理を実施する。
● 保守点検及び維持管理計画を策定し、これに則り保守点検及び維持管理を実施する。	● FITの調達期間終了後も設備更新することで、事業を継続する。
● 廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに発電設備を処分する。	

(出所)「再生可能エネルギーFIT・FIP制度ガイドブック2022年版」をもとに作成

2. エネルギー政策・太陽光発電事業について

2-6. 太陽光発電事業の実施にあたり【事業計画の認定】

- 再エネの地域における活用を促すため、事業用太陽光(10-50kW)には自家消費型の要件が設定してある。

(3)事業用太陽光(10-50kW)に設定される自家消費型の要件

- ・ 以下の①～②の要件を全て満たすことが必要

- ①当該再エネ発電設備の設置場所を含む一の需要場所において、発電電力量の少なくとも30%の自家消費等を行うこと。
 - ・ 自家消費等が可能な配線構造となっていることに加え、自家消費等計画を策定することが必要。
 - ・ 買取電力量を確認し、制度上想定している自家消費比率を構造的に満たし得ないと疑われる案件については、再エネ発電事業の具体的な状況を確認した上で、認定取消し等の厳格な措置を講ずる。
 - ・ 具体的な状況の確認が実施できるよう、小売電気事業者との需給契約に係る電気料金請求書等・検針票を保存するとともに、発電電力量の記録を行う必要がある。
- ②災害時に活用するための最低限の設備を求めるものとして、災害時のブラックスタートが可能であることを前提とした上で、給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントの災害時の利活用が可能であること。
 - ・ 少なくとも10kW相当分のPCSIに自立運転機能を具備させ、1.5kWの自立運転出力を確保する必要がある。
 - ・ ※営農型太陽光発電であり、農地に立てる支柱に係る農地転用許可の期間が3年を超えるものについては、②の要件のみ満たせば、FIT認定の対象となる。この場合、FIT認定後、3年以内に農地転用許可を得る必要がある。

(出所)「再生可能エネルギーFIT・FIP制度ガイドブック2022年版」をもとに作成

2. エネルギー政策・太陽光発電事業について

2-7. 太陽光発電事業の実施にあたり【関係法令の整理】

- FIT/FIP制度認定申請時に提出する「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」には、以下の法令等の該当状況を記載することになっている。

(1) 太陽光発電事業に関連する主な関係法令

- 発電事業計画の認定申請を行う際に、以下の関係法令のチェックリストがあるが、通報案件の多くに関連するのは、主に「★」印の法令である。

	関係法令	該当項目	ポイント
1	国土利用計画法	土地売買等の届出	・ 一定面積以上の土地取引には届出が必要。
2	都市計画法	開発許可	・ 一定の開発行為について許可が必要。
3	河川法	工作物の新築棟の許可、河川区域内の土地占用・掘削許可	・ 設置場所が「河川区域」または「河川保全区域」に該当するか。
4	港湾法	港湾区域内の水域または港湾隣接地域における占用許可、臨港地区内における行為届出	・ 設置場所が「港湾隣接地域」または「臨港地区」に該当するか。
5	海岸法	海岸保全区域等の占用許可	・ 設置場所が「海岸保全区域」に該当するか。
6	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	・ 設置場所が「急傾斜地崩壊危険区域」に該当するか。
7	砂防法★	砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可	・ 設置場所が「砂防指定地」に該当するか。
8	地すべり等防止法★	地すべり防止区域またはぼた山崩壊防止区域内の行為許可	・ 設置場所が「地すべり防止区域」または「ぼた山崩壊防止区域」に該当するか。
9	景観法★	景観法に基づく届出	・ 設置場所が「景観計画区域」に該当するか。

2. エネルギー政策・太陽光発電事業について

2-7. 太陽光発電事業の実施にあたり【関係法令の整理】

	関係法令	該当項目	ポイント
10	農業振興地域の整備に関する法律★	市町村の農業振興地域整備計画の変更手続	- 設置場所が「農業振興地域」に該当するか。 「農地法」と併せて要確認。
11	農地法★	農地転用許可	設置場所が「農地」に該当するか。
12	森林法	林地開発許可等手続、伐採及び伐採後の造林の届出手続	設置場所の森林が「地域森林計画」の対象となっている民有林に該当するか。
13	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可	設置場所が「埋蔵文化財包蔵地」に該当するか。「史跡」「名勝」「天然記念物指定地」に該当するか。
14	土壤汚染対策法	土地の形質変更届出	3,000㎡以上の土地の形質変更を行うか。
15	自然公園法	工作物新築許可等	設置場所が「自然公園」に該当するか。
16	自然環境保全法	工作物新築許可等	設置場所が「自然環境保全地域」に該当するか。
17	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区の管理地区の行為許可等	設置場所が「生息地等保護区の管理地区」に該当するか。
18	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区の特別保護地区の行為許可	設置場所が「鳥獣保護区の特別保護地区」に該当するか。

2. エネルギー政策・太陽光発電事業について

2-7. 太陽光発電事業の実施にあたり【関係法令の整理】

	関係法令	該当項目	ポイント
19	環境影響評価法・条例	環境影響評価手続	【環境影響評価法】 - 第一種:4万kW以上の太陽光発電事業 - 第二種:3万kW以上4万kW未満の太陽光発電事業 【環境影響評価条例】 - 地方公共団体の定める対象要件
20	その他★	その他法律・条例に係る手続	自治体が独自に定めた条例等があるか。

(2) 地方自治体の規制体系

- 太陽光発電事業においては、自治体が独自に定めた条例やガイドライン等と関係することから、地方自治体の規制体系を以下のとおり整理した。

法的拘束力	規制体系	内容
あり	条例	・ 法律同様。自治体ごとの独自ルールで、条例の規定に違反した場合も、条例が定める罰則に問われる。
	施行規則	・ 条例を補足する詳細事項。罰則も適用される。
なし	ガイドライン	・ 関係者らが取り組むことが望ましいとされる指針や基準となる目安を示したもの。
	指導要綱	・ 行政指導するにあたって、その内容や判断基準。
	要綱	・ 事案に対する基準やその事務の取扱いについて定めたもの。
	要領	・ 大綱的に定める「要綱」に対し、細目的に定めたもの。

2. エネルギー政策・太陽光発電事業について

2-8. 太陽光発電事業の実施にあたり【認定後の注意事項】

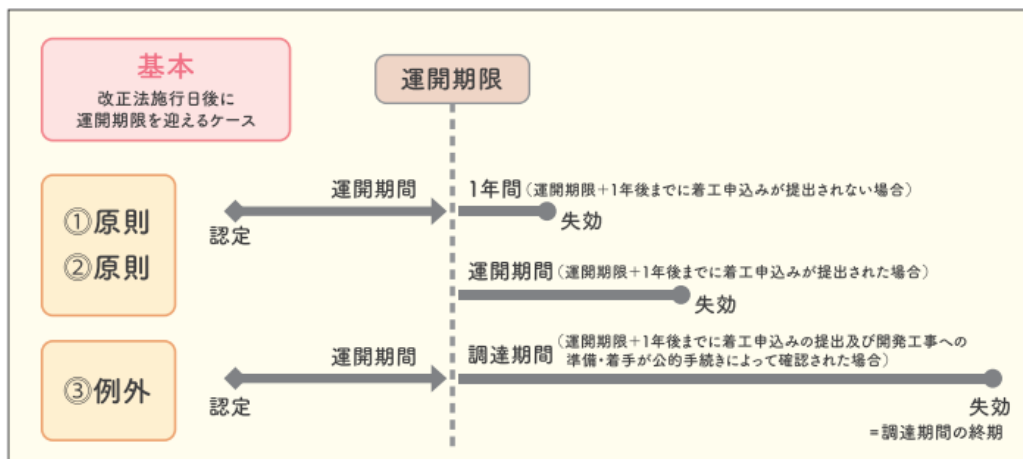
- FIT/FIP制度では、認定を受けてから運転開始までの期限が設定されており、その期限経過後、一定の期間までに事業を開始しなければ失効する。
- また、認定後にも定期的な報告義務や変更手続き等が義務づけられている。
- そのため、認定後に実施すべき事項を押さえておく必要がある。

(1) 運転開始期限

- 認定日(起算日)から3年(運転開始期限)を超過した場合は、超過期間分だけ調達期間が月単位で短縮される。(認定申請時に環境影響評価法に基づく環境影響評価を行っていた場合は5年、10kW未満は1年を過ぎると認定失効)

(2) 失効制度

- 失効制度は、認定を受けた日から起算して一定の期間までに事業を開始しなければ失効とするとし、運転開始期限の1年後の時点で事業の進捗状況を判断する。



(出所)「再生可能エネルギーFIT・FIP制度ガイドブック2022年版」をもとに作成

2. エネルギー政策・太陽光発電事業について

2-8. 太陽光発電事業の実施にあたり【認定後の注意事項】

- FIT/FIP制度では、認定後にも定期的な報告義務や変更手続き等が義務づけられている。
- そのため、認定後に実施すべき事項を押さえておく必要がある。

(3) 定期報告義務

- ・ **定期報告の提出は認定基準として義務づけられている。**
- ・ 期限までに提出がない場合には、経済産業大臣による**指導や認定取消し等の対象**となる可能性がある。
- ・ 認定事業者は、認定を受けた発電設備の設置に要した費用の報告(①設置費用報告)及び認定発電設備の年間の運転に要した費用の報告(②運転費用報告)を行う必要がある。

発電設備の分類		内 容	
		①設置費用報告(増設費用報告)	②運転費用報告
太陽光発電設備	10kW未満の設備※	必要 (増設費用報告は不要)	経済産業大臣が求めた場合に必要
	10kW以上の設備	必要	

※特例太陽光発電設備は、設置費用報告、運転費用報告とも不要

※10kW未満であっても増設により10kW以上になった場合は、増設費用報告は必要

<報告時期>

- ①設置費用報告: 発電設備が運転開始した日から1ヵ月以内
(増設した場合は、増設した日から1ヵ月以内に増設費用報告)
- ②運転費用報告: 発電設備が運転開始した月またはその翌月に、毎年1回

(出所)「再生可能エネルギーFIT・FIP制度ガイドブック2022年版」をもとに作成

2. エネルギー政策・太陽光発電事業について

2-8. 太陽光発電事業の実施にあたり【認定後の注意事項】

(4) 事業計画の変更

認定を受けた事業計画を変更する場合、①変更認定、②事前変更届出、③事後変更届出のうち変更する事業計画の項目に応じていずれかを行う必要がある。**手続きは変更後の事業者が行う**必要がある。

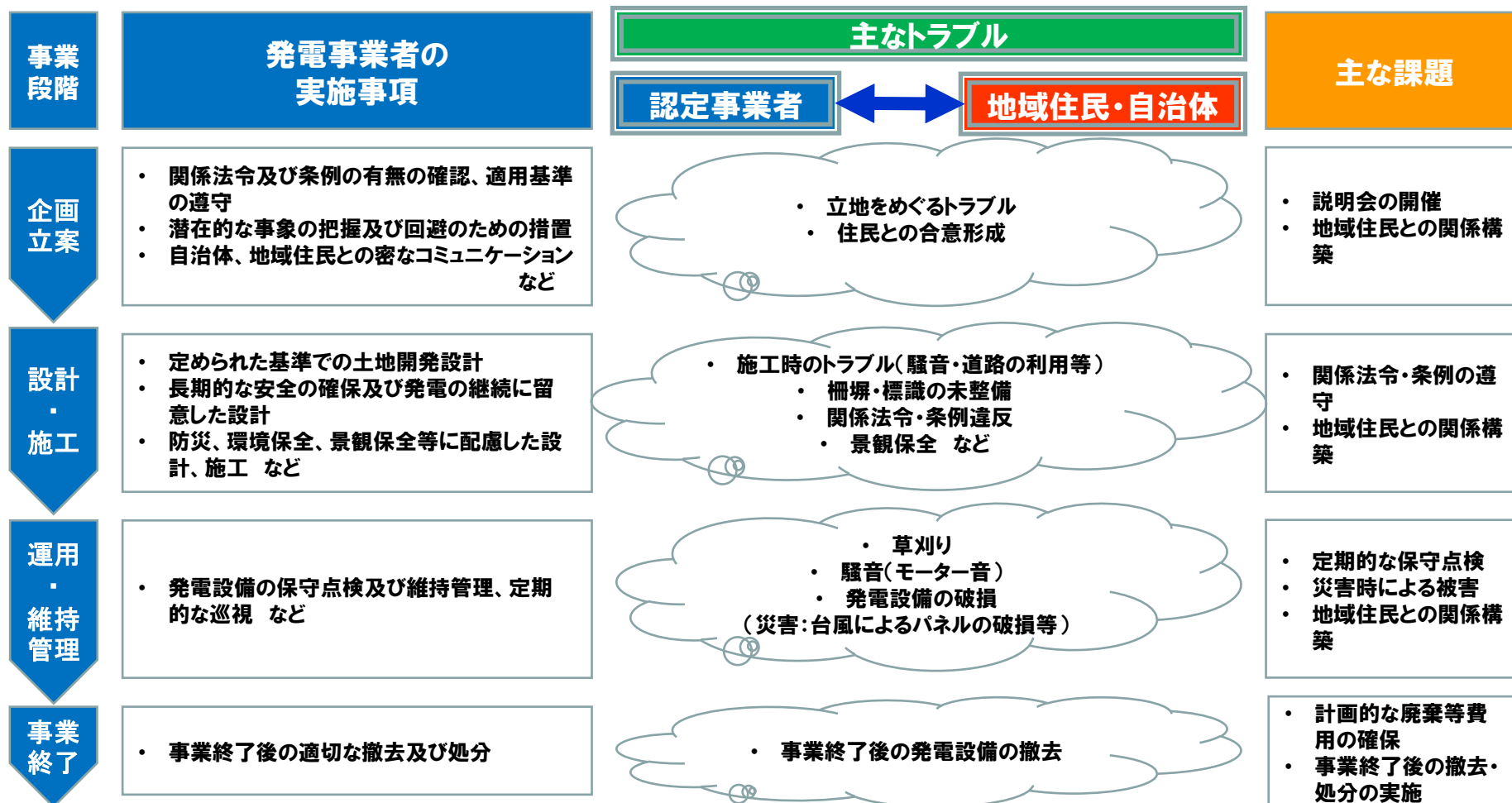
	変更内容(例)	備考
①変更認定	事業者名の変更	・ 変更後の事業者が手続きを行うこととし、社名変更、会社分割、合併、相続等については、「③事業後変更届」の対象。
	発電設備設置場所の変更	・ 運転開始後において、急遽生じたやむを得ない理由(住宅の引越し、土地収用、災害等)がある場合に限り、移設が可能。
	保守点検責任者の変更	
②事前変更届出	事業計画の内容の変更のうち「①変更認定」に係る事項を除いたもの	・ 「①変更認定」の対象となる項目を除いた、設備の設置場所、接続契約締結先、保守点検及び維持管理計画等に変更が生じる場合が対象。
③事後変更届出	認定事業者の氏名・名称、住所の変更	
	(認定事業者が法人の場合) 代表者氏名、役員氏名の変更	

(出所)「再生可能エネルギーFIT・FIP制度ガイドブック2022年版」をもとに作成

2. エネルギー政策・太陽光発電事業について

2-9. 太陽光発電設備に関連する主な課題

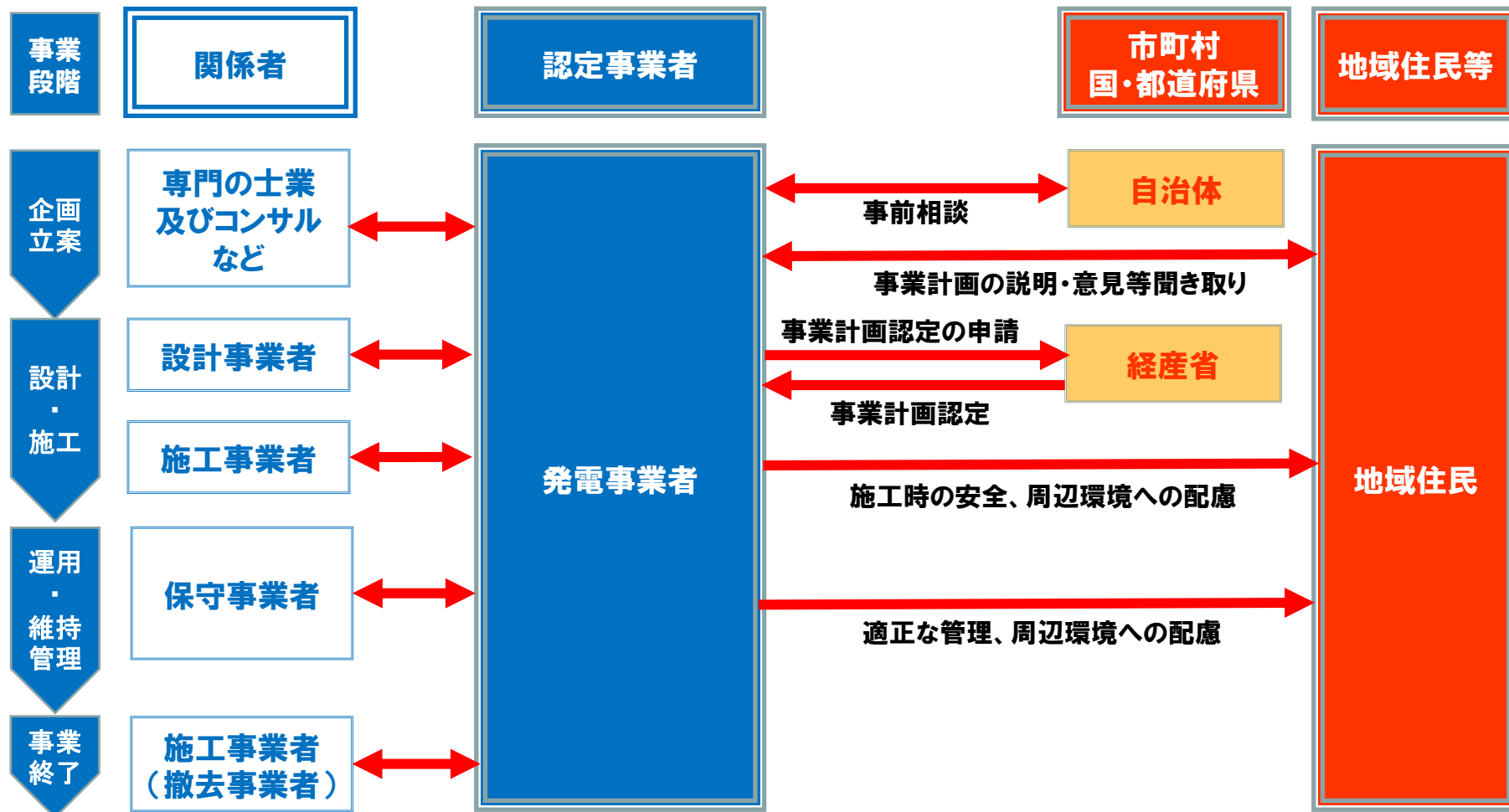
- 太陽光発電設備に関連するトラブルは全ての事業段階で起きているが、複数の事業段階で課題となっている「**地域住民との関係構築**」は最も重要な課題といえる。



2. エネルギー政策・太陽光発電事業について

2-10-1. 太陽光発電に関するステークホルダー【通常時】

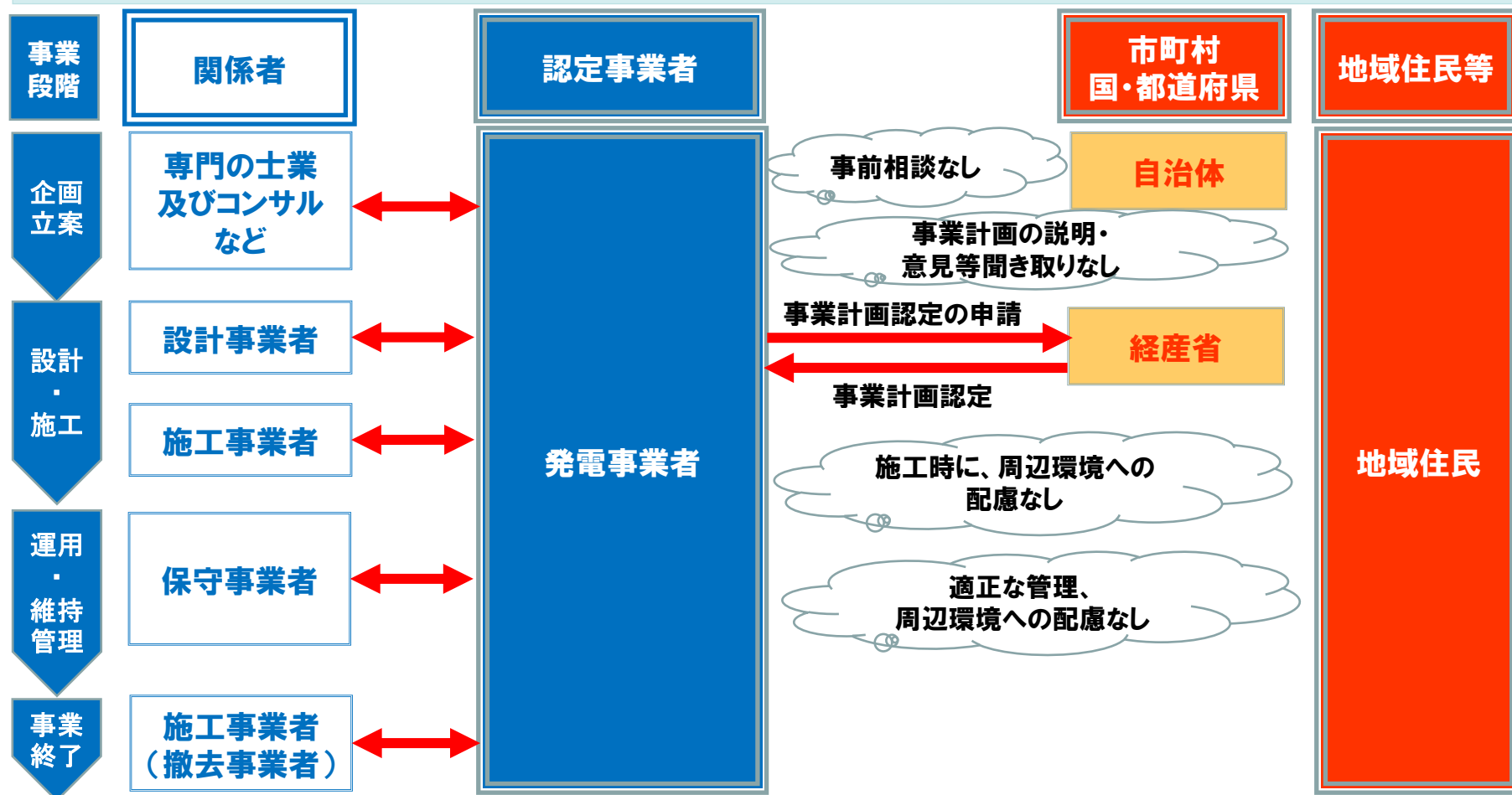
- 通常、発電事業者（認定事業者）が中心となり、自治体への事前相談や地域住民との関係構築、周辺環境への配慮などを行うことになる。



2. エネルギー政策・太陽光発電事業について

2-10-2. 太陽光発電に関するステークホルダー【トラブル時】①

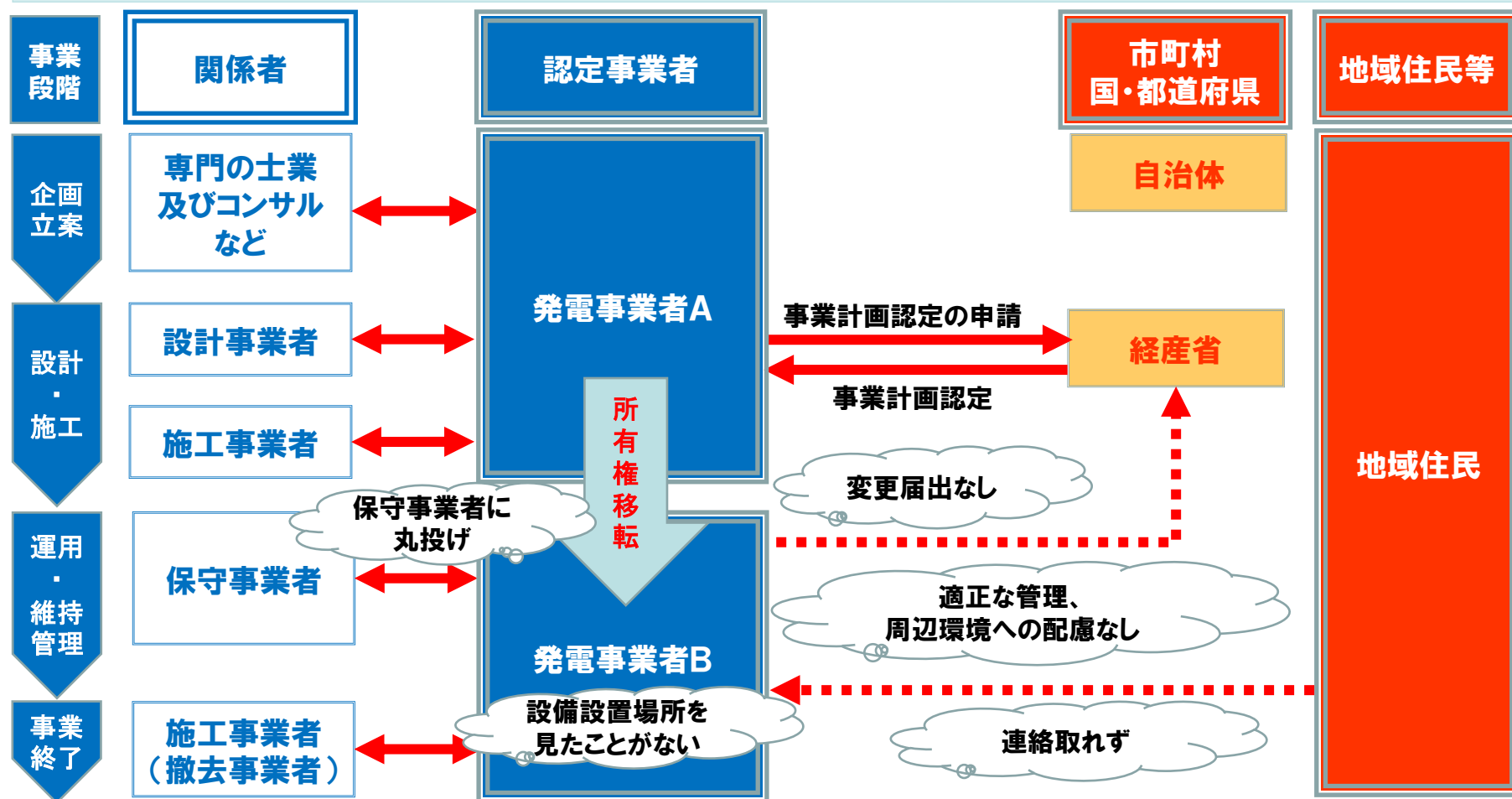
- 通報案件として最も多いのが、地域住民への説明不足、柵塀・標識の未整備、雑草等の繁茂など、周辺住民や環境への配慮が足りないことに対してである。
- 主に、発電事業者と地域住民とのコミュニケーションが図られていないことが多い。



2. エネルギー政策・太陽光発電事業について

2-10-2. 太陽光発電に関するステークホルダー【トラブル時】②

- 『事業計画策定ガイドライン』では、「ガイドラインに記載されている事項は、発電事業者の責任において実行すべきもの」とされているが、投資目的等、所有権移転や携わる事業者が複数に及ぶ等、責任の所在が複雑になっているケースがある。



3. 中部再エネ発電設備 地域サポート窓口業務

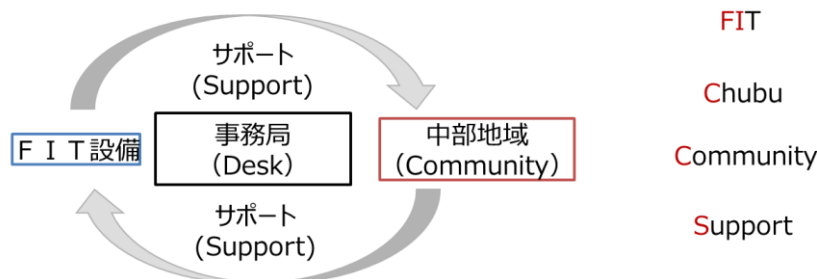
3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

3-1. サポート窓口の概要

- 専用の電話番号及び業務支援要員を配置したサポート窓口を設置し、自治体や地域住民等から寄せられる不適切事案の情報を収集し、事案解決に向けた連絡調整を実施。

項 目	内 容
名称	- 正式名称: 中部再エネ発電設備地域サポート窓口 - 通 称: FiCcS(フィックス) FIT Chubu Community Support
設置期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
対応時間	平日(お盆、年末年始を除く)9:00～17:00
設置場所	富山県富山市湊入船町3-30 株式会社ジェック経営コンサルタント内
連絡先	- 電話番号: 076-444-0370 - Mail: ficcs@jeckc.com
窓口業務	- 問い合わせの状況に応じて、担当課及び自治体と連携を図りながら改善に向けた連絡調整を行うとともに、事前に協議した調査内容を担当課に定期的に報告する。 - また、改善指導等に係る業務補助を行う中で、当該事案の改善状況等の調査を行う。

F i C c S (フィックス)



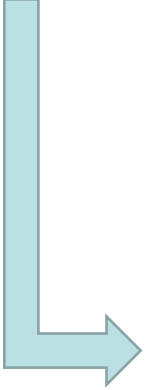
3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

3-2. 通報案件件数

- 令和4年度のサポート窓口開設期間中に通報のあった件数及び主な内容は、以下のとおりである。

サポート窓口開設期間中の通報案件数:153件

※令和5年3月20日現在



	県別	件数
東海地区	愛知県	30
	岐阜県	55
	三重県	67
北陸地区	富山県	1
	石川県	0

	案件区分	件数
①	柵塀・標識	71
②	草刈り	33
③	関係法令・条例	10
④	地域共生	46
⑤	その他	43

※案件によっては区分が複数の場合がある

4. トラブルの発生を防ぐ予防策

4. トラブルの発生を防ぐ予防策

4-1-1. 早期の事業段階における指導の重要性

- トラブルの発生を防ぐためには、早期の事業段階（「企画立案」段階）から発電事業者（事業に関連する事業者）に対して、トラブルを予防するための情報収集の方法や対応等を指導することが重要である。

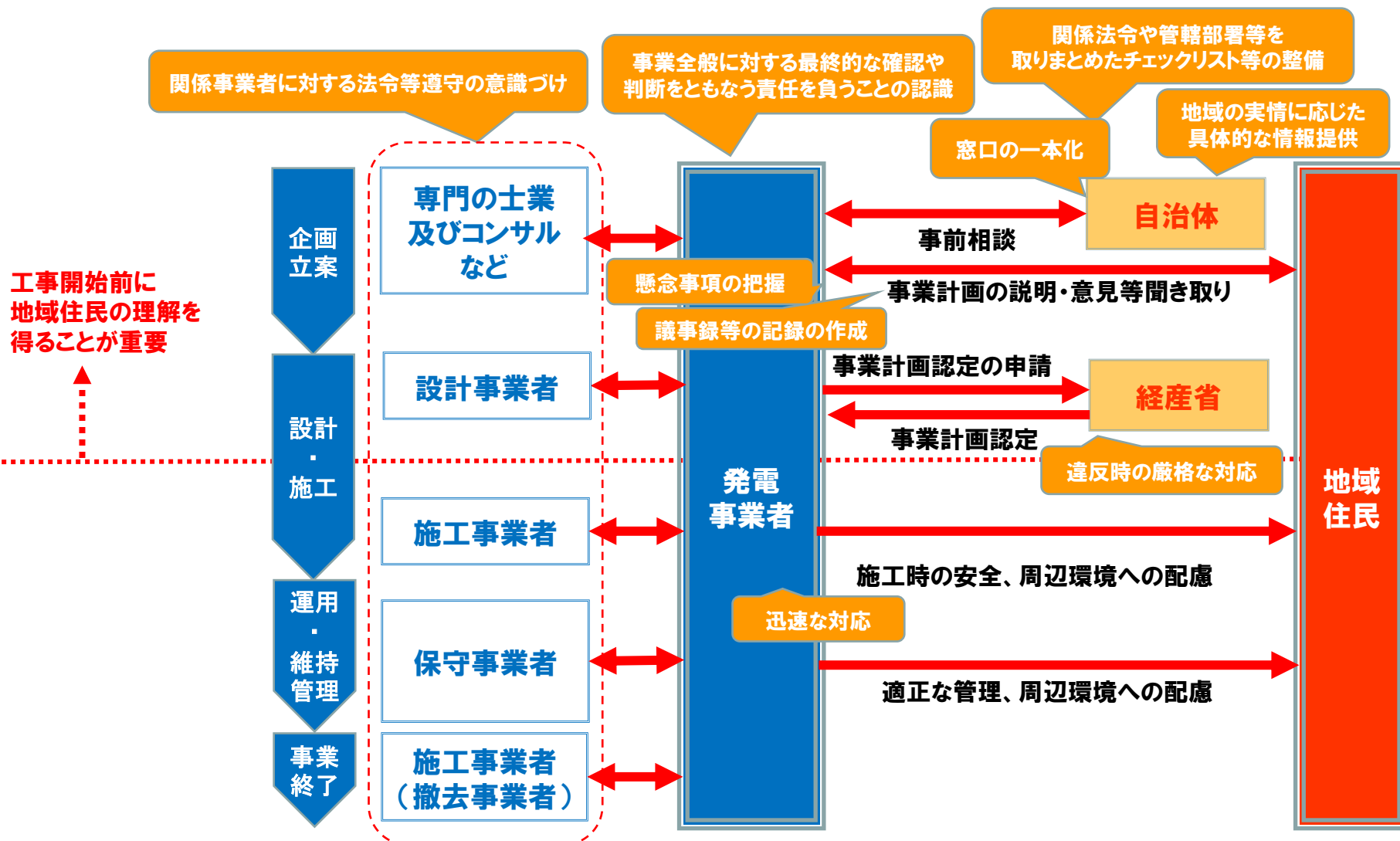
（1）各事業段階における課題とポイント

- ・ 発電事業者がFIT/FIP制度の認定を受けるには、『事業計画策定ガイドライン』を踏まえて事業計画を作成し、事業を進めていくが、「企画立案」から「設計・施工」の段階で地域住民とのトラブルが起こることが多い。
- ・ 計画が進行した段階で問題が発覚した場合、事業計画の大幅な見直しや対策が必要となり、事業が停滞してしまうことや解決が困難となる可能性がある。
- ・ また、通報案件の中には、早期に対応することで、大きなトラブルにならなかったと思われるケースも見受けられることから、事業を円滑に推進するには、**早期の事業段階（「企画立案」段階）での適切な指導が重要**となる。
- ・ 各事業段階における課題と予防策のポイントは、以下のとおりである。

事業段階	課題	予防策のポイント
企画立案	・ 適切な情報提供による関係法令・条例等の認識の徹底	・ 事前相談時の機会を有効に活用した適切な情報提供 ・ 初期対応窓口の一本化
	・ 発電事業者による質と量をともなった情報の提供	・ 地域住民が安心、納得できる情報の提供 （適切な範囲、懸念事項の把握と具体的な対応策等）
	・ 地域住民からの意見や要望に対する対応	・ 説明時の議事録等の記録 ・ 回答期日等を設定した迅速な対応
設計・施工	・ 発電事業者は、関係事業者に対しても、説明や情報共有等を行う責任があることの理解	・ 発電事業者に対する責任の所在に関する指導（直接的な指導） ・ 関係事業者との関係法令・条例等に関する認識の共有
運用・維持管理	・ 悪意のある発電事業者の存在	・ 明らかに悪意が認められる場合の速やかな認定取消の実施

4. トラブルの発生を防ぐ予防策

4-1-2. 早期の事業段階における指導の重要性



4. トラブルの発生を防ぐ予防策

4-2-1. 法令・条例、ガイドラインの遵守

- 関連する法令・条例やガイドラインに違反しているケースでは、発電事業者や事業に携わる関連会社の認識不足が大きな原因となっており、**いかに適切な情報を提供し、認識を徹底させるかが課題**となる。

主な要因

- 発電事業者が法令・条例やガイドラインに対して知識や認識が不足していると考えられる(特に、**自治体が個別に制定している条例について、認識、理解していないケース**が見られる)。
- 現状、FIT/FIP認定申請時に提出する「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」においては、各自治体が個別に制定している条例等は、「その他の法律・条例に係る手続」の項目に一括りにまとめられているため、発電事業者が認識しづらいと考えられる。

「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」の「その他の法律・条例に係る手続」の項目

20	その他の法律・条例に係る手続 (注4) (法令名: △△県××条例)	☒ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☒ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 2019年12月1日 部署: △△県環境部環境評価課 担当者名(役職): 環境花子(主事) 連絡先(TEL): 0000-00-0000
上記以外の相談先(部署名)(注5)				
・△△県企画部エネルギー環境課(関係法令全般に係る相談) ・〇〇市企画政策部エネルギー課(関係法令全般及び地域住民との調整に係る相談)				

(出所)資源エネルギー庁HPから抜粋

課題・予防策案

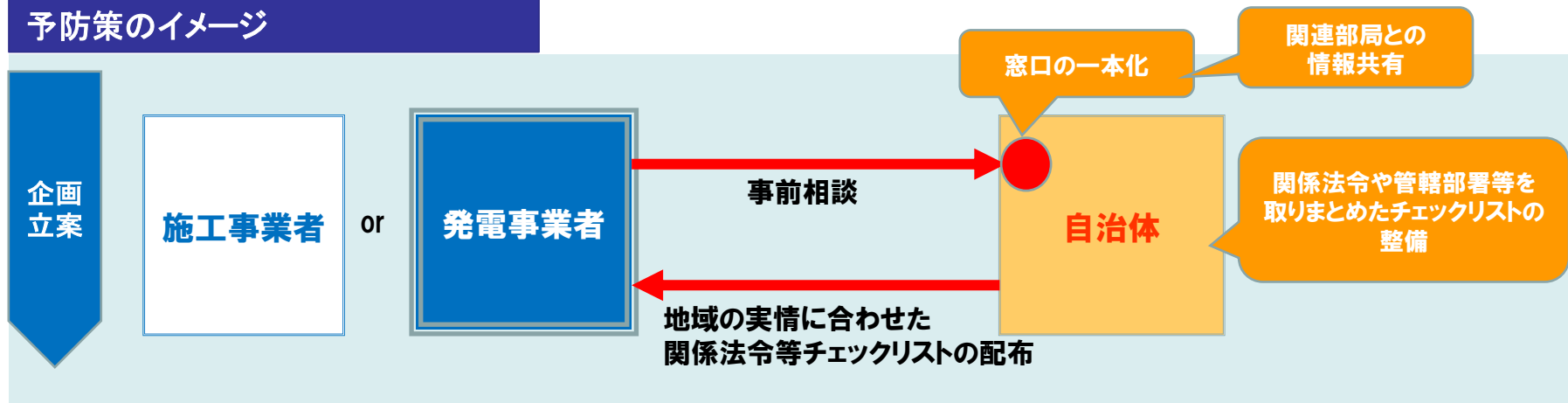
発電事業者自らが、関係条例等を検索することに期待するには限界があるのではないかと
自治体からも積極的に適切な情報提供はできないか？

- 『事業計画策定ガイドライン』では、「自治体に対して計画を説明し、適用される関係法令・条例の確認を行う」ことが「遵守事項」となっている。
- **自治体は発電事業者から発電事業計画の相談や説明を受け、機会を有効活用し、的確に指導を行う必要がある。**
- そのためにも、自治体の担当窓口が明確でない場合には、**初期の対応窓口を一本化して、事前相談の対応が必要**である。
- また、**関連部局と情報共有する体制を組むことが有効**である。
- 自治体によっては条例やチェックリスト等により、その自治体で関係する法令の概要や管轄部署等を独自に取りまとめている場合があるが、取りまとめている自治体も見られる。
- そのため、発電事業者に対して的確な指導を行う上でも、**自治体ごとに地域の実情に合わせて関係法令等の概要や管轄部署等を取りまとめた独自のチェックリスト等を作成し、相談があった際には積極的に情報提供することが必要**である。

4. トラブルの発生を防ぐ予防策

4-2-1. 法令・条例、ガイドラインの遵守

予防策のイメージ



【発電事業者に情報提供・指導を実施するタイミング】

- ・ 発電事業者が関係法令・条例等について自治体に問い合わせをしてきた時が、適切な指導を実施するタイミングである。
- ・ このタイミングを逃さず、関係法令等に関する必要事項の説明を行う。
- ・ また、関係法令・条例等の遵守のほか、責任の所在の説明、地域住民に関する情報提供も同様に行う必要がある。

【自治体の準備】

- ・ 初期の問い合わせ窓口を一本化し、FIT/FIP制度全般に関する留意点の指導が必要＝FIT/FIP制度専門窓口の設置・周知。
⇒HP等でも情報提供が必要
- ・ 条例等が制定されていない自治体は情報提供や指導に必要な書類（関係法令等一覧やチェックリスト等）の整備を推進する。

4. トラブルの発生を防ぐ予防策

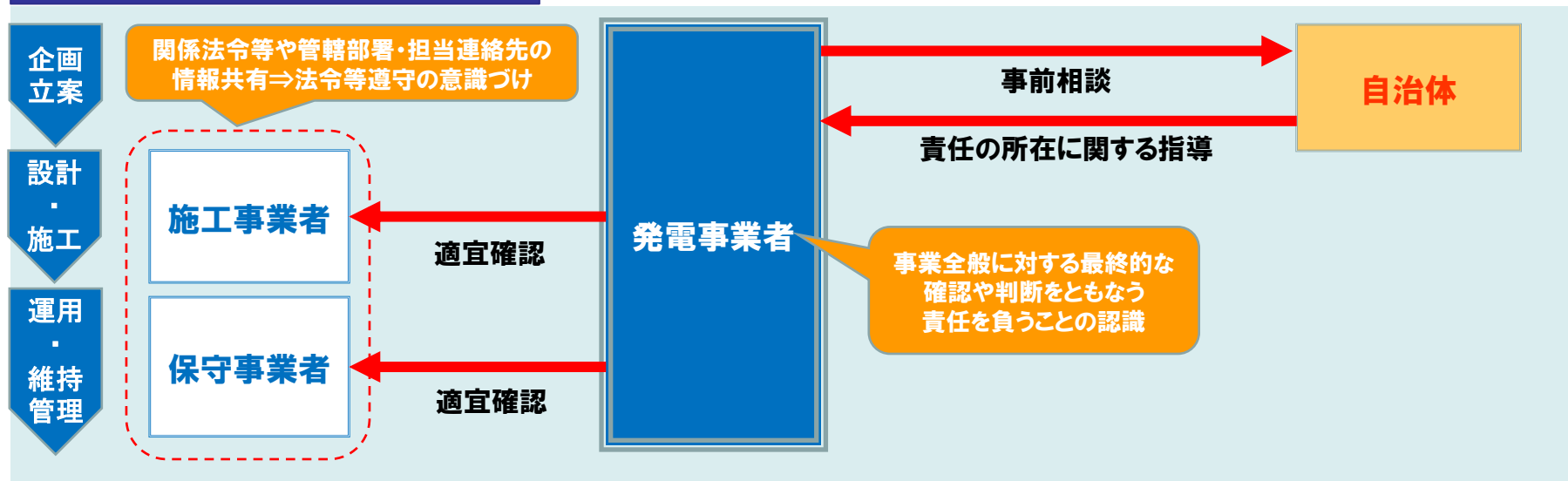
4-2-2. 法令・条例、ガイドラインの遵守

主な要因	課題・予防策案
- 発電設備を設置する過程(企画から実際の設置、FIT/FIP制度認定終了後の設備撤去に至るまで)において、必ずしも1事業者が一貫して事業を行うとは限らない。 - そのため、「企画立案」「設計・施工」「運用・維持管理」「事業終了」の事業段階ごとや、長期に渡って(複数の事業段階に継続して)トラブルが発生するケースがある。 - 要因としては、それぞれの業務を担当する事業者が異なることで、関係法令・条例等に関して認識が統一されていないことや発電事業者が認識していても、施工事業者の認識不足により違反しているケースが見られる。 ✓ 一般的に関連するガイドラインや法令・条例については、関係する全ての事業者が認識しているものと思われるが、サポート窓口に寄せられた案件を見ると必ずしも徹底されていない。  『事業計画策定ガイドライン』に記載されている事項については、発電事業者が事業全般に対する最終的な確認や判断をともなう責任を負うこととされている。発電事業者はこのことを理解しておらず、事業に関連する事業者に対して、説明や情報共有等を行う責任があることを理解できていない。	- 計画段階から自治体による指導(情報提供)ができないか？ - 関係事業者に対して説明、情報共有を実施したことを証明することはできないか？ - 自治体は発電事業者から発電事業計画の相談や説明を受けられる機会を有効活用し、的確に指導を行う必要がある。 - 発電事業者が関係事業者に業務を委託する場合、遵守すべき法令・条例等は、受託事業者が責任を負うべきものであるが、発電事業者は法令等の遵守状況や、適切に実施されていることを適宜確認することが適切であると指導する必要がある。 - 発電事業者は、関係事業者との認識を共有する上で、『関係法令手続状況報告書』や自治体独自のチェックリスト等を活用し、関係法令等や管轄部署・担当連絡先等の情報共有を行う必要がある。

4. トラブルの発生を防ぐ予防策

4-2-2. 法令・条例、ガイドラインの遵守

予防策のイメージ



【関係事業者と関係法令等に関する情報共有の徹底】

- 自治体が個別に作成した関係法令等に関するチェックリストがある場合には、**関係事業者とも必ず情報を共有し、法令遵守の意識づけを徹底する。**
- 自治体が個別に作成したチェックリスト等がない場合には、FIT/FIP制度認定申請書類「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」に自治体の条例等、担当課・連絡先等を記載したものを関係事業者と共有する。

4. トラブルの発生を防ぐ予防策

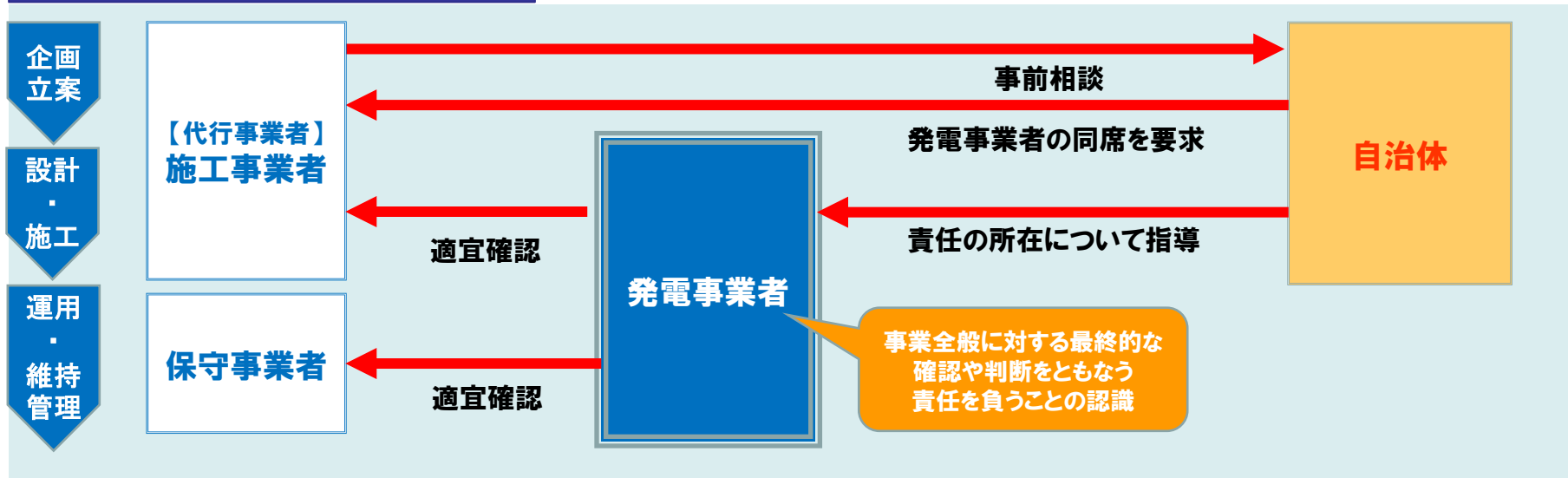
4-2-3. 法令・条例、ガイドラインの遵守

主な要因	課題・予防策案
- 発電事業者が、運用・維持管理等を保守事業者等に全て任せてしまい、運用・維持管理等に関与していないケースが見られる。 ✓ 投資や土地活用目的（農地、空き地、後継者がいない、相続等が背景）で、太陽光発電施工事業者の勧めにより発電設備を設置しているケース ✓ 転売等で所有権が変更しているケース など 【通報案件の場合】 - 発電事業者に連絡すると「わからないので、保守事業者に聞いてほしい」と回答される。  - 発電事業者が『事業計画策定ガイドライン』や関係法令・条例について理解していない。 「『事業計画策定ガイドライン』に記載する事項については、全て再生可能エネルギー発電事業者の責任において実行すべきものである」とされていることを理解していないケースがある。	発電事業者に責任の所在について指導（説明）する機会を設けることはできないか？ - 自治体は発電事業者から発電事業計画の相談や説明を受ける機会を有効活用し、的確に指導を行う必要がある。 - また、説明時には、代行事業者だけではなく、必ず発電事業者にも同席を求め、責任の所在について指導する。 （※オンラインによる面談手段も一般化してきており、遠方でも直接指導を行うことができる環境ができつつある。）

4. トラブルの発生を防ぐ予防策

4-2-3. 法令・条例、ガイドラインの遵守

予防策のイメージ



【事業全般の責任を負うことの認識と関係事業者への確認の徹底】

- 『事業計画策定ガイドライン』には、ガイドラインに記載されたことは発電事業者の責任において実行すべきものと示されている。
- また、再エネ特措法施行規則にも、施工状況及びその結果の確認を行うことと定められていることから、**施工状況の確認も含め発電事業者の責任であることを適切に指導することが必要である。**

『事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)』 第2章第2節 設計・施工 3. 施工

- ① 1. 及び2. で行った設計に基づき、かつ、関係法令及び条例の規定に従い、施工を行うこと。施工を委託する場合、電気事業法など自らに義務が課されている法令を理解し、施工委託先に対して、関係法令及び条例を遵守した適切な施工を求めるとともに、施工状況及びその結果の確認を行うこと。〔再エネ特措法施行規則第5条第2項第1号、第5条の2第3号〕

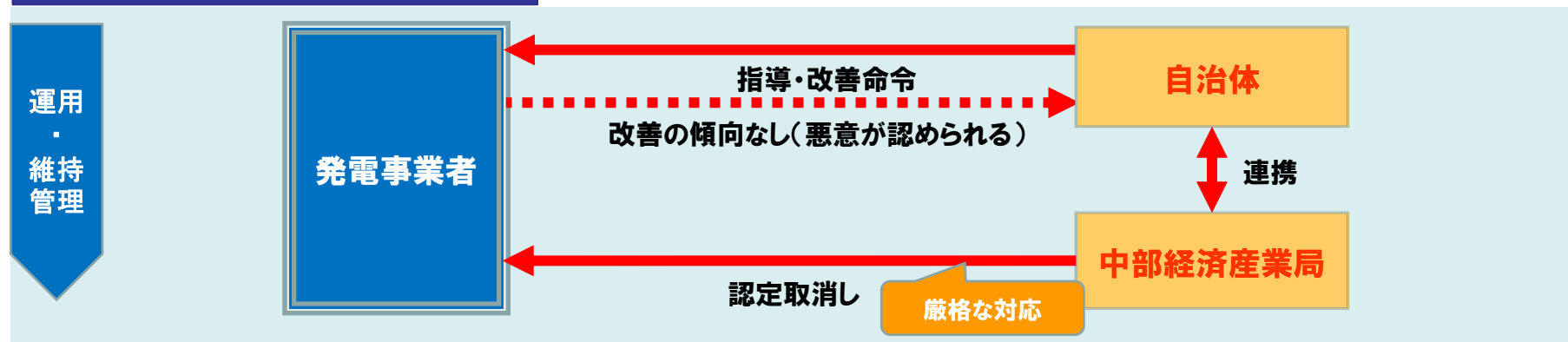
(出所)「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」から抜粋

4. トラブルの発生を防ぐ予防策

4-2-4. 法令・条例、ガイドラインの遵守

主な要因	課題・予防策案
- 発電事業者には悪意があることも考えられる。 - ガイドライン、法令・条例を認識した上で、違反していることも認識していながら、対応を放置していることも考えられる。 ✓ ガイドライン、法令・条例の抜け道や必要とされる対処をせず費用削減をしようとする等(悪徳事業者)	【発電事業者が悪意がある場合】 トラブルや懸念事項が発覚した場合、迅速な指導を行うとともに、指導及び改善命令に従わない場合には、速やかに認定取消し等の厳格な対応を行う。
具体的な案件事例: 5-4-1. 関係法令・条例 具体的な案件事例: 5-4-2. 関係法令・条例	

予防策のイメージ



4. トラブルの発生を防ぐ予防策

4-3-1. 地域住民との関係構築

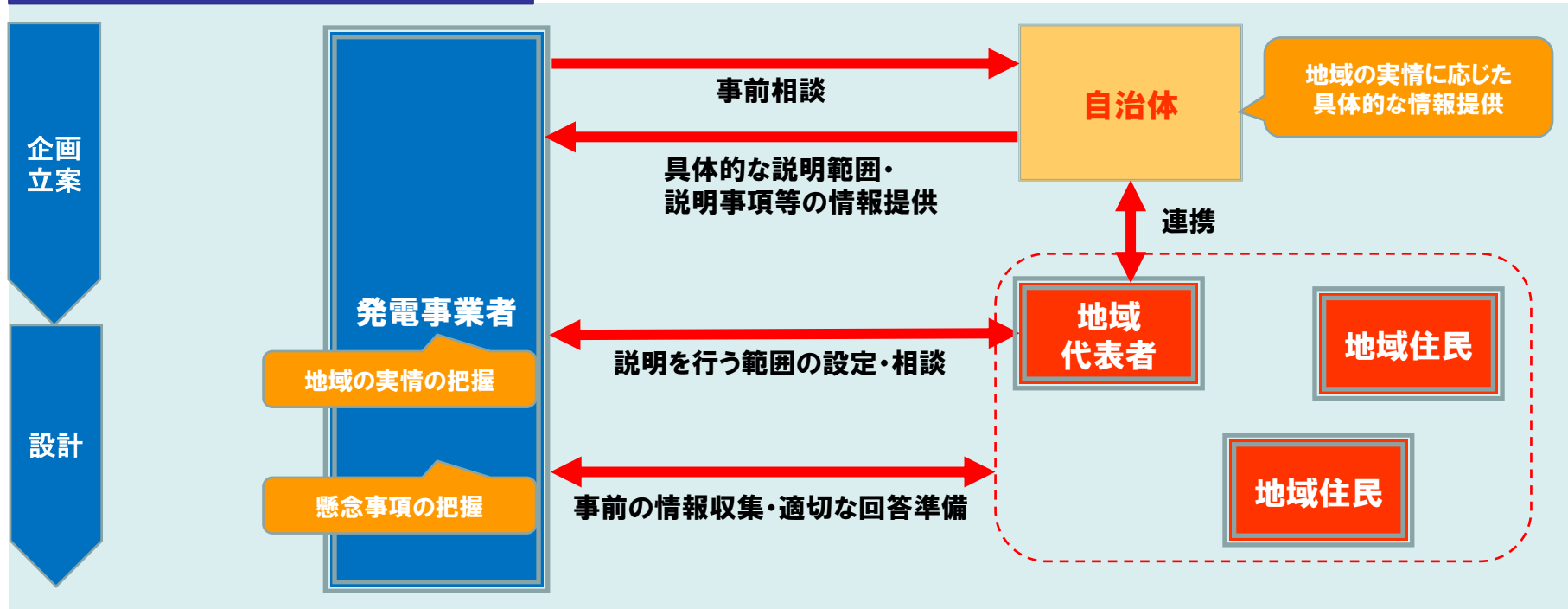
- 法令等の違反ケース以外の大多数のトラブルは、地域住民との関係構築が上手くいっていないために起きている。発電事業者は、地域住民の不安や要望に対して、適宜適切な説明と誠意のある対応を行い、**地域住民とのより良い関係づくりを行う必要がある。その手順や留意点等をどのように指導するかが課題となる。**

主な要因	課題・予防策案
【発電事業者の情報提供不足】 ● 地域住民は、基本的に安心、納得できれば発電設備の建設に対して反対することは少ない。 ● しかしながら、地域住民に対する説明において、発電事業者は情報を提供していると考えているものの、地域住民が求めている情報が不足しているため問題が生じている。 ● 「説明を聞いていない」、「工事が始まってから初めて知った」といった通報案件も多く、説明をすべき地域住民の範囲の設定と伝え方や確認方法に問題があると考えられる。  ● 結果として、発電事業者と地域住民の情報に対する認識に齟齬が起きている。 ● 発電事業者は地域住民の不安を解消するとともに、事業に対する地域住民の理解を得るために、質と量をともなった情報をいかに提供するかが課題といえる。 具体的な案件事例：5-5-3. 地域共生	発電事業者に地域住民が安心、納得できる情報の提供を指導する機会を設けることはできないか？ ● 発電事業者から事業の相談や説明を受ける機会において、以下の点を的確に指導することが必要である。 ✓ 発電事業者は、自らの判断だけでなく、自治体や地域自治会長等に相談し、適切な説明を行う範囲を設定する必要がある。 ✓ 円滑な説明会を実施するためには、地域住民の要望や不安等の情報を事前に収集し、適切な回答を準備しておく必要がある。 ✓ 発電事業者が提供する情報は、具体的(数値等)で、かつ、第三者から見ても納得できる(不安や懸念事項を払拭できる)ものであること、要望される情報提供については期限を定め、迅速に提供方法等を示すことで地域住民との関係構築につながる。

4. トラブルの発生を防ぐ予防策

4-3-1. 地域住民との関係構築

予防策のイメージ



4. トラブルの発生を防ぐ予防策

4-3-1. 地域住民との関係構築

【地域住民が安心、納得できる情報の提供】

- ・ 地域住民が安心、納得できる情報を得られれば、大きなトラブルになることは少ない。
- ・ 地域共生案件から得られた発電事業者及び自治体が留意する点は、以下のとおりである。

地域住民の不安・不満の主な要因	留意点
✓ 発電事業者は、周知や説明すべき地域住民等の範囲について、市町村や都道府県等に対して助言や情報提供を求めているため、適切な範囲の地域住民に漏れが生じている。	・ 説明すべき範囲や対象は、事業規模や実施形態、周辺環境の状況等の地域の実情によって異なることから、事業計画の事前相談時に、相談内容と地域の実情を踏まえた自治体からの適切な助言が必要。 ・ 発電事業者は、自治体からの助言を踏まえ、地域コミュニティの代表者（関係区長・自治会長等）等とコミュニケーションを図り、発電事業者自身が地域の実情を把握することが重要である。 ・ 一般的に、事業規模が大きくなると環境影響が及ぶ範囲が広くなり、周知を行う範囲も広がる。自治体や地域コミュニティの代表者等にも相談し、どの範囲まで周知を行うべきか十分検討する必要がある。 ・ 周知方法も、自治体の助言や地域コミュニティの代表者からの情報提供等を踏まえ、地域の状況に応じた最適な方法を採用する（チラシ配布や回覧板への掲載、個別訪問等）。
✓ 発電設備設置計画があることの通達や、地域住民の懸念事項等の聞き取りが十分にされないまま、施工直前に説明会が開催され、地域住民が「聞いていない、知らない」と不安を抱いている。	・ 円滑に事業を推進するためには、地域住民に対する事業計画の適切な通知とともに、地域住民等からその土地や周辺環境の状況に関する情報収集をするとともに、懸念事項等を聞き取ることが必要である。 ・ 事前周知を行う際には、地域住民等に発電事業者の連絡先を伝達し、メール・書面での情報収集を行うことが重要である。
✓ 説明会において、地域住民から聞き取った意見・要望に対する対応等について、説明がされていない、もしくは地域住民が求めているレベルの説明がされていないため、地域住民が不満を抱いている。	・ 地域と良好な関係を築くためには、説明会等の資料や質疑応答の概要と併せ、事業計画の説明等に際し、地域住民等から寄せられた意見や要望を踏まえた対策を、具体的に、第三者が見ても納得できる内容に整理し、説明会や回覧板等を通じて地域住民等へ知らせることが必要である。

4. トラブルの発生を防ぐ予防策

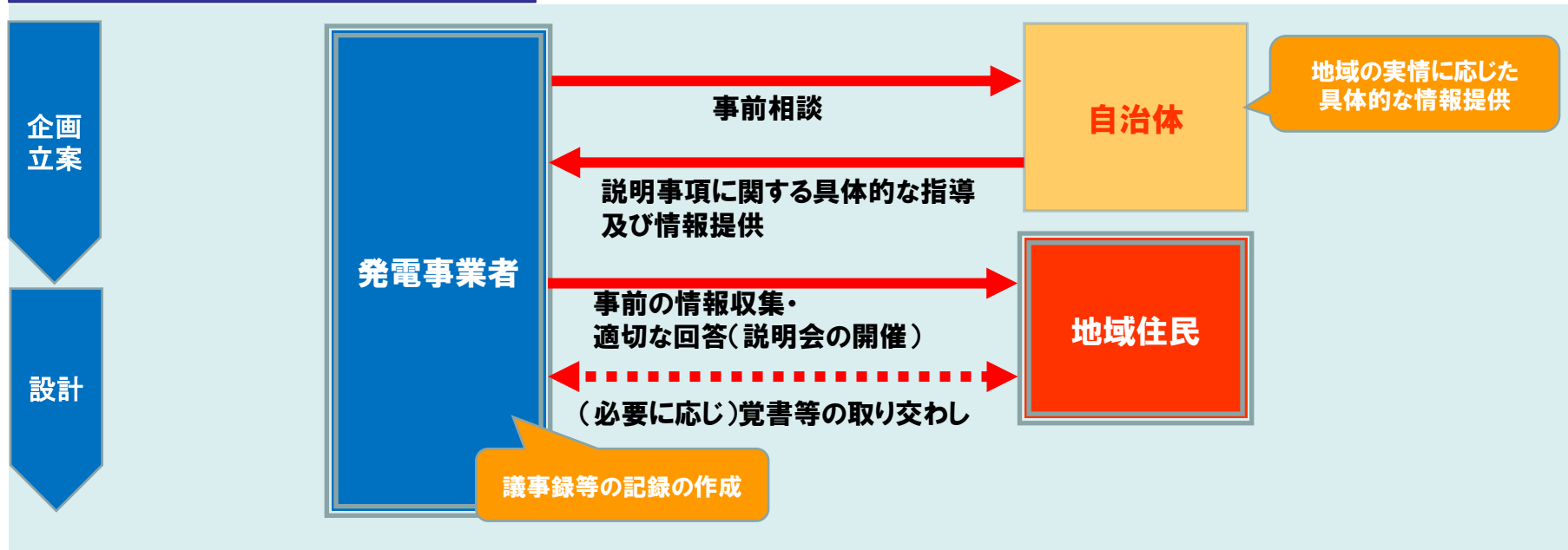
4-3-2. 地域住民との関係構築

主な要因	課題・予防策案
- 地域住民との関係構築(事業の説明)は『事業計画策定ガイドライン』において「推奨事項」とされているが、具体的に何をどこまで行うかは示されていない。 - 発電事業者の判断により説明事項を決定しているため、発電事業者にとって都合の良い説明会が実施されているケースが見られる。 具体的な案件事例:5-5-4. 地域共生	発電事業者任せきりにせず、説明会の内容を自治体からも指導(助言)することはできないか？ - 発電事業者から発電事業計画の相談や説明を受ける機会において、以下の点を的確に指導(助言)する。 ✓ 地域説明会の実施については、環境省の『環境配慮ガイドライン』等に具体的な説明事項等が示されている。その情報を提供することにより、住民が求めている説明会開催の指針とすることができる。 ✓ 発電事業者は、地域住民の懸念事項やトラブルとなりやすい項目についての情報を事前に収集し、適切な回答を準備しておく必要がある。 ✓ 説明会の内容、決定・合意事項、要望やそれに対する対応等については、場合によっては自治体と協議し、覚書等を取り交わすことで後々のトラブルを防ぐことができる。

4. トラブルの発生を防ぐ予防策

4-3-2. 地域住民との関係構築

予防策のイメージ



【議事録等の記録の作成】

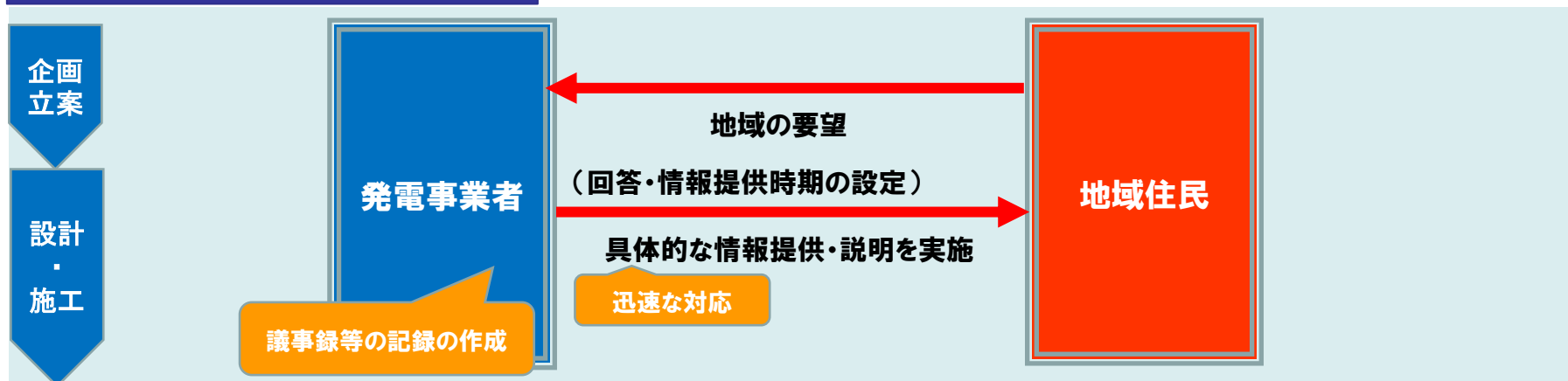
- 説明を実施(説明会を開催)した場合は、その日時、対象地域や対象者、説明を行った方法、説明資料を記録する。
(説明会の場合は、参加を呼びかけた対象地域や対象人数、出席者数、説明内容、質疑応答の状況等)
- 記録しておくことにより、工事や発電施設の稼働の際において、トラブルになった場合でも、地域住民等への説明に役立てることができる。

4. トラブルの発生を防ぐ予防策

4-3-3. 地域住民との関係構築

主な要因	課題・予防策案
【発電事業者の対応の遅れや情報不足】 地域住民から要望が挙がった際の発電事業者の対応について、いつまで経っても返事(対応)がない、要望を満たす情報を提供してくれない等、対応の遅さや情報不足が不満やトラブルの要因となっている。 具体的な案件事例:5-3-1. 草刈り	迅速な対応が地域住民との関係構築につながることを発電事業者認識してもらえないか？ - 地域住民から要望等が挙がった際には、回答及び情報提供の時期に期限を定め、迅速に情報提供方法等を示すことが地域住民との関係構築につながる。 - 発電事業者は、具体的(数値等)で、かつ第三者が見ても納得できる(不安や懸念事項を払拭できる)情報の提供に努める。 - 説明会の内容については、議事録を作成することで、発電事業者と説明を行う範囲の者双方で、情報や認識の共有を行う。これにより、言った・言わない、説明の過不足等について、双方の行き違いを払拭することが可能となる。

予防策のイメージ



5. 具体的な案件事例 (ケーススタディ)

5. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

5-1. ケーススタディの目次

- サポート窓口開設期間中に寄せられた通報案件の中から、参考になる案件をケーススタディとして取りまとめた。

	案件区分	番号	ケース	ページ
①	柵塀・標識	5-2-1	1人の通報者から同時に3か所の柵塀・標識の通報があったケース。すべて同じ発電事業者が所有している太陽光発電設備。	50
		5-2-2	発電事業者が隣地住民と訴訟中であり、柵塀・標識の設置対応の優先度が低かったことにより起きたケース。	52
		5-2-3	柵塀設置の計画はあったが、代替として農園用ポールとナイロン製網で柵塀設置。風雨で倒れ、何度も指導をしているが、未だ改善に至っていないケース。	54
②	草刈り	5-3-1	発電事業者が遠方に居住しており、設備のメンテナンスが頻繁にできずに起こったケース。	56
③	関係法令・条例	5-4-1	工事を開始してから3年以上経つが、届出図面どおりに工事が施工されていないケース。	58
		5-4-2	設備設置前の造成段階でのトラブル等に関して、施工事業者から相談があったケース	60
④	地域共生	5-5-1	ハチの巣に関する地域住民の懸念点等を説明し、理解を得たことで改善したケース。	62
		5-5-2	発電事業者と地域住民は既に協議をしていたが、窓口が介入することで通報者の不安感を軽減することができたケース。	64
		5-5-3	発電設備設置前の発電事業者から質問を受けたケース。	66
		5-5-4	発電事業者が事業実施前に近隣住民の承諾を得ようと働きかけたつもりが、書面等でのやりとりの履歴が残っていなかったことによりトラブルとなったケース。	68
⑤	その他	5-6-1	新規のPPA事業を開始するため地主と契約を締結しようとしたところ、地主の認識のないうちに別事業者による設備IDが取得されていたケース。	70

5. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

5-2-1. 柵塀・標識

- 1人の通報者から同時に3か所の柵塀・標識の通報があったケース。すべて同じ発電事業者が所有している太陽光発電設備。
- 事業計画策定ガイドラインに基づき、柵塀・標識の設置は義務となっていることと、防草処理の景観について住民が苦慮していることを説明し、理解を得たことで改善。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	愛知県	発電出力区分(kW)	49.5kW
通報内容	柵塀の安全性がない、標識はあるが何も記載されていない、防草処理の景観が悪いとの通報。		
要望	安全性の高い柵塀の設置、標識の記入、景観の改善。		

経過

	対応	ポイント・備考
06/23	・ 資源エネルギー庁からの通報案件。通報者は市議会議員。	
06/29	・ 発電事業者に事実確認。柵塀・標識、防草処理の景観について了承。	
11/01	・ 発電事業者から1か所の柵塀・標識、防草処理の対応後の写真が届き、完了とする。 ・ 残りの2か所は対応後、写真送付すること。	
12/20	・ 残りの2か所の柵塀・標識、防草処理の対応後の写真が届く。 ・ 写真から柵塀が四方に囲まれていることが確認できないため、写真撮影箇所を指定し、もう一度写真を送るようお願い。 ・ 標識に記載されている保守点検事業者の記載内容が登録内容と相違があるため、変更しているのであれば変更届の提出をお願いする。	
01/10	・ 柵塀の写真が届き、問題がないと判断し、完了とする。	

5. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

5-2-1. 柵塀・標識

写真

改善前



改善後



関係法令・条例

再エネ特措法施行規則

柵塀：第5条第1項第3号、標識：第5条第1項第5号

事業計画策定ガイドライン（遵守事項）

【第2章第2節 設計・施工】
4. 周辺環境への配慮

指導

- 柵塀の安全性改善のため、事業計画策定ガイドラインに基づき説明をし、理解した上で対応していただけた。
- 本サポート窓口で改善が確認できるよう、改善後の写真の提供を求めた。

5. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

5-2-2. 柵塀・標識

- 発電事業者が発電設備の隣地住民とのトラブルに対する訴訟中であり、柵塀・標識の設置対応の優先度が低かったことにより起きたケース。
- ガイドライン遵守事項について説明し、理解を得たことにより迅速な対応につながった。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	岐阜県	発電出力区分(kW)	106.2kW
通報内容	柵塀及び標識が未設置であると自治体から通報。		
要望	柵塀・標識の設置。		

経過

	対応
11/01	- 自治体より通報あり。柵塀・標識が未設置であるため指導し、改善してほしい。 - いただいた情報を基に、中部経産局に照会依頼をし、連絡先情報等を入手。発電事業者へのコンタクトを開始。
11/08	まずは発電事業者に対し事実確認のため電話。発電設備内でトラブルが発生しており、隣地の住民(自治体へ相談したと思われる住民)と訴訟中のため、弁護士に相談の上、対応するとの返答。
01/13	- 今後の対応の目途等を確認するため発電事業者に連絡。 - 柵塀の設置をしたいが、境界に樹木等があるため設置が困難であるとのこと。勝手に伐採して設置することもできない。樹木は隣地の方(訴訟相手)の所有地のものであるとのこと。⇒当窓口が把握している現場状況と異なり、話に食い違いが生じている。現状は自治体からのみ写真提供を受けていたため、発電事業者側からも状況がわかる写真提供を依頼。
01/20	双方の現場写真から柵塀設置は可能であると判断。発電事業者に対し、その旨を伝え、ガイドラインに則り設置するよう指導。3月半ば頃を目途に設置完了いただくことで了承。
02/28	- 発電事業者より設置完了の写真提供あり。 - 当窓口で、四方が囲まれていることを確認。自治体へ完了報告を行い、案件対応完了となる。

5. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

5-2-2. 柵塀・標識

写真

改善前



改善後



関係法令・条例

再エネ特措法施行規則	柵塀：第5条第1項第3号、標識：第5条第1項第5号
事業計画策定ガイドライン（遵守事項）	【第2章第2節 設計・施工】 4. 周辺環境への配慮

指導

- 柵塀設置の必要性について、事業計画策定ガイドラインに基づき説明し、理解を得たことで迅速な対応につながった。
- 本サポート窓口で設置が確認できるよう、四方からの写真提供を求めた。

5. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

5-2-3. 柵塀・標識

- 設置前の住民説明会では柵塀設置の図面を見せられたが、その後、設置が進まず、代替として農園用ポールと緑色のナイロン製網で発電設備が囲まれる。網では軟弱なため1年未満で風雨で倒れ、現状は柵の役割を全く果たしていない。何度も指導をしているが、未だ改善に至っていないケース。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	三重県	発電出力区分(kW)	49.5kW
通報内容	柵塀の未設置。		
要望	柵塀・標識の設置。		

経過

	対応	ポイント・備考
06/09	・ 資源エネルギー庁からの通報案件。通報者は自治体。	
09/06	・ 発電事業者に事実確認。 ・ 金銭面での懸念があるといった回答だったが、柵塀設置は義務のため対応のお願い。	
10/14、11/15	・ 発電事業者に進捗確認。対応は進んでいないため再度柵塀設置のお願い。	
12/21	・ 発電事業者に進捗確認。工事中であり、完成は年明けになるとのこと。 ・ 発電事業者はメールできず。現状把握のため通報者に現状の写真の送付をお願い。	
01/10	・ 写真が届いたが、工事の形跡はなく、再び柵塀設置のお願い。	
02/09	・ 発電事業者から柵塀の設置完了と報告。メールができそうとのこと写真送付をお願い。	
02/10	・ 写真が届き、柵塀の確認。安全性に欠ける柵塀と判断し、再び指導。	
02/24	・ 窓口から指導するも改善につながらないため中部経産局へ対応依頼。	

5. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

5-2-3. 柵塀・標識

写真

改善前



現状



関係法令・条例

再エネ特措法施行規則

柵塀：第5条第1項第3号、標識：第5条第1項第5号

事業計画策定ガイドライン（遵守事項）

【第2章第2節 設計・施工】
4. 周辺環境への配慮

指導

- 平成29年のFIT法改正における変更事項を発電事業者は把握していたが、金銭面の懸念から柵塀の設置を見送っていた。
- 柵塀設置は義務づけられていることを伝え、指導し続けた。
- 指導をしても改善につながらないことから中部経産局へ対応を依頼。

5. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

5-3-1. 草刈り

- 発電事業者が遠方に住んでいるため、設備のメンテナンスが頻繁にできずに起こったケース。
- 事業計画策定ガイドラインに基づき、売電効率、周辺環境の配慮の点から説明・指導をし、改善。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	三重県	発電出力区分(kW)	49.5kW
通報内容	柵塀・標識の未設置。除草がされていない。		
要望	対応してほしい。		

経過

	対応	ポイント・備考
07/25	- 自治体より通報案件の連絡あり。 - 柵塀・標識の未設置、除草がされていないため対応してほしい。	
08/04 08/19 08/31	発電事業者に連絡するも不出。	
10/21	連絡がつかないため、注意喚起文を郵送。	
10/31	連絡がつかないため、メール対応に切り替える。	
11/02	発電事業者からメールの返信。除草は業者に依頼し対応済、柵塀・標識は見積中と返答。	
11/24	- 除草した写真をメールで受け取り除草は完了と判断。 - 柵塀・標識は対応中とのことで、経過観察とする。	

5. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

5-3-1. 草刈り

写真

改善前

改善前の画像なし

改善後



関係法令・条例

再エネ特措法施行規則	柵塀：第5条第1項第3号、標識：第5条第1項第5号
事業計画策定ガイドライン（推奨事項）	【第2章第3節 運用・管理】 2-（2）. 発電性能の維持に関する取組 4. 周辺環境への配慮

指導

- ・ 郵送、メールで指導を行ったことにより、定期的なメンテナンスが必要だと理解していただいた。
- ・ 本サポート窓口で改善確認ができるように、改善後の写真の提供を求めた。

5. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

5-4-1. 関係法令・条例

- 工事を開始してから3年以上経つが、届出の図面どおりに工事が施工されていないケース。
- 工事が進捗しておらず資材が放置されたままの状態、柵も設置されていないが、売電は始まっている。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	岐阜県	発電出力区分(kW)	49.5kW
通報内容	開発条例の申請図面どおりに工事が行われていない。 工事は進捗しておらず、資材は放置、柵・標識未設置。		
要望	市から文書指導しているが、条例を無視した状態であり、条例の根幹を揺るがす事案である。 サポート窓口からも指導してほしい。		

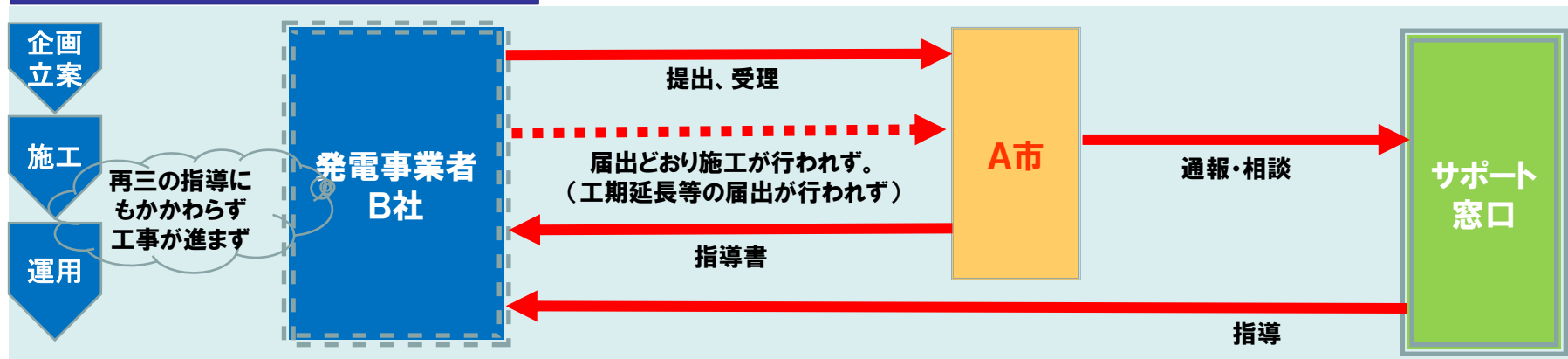
経過

	対応
2020/10/12	・ 自治体Aより通報あり。その後、連絡先等を調査し、3月に入ってからようやく発電事業者と連絡がとれるようになる。自治体Aの方で話し合いを進めるということになり、一旦完了となる。
2021/04	・ 自治体Aから文書指導(防災対策工事不履行、施工期間超過) ⇒変更協議(工期延長、防災対策工事協議)
2021/12	・ 変更協議(工期延長、防災対策工事協議)
	・ 途中、工事は進捗しておらず
2023/01/25	・ 市、中部経済産業局、サポート窓口による現地調査
2023/02/06	・ コロナと大雪により工事が遅れていた。2月中旬には現場を再度確認して、計画を策定する。 ・ 周辺の竹林間伐も行い、柵も設置予定。3月頭には工事を行い、4月一杯には工事を完了させる見込み。

5. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

5-4-1. 関係法令・条例

概要図



関係法令・条例

瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例	第10条 防災対策
瑞浪市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例	第8条 工事の届出 第10条 標識の設置

指導

- 自治体から何度も指導を行っているにもかかわらず、一向に改善が進まず、売電だけ行われている状態。
- 本サポート窓口から発電事業者に事情を確認し、改善を促す。

指導するにあたっての留意点

- 長期にわたって改善が行われていないケースは、粘り強く指導を行い続ける必要がある。

5. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

5-4-2. 関係法令・条例

- 設備設置前の造成段階でのトラブルおよび本制度に関して、施工事業者から相談があったケース

設備概要・通報情報

発電設備所在地	三重県	発電出力区分(kW)	不明
通報内容	造成工事を請け負った施工業者からの通報。 発電事業者から図面通りにしないで良いとの指示を受け、約3万㎡の土地の一部に産業廃棄物を埋めて造成を行い、完了検査もクリアした。しかし、このような工事で検査をクリアすることに疑問を持ち、ガイドラインを調べたら不適切案件に該当すると思い、県に相談するが、県に権限がないため、サポート窓口を案内された。		
要望	産業廃棄物を埋めて造成することに対しては、市に相談したが、はっきりした回答が得られていない状況。 他にも関連事業者から不適切案件の情報は聞いたことがある。売電さえしてもらえば良いのか、国に対する不信感が大きい。中部経済産業局で責任を持って指導してほしい。		

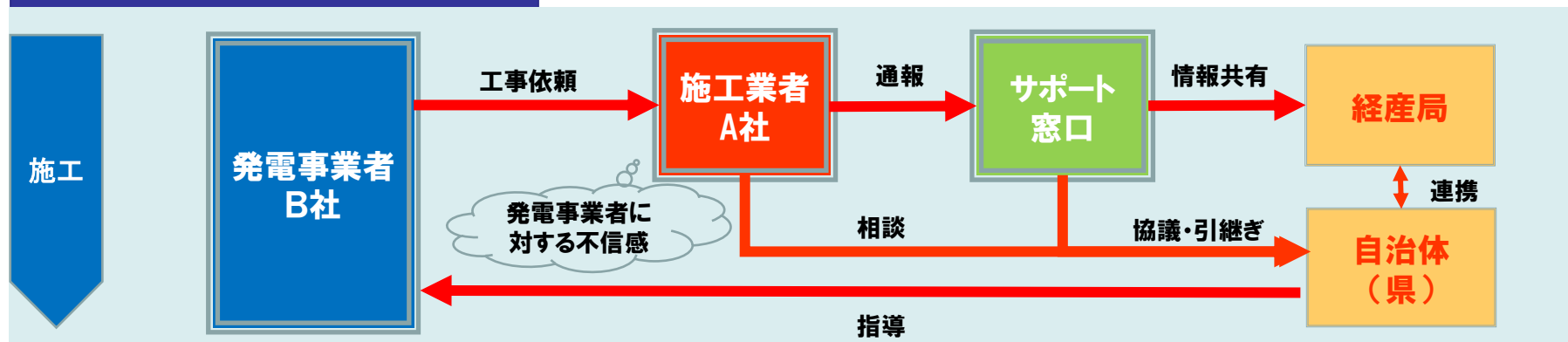
経過

	対応	ポイント・備考
08/10	・ 造成工事を請け負った会社から連絡あり。 ・ 中部経済産業局に情報共有。	
08/19	・ 早急に結論を出すことが難しいため、中部経済産業局で正確な事実確認と情報収集後、対応方法の検討を行うこととする。	
09/09	・ 中部経済産業局と県が連携し、今後は県から発電事業者への指導を行うこととなった。 ・ 県に対応を引継いだことにより、サポート窓口での対応は完了とする。	

5. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

5-4-2. 関係法令・条例

概要図



関係法令・条例

廃棄物の処理及び清掃に関する法律	【第3章第1節 産業廃棄物の処理】 第11条（事業者及び地方公共団体の処理） 第12条（事業者の処理）
三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例及び施行規則	【第2章第2節 土地所有者等の義務】第16条（不適正な処理が行われた場合の措置）、 第17条（生活環境保全上の支障の除去等への協力）、 第18条（土地所有者等への指導）

指導

- ・ 正確な事実確認と情報収集をし、対応方法について十分検討した上で指導すべき案件である。
- ・ 発電事業者の所有地であるものの、産業廃棄物を埋めることは法令に違反していることから、重大な責任があることと、最終責任者は発電事業者に及ぶことになることを自治体から説明。

5. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

5-5-1. 地域共生【ハチの巣駆除】

- 太陽光設備周辺には、複数の太陽光設備があり、確認時、発電事業者は自分の設備ではないと認識していたが、通報者（自治体）との写真等の情報共有により確実に設備の特定ができた。
- ハチの巣に関する地域住民の懸念点、標識の設置義務の説明をし、理解を得たことで改善したケース。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	岐阜県	発電出力区分(kW)	49.5kW
通報内容	地域住民から太陽光設備の敷地内にハチの巣があるため、駆除をしてほしいとの要望。 通報者が現地に行ったところ標識がなく、発電事業、保守点検事業者に連絡ができない。		
要望	ハチの巣の駆除と標識の設置の指導をお願いしたい。		

経過

	対応	ポイント・備考
11/01	・ 自治体より通報案件の連絡あり。ハチの巣の駆除と柵塀の設置の指導をしてほしい。	
11/08	・ 発電事業者に連絡。ハチの巣と標識は確認後に対応する。 ・ 対応後、メールでの写真送付ができないとのことなので、通報者にお願いし了承。	
11/09	・ 発電事業者がハチの巣を確認できなかったため、周辺の発電設備と勘違いしているのではないかと連絡がある。 ・ 通報者に設備住所の確認をし、現状の写真提供をお願い。 ・ 写真によりハチの巣があることを確認できたため、再び発電事業者を確認してもらうようお願いする。	
12/06	・ ハチの巣駆除の対応をしたと報告を受け、通報者に現地の写真をお願いし、駆除が確認された。	
01/17	・ 標識の設置が確認でき、完了とする。	

5. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

5-5-1. 地域共生【ハチの巣駆除】

写真

改善前



改善後



関係法令・条例

再エネ特措法施行規則	標識: 第5条第1項第5号
事業計画策定ガイドライン(遵守事項)	【第2章第2節 設計・施工】 4. 周辺環境への配慮
事業計画策定ガイドライン(推奨事項)	【第2章第3節 運用・管理】 4. 周辺環境への配慮

指導

- ・ 通報された発電設備の周辺に複数の発電設備があるため、設備間違えないように通報者に確認をして指導を行った。
- ・ 本サポート窓口で改善が確認できるよう、改善後の写真を通報者にお渡しし、発電事業者から写真の提供と完了の報告があった。

5. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

5-5-2. 地域共生【反射光】

- 発電事業者と地域住民は既に協議をしていたが、窓口が介入することで通報者の不安感を軽減することができたケース。
- 発電事業者に地域共生の大切さを改めて認識してもらい、改善。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	三重県	発電出力区分(kW)	49.5kW
通報内容	太陽光発電設備からの太陽光がまぶしい。		
要望	発電事業者に連絡をして、対処をお願いしてほしい。		

経過

	対応
08/05	・ 地域住民より反射光がまぶしいという通報あり。 ・ 発電事業者とは話ができているため、保守点検事業者に依頼をしてほしいとのことだが、保守点検事業者情報が不明。
10/04	・ 通報者に一旦現地状況を確認したが、変化なしとのこと。発電事業者に連絡したが不出。
11/18	・ 発電事業者に郵送対応。
11/28	・ 発電事業者より、地域住民と直接話をし、植木をすることで了承があったため、対応したという連絡あり。 ・ 通報者に現地視察を依頼。
12/28	・ 通報者より植木の確認連絡あり。 ・ 指定場所や希望した木のサイズとは異なるが、窓口や発電事業者が親身に対応してくれたという事実で満足したため、反射光については自分できちんと対応すること。よって完了とする。

5. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

5-5-2. 地域共生【反射光】

概要図



関係法令・条例

事業計画策定ガイドライン(推奨事項)	【第2章第1節 企画立案】 2. 地域との関係構築(推奨事項)
事業計画策定ガイドライン(推奨事項)	【第2章第3節 運用・管理】 4. 周辺環境への配慮

指導

- ・ 通報者と既に発電事業者が直接協議していたため、事業者に対し窓口から直接指導したのは、郵送と対応後の電話1回のみであったが、地域共生の大切さを改めて指導し、納得していただいた。

指導するにあたっての留意点

- ・ この件に関しては、発電事業者となかなか連絡がとれなかったことから、こまめに通報者に現状報告を行うことを心掛けた。
- ・ 定期的な連絡により、通報者の不安を軽減させ、最終的に通報者の満足のいく対応結果とはならなかったが、通報者の心のケアができ、相談窓口としての役目を果たすことができた。

5. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

5-5-3. 地域共生

- 発電設備設置前の発電事業者から質問を受けたケース。
- 住民からの質問に対して返答が困難な場合、明確に数値化をしたのちに返答することをアドバイスする。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	岐阜県	発電出力区分(kW)	—
通報内容	住民説明会で住民の方からパネル設置に想定される以下の懸念事項について質問があった。 ・ パネルによって気温上昇(反射光によるものではない)が起こり、さらに風が吹くことで熱風が発生するのではないか。 ・ 雨粒がパネルにあたり、騒音が発生するのではないか。		
要望	対応方法がわからないため、窓口で2点のような事例があればどのように対応したか教えてほしい。		

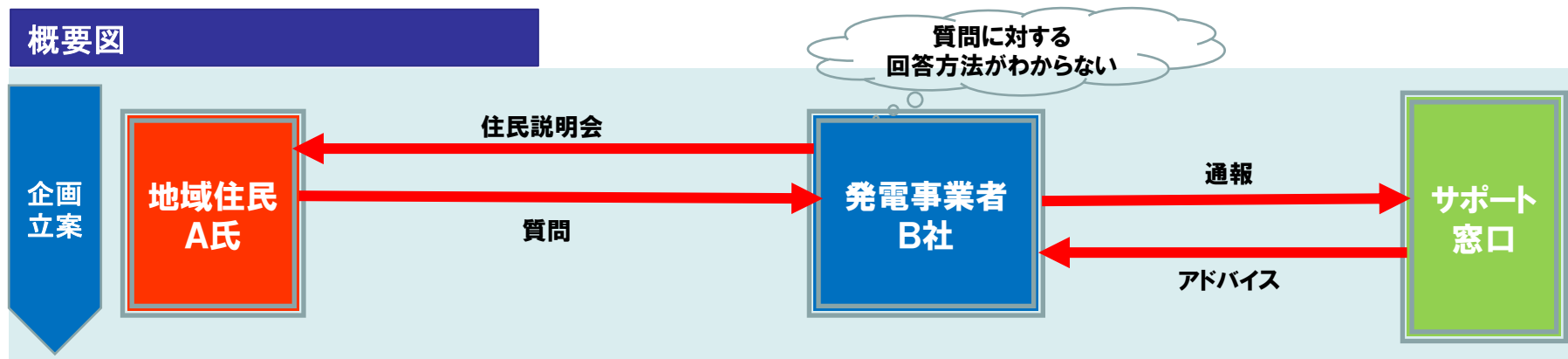
経過

	対応
01/12	・ 発電事業者より通報案件の連絡あり。 ・ 住民からの質問にどのように答えたら良いかわからないため、事例があれば教えてほしい。 ・ その質問に関する事例は本サポート窓口では対応をしたことがないと回答。 ・ 雨粒に関しては数値化等の対応をして具体的な説明材料になる可能性があるかとアドバイスした。

5. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

5-5-3. 地域共生

概要図



関係法令・条例

事業計画策定ガイドライン(推奨事項)

【第2章第1節 企画立案】
2. 地域との関係構築(推奨事項)

指導

- ・ 住民からの質問に対する対応方法がわからないため事例があれば参考にしたいとのことだが、事例がない。
- ・ 質問内容の雨粒による騒音は数値化し、比較できる可能性があるとアドバイスした。

指導するにあたっての留意点

- ・ 本サポート窓口で受けたことがない案件についての質問であったため、通報者から質問内容を詳細に聞き込みをする。
- ・ 住民の懸念事項を明確化し、課題に沿ってどのように対応すべきか窓口内で協議をする必要がある。

5. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

5-5-4. 地域共生

- 発電事業者が事業実施前に近隣住民の承諾を得ようと働きかけたつもりが、書面等でのやりとりの履歴が残っていなかったことによりトラブルとなったケース。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	愛知県	発電出力区分(kW)	49.5kW
通報内容	設備の近隣住民からの通報。 設置前の正式な説明会がないまま、設備設置の承諾書にサインを求められ、担当者が何度となくしつこく訪問し困っている。あまりにしつこいため、通報者の要望を伝え、対応することを条件に承諾のサインをしたつもりであったが、一向に要望への対応が成されない。		
要望	住民の要望に対応するよう指導してほしい。		

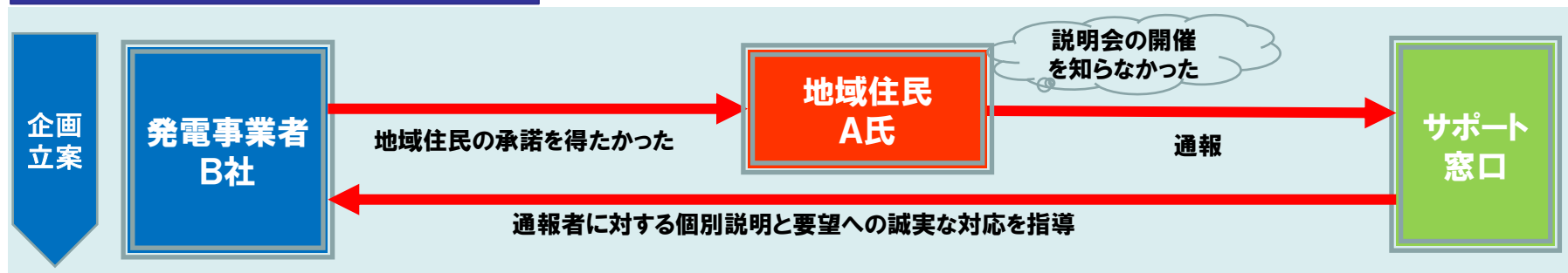
経過

	対応
08/03	・ 近隣住民からの通報。
09/01	・ 発電事業者に通報内容についての事実確認をしたところ、そのような事実はないとのこと。また、事業者は具体的な要望の内容を把握していない様子であったため、近日中に通報者ときちんと話をし、理解を得るよう指導。
09/14	・ 発電事業者と通報者が直接話合う場が設けられるとの報告あり。その際、通報者からは要望書を、発電事業者には要望書に対する回答書という形で双方に書面を残すよう提案。
09/20	・ 発電事業者より連絡。通報者の要望に極力応えるよう動いているとの報告あり。
09/21	・ 通報者の要望をすべて受け入れることは不可能だが、出来る限り要望に添えるよう今後も対応を続けていくとのこと。 ・ 通報者にも状況を確認し、同意が得られたことにより当案件を完了とする。

5. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

5-5-4. 地域共生

概要図



関係法令・条例

事業計画策定ガイドライン（推奨事項）

【第2章第1節 企画立案】
2. 地域との関係構築（推奨事項）

指導

- ・ 通報者と発電事業者とが直接話し合う場を設けることの必要性について理解を得る。
- ・ 通報者から具体的な要望をお聞きした上で、適切な対応をとっていただくよう指導。

指導するにあたっての留意点

- ・ 対応する事業者にとっても、地域住民から説明を求められた際に、どの程度の情報提供や説明等を行うかを把握していないケースが多いため、通報者から要望を具体的に聞き取ることによって、事業者の対応を前向きに促すことが可能と考える。

5. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

5-6-1. その他

- 新規のPPA事業を開始するため地主と契約を締結しようとしたところ、地主の認識のないうちに別事業者による設備IDが取得されていたケース。
- 事業開始予定の新規事業者から本サポート窓口へ、既存事業者のID取り消しを依頼するよう通報があった。
- 本サポート窓口からIDの取り消しを強制することは不可能ということを前提に、通報者の意向を既存事業者へ伝えることで了承。結果、既存事業者が取り消しに応じ解決。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	三重県	発電出力区分(kW)	87.4kW
通報内容	設備IDの不正取得の可能性が有り。		
要望	不正である場合は、取り消しをしてほしい。		

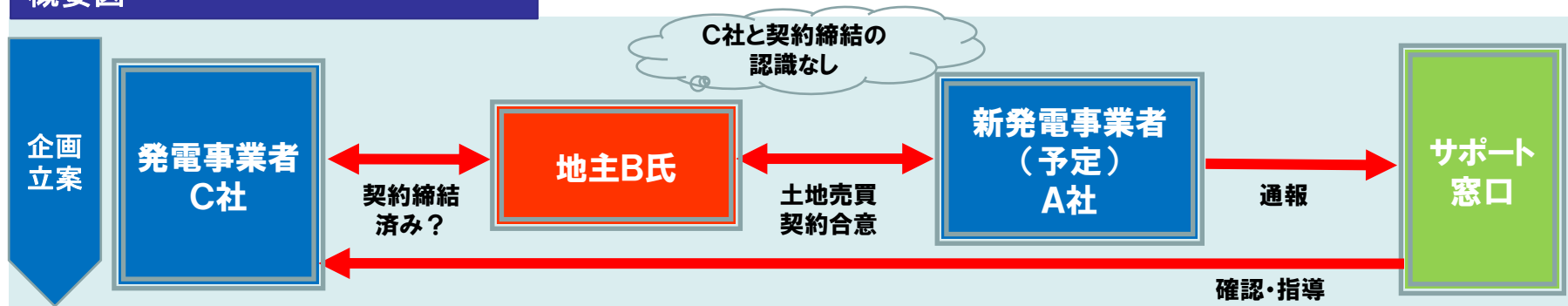
経過

	対応
07/30	・ 資源エネルギー庁問い合わせに通報
10/27	・ 通報者に事実確認のため連絡。不通。
11/08	・ 通報者に事実確認のため、メール。返信無。
11/18	・ HP連絡先に電話。事実確認。通報内容に相違が無いいため、取り消しを依頼してほしいとのこと。
12/06	・ 地主への事実確認と今後の対応に関する了承を、通報者に依頼し、了承を得た。
01/11	・ 既存事業者へ事実を伝え、取り消しの了承を得た。
01/17	・ 既存事業者より廃止届提出完了の連絡があったため、本サポート窓口の業務は完了。

5. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

5-6-1. その他

概要図



関係法令・条例

事業計画策定ガイドライン(推奨事項)

【第2章第1節 企画立案】
2. 地域との関係構築(推奨事項)

指導

- 発電事業者はIDの取得に関して、以前在社していた担当者が取得したものであるため、該当地の認識が無かった。
- 改めて社内で検討してもらい、事業の中止が決まったため、IDの取り消しを了承。エネ庁HPからの取り消しを依頼した。

指導するにあたっての留意点

- まず、新発電事業者からの通報があったのは資源エネルギー庁の問い合わせフォームであり、窓口から連絡を試みても不通であった。そのため、事業者のHP等を検索し、公開されている情報から連絡を試みることで連絡が可能に。提供された情報だけでなく、自ら情報を収集することで課題の解決に至った。
- また、地主が情報を公開するのを拒んだため、地主と連絡をとっているA社に事実の確認を徹底して依頼。齟齬が生じないようにした。

6. 現地視察

6. 現地視察

6-1. 令和4年度現地視察先

- 令和4年度は、以下のサポート窓口への通報案件箇所や自治体注視箇所を現地視察した。

日時	市町村	視察箇所の内容	番号
2022年11月24日	愛知県 阿久比町	①排水不良による流水。また、敷地内に伐採した竹が放置されている現場。	6-2-1
		②太陽光発電設置に反対している地域での設置工事現場。	6-2-2
2022年11月24日	愛知県 田原市	①【通報案件】柵塀が簡易なもので、防草シート代わりにビニールシートなどが使われていた箇所。現在は、柵塀が設置され改善した事例。	6-3-1
		②柵塀が農業用ネットのようなもので設置されている現場。	6-3-2
2022年11月25日	三重県 松阪市	①【通報案件】住民が太陽光設置に反対し、工事に関して要望を出している現場。	6-4-1
		②【通報案件】地域住民より太陽光の反射光がまぶしいと通報のあった現場。	6-4-2
		③柵塀未設置の現場。	6-4-3
		④【通報案件】近隣住民との話し合いができていないケース。簡易な柵塀、標識未設置の現場。	6-4-4
2022年11月25日	三重県 津市	①山の斜面に太陽光パネルが設置された現場。	6-5-1
		②【通報案件】除草等の管理について地域住民より通報のあった現場。	6-5-2
2022年11月25日	三重県 名張市	①【通報案件】柵塀の代わりに簡易なネットが張られていたものの、ネットが外れてしまっている現場。	6-6-1
		②自治体の指導により、柵塀が設置された現場。	6-6-2
2023年01月25日	岐阜県 瑞浪市	①市の開発条例に沿った工事が完了していない現場。	6-7-1
		②計画段階から地元の反対があった地域で、工事が遅延している現場。	6-7-2
		③地元の反対があった場所。工事が遅延していたが、最近再開している現場。	6-7-3
2023年01月25日	岐阜県 中津川市	①大雨時に流水のある現場。	6-8-1
		②発電事業者が倒産し放置されている現場。	6-8-2
		②住民説明会後に工事内容が変更され、協定案が反故にされた現場。	6-8-3

6. 現地視察

6-2-1. 愛知県阿久比町

- 排水溝の工事不良のため、大雨時には雨水がU字溝に入らず、溢れ出て、法面を流水する現場。
- また、開発時に伐採した竹が放置してあるケース。

設備概要・不適切事由

発電設備所在地	愛知県阿久比町福住地区	発電出力区分(kW)	560.0kW
不適切事由	・ 町のガイドライン制定前に設置された太陽光発電設備。 ・ 発電事業者は町のガイドラインに沿った対応をしてくれるものの、排水溝の施工が甘い状態。 ・ そのため、大雨時には雨水がU字溝に入らず、周辺に流れ、水たまりができてしまう。 ・ また、開発時に竹林を伐採。その竹が隣地にそのまま放置されている状態。		

現地写真



6. 現地視察

6-2-2. 愛知県阿久比町

- 計画時に周辺住民から大反対のあった場所。
- 現在、工事が進み、地主から工事が急ピッチ過ぎると揉めている現場。

設備概要・不適切事由

発電設備所在地	愛知県阿久比町白沢地区	発電出力区分(kW)	—
不適切事由	・ ガイドラインに違反している訳ではないが、周辺住民から反対のあった開発地。 ・ 整地が終わり、太陽光パネル設置の工事が進んでいる。 ・ 地主からも工事が急ピッチ過ぎるとクレームが出ている。		

現地写真



6. 現地視察

6-3-1. 愛知県田原市

- 簡易なフェンスから頑丈なフェンスに改善されたケース。

設備概要・不適切事由

発電設備所在地	愛知県田原市西山町	発電出力区分(kW)	49.9kW
不適切事由	【通報案件】 ・ 不適切案件通報時は、フェンスが簡易なもので、また、防草シート代わりにビニールシートや畳が使用されており、景観的にも良くなかった。これらが道路にはみ出ている、地域住民から苦情があった。 ・ 現在は、これら全て改善され、下の写真のように頑丈なフェンスが設置され、整備されている。		

現地写真



6. 現地視察

6-3-2. 愛知県田原市

- フェンスはしてあるものの、簡易なフェンスがしてある事例。

設備概要・不適切事由

発電設備所在地	愛知県田原市西ノ山	発電出力区分(kW)	49.5kW
不適切事由	・ 現地視察6-3-1と同一の発電事業者。 ・ フェンスはしてあるものの、細い金網のフェンスが設置してある。 ・ 場所によっては、網目が粗い金網を使用してある。		

現地写真



6. 現地視察

6-4-1. 三重県松阪市

- 一部住民から反対があるものの、発電事業者は適切な工事を進めているケース。

設備概要・不適切事由

発電設備所在地	三重県松阪市大口町	発電出力区分(kW)	—
不適切事由	【通報案件】 - 地域住民から発電事業者に対して要望書の提出あり。 - 太陽光発電設備予定地の「土地利用の変更」や「土地の形状変更」が生じ、それにもなう「諸課題や諸問題の発生」を懸念しているとのことだったが、発電事業者の対応もよく、特に法に抵触していることもない。 - 現地視察を行ったが、適切に工事が進められており、特に問題となるような事案は見受けられなかった。		

現地写真



6. 現地視察

6-4-2. 三重県松阪市

- 反射光がまぶしく、夏の暑さは耐えられないと通報のあったケース。

設備概要・不適切事由

発電設備所在地	三重県松阪市獺師町	発電出力区分(kW)	38.5kW
不適切事由	【通報案件】 ・ 家の前に太陽光設備ができ、日射光がまぶしく、夏の暑さは耐えられないと通報。 ・ 太陽光設備を特定し、現地視察するものの、太陽光パネルの傾斜も少なく、近隣住宅に反射光があたっている様子はいかがえない。		

現地写真



6. 現地視察

6-4-3. 三重県松阪市

- 柵塀・標識の設置が全くなされていないケース。

設備概要・不適切事由

発電設備所在地	三重県松阪市中万町	発電出力区分(kW)	小規模
不適切事由	・ 太陽光発電設備周辺に一切柵塀が設置されておらず、また標識もない状態。 ・ 発電事業者にコンタクトを試みるが、太陽光発電設備保有の確認すらも拒否。		

現地写真



6. 現地視察

6-4-4. 三重県松阪市

- 計画・工事の段階から、地域住民と折り合いがついていないケース。
- 簡易なネット型の柵塀が設置されているが、柵塀としては不完全。標識未設置。

設備概要・不適切事由

発電設備所在地	三重県松阪市八太町	発電出力区分(kW)	300kW
不適切事由	【通報案件】 ・ 通報者の言い分は、連絡もなしに工事が行われた。協議の場を設定してほしいというもの。 ・ 発電事業者に通報者の内容の事実確認を行うが、双方の言い分が大きく異なり、どちらの言い分が正しいのかの判断も困難。協議の場を提案するものの、しっかりとした話し合いはできていない状態。 ・ 簡易ネットの柵塀については、いずれ強固な柵塀を設置する予定と対応する意思を示すが、通報者との関係がこじれており、話し合いが進んでいない状況。		

現地写真



6. 現地視察

6-5-1. 三重県津市

- 山の斜面に太陽光パネルが設置された現場。

設備概要・不適切事由

発電設備所在地	三重県津市大里川北町	発電出力区分(kW)	不明
不適切事由	● 山の斜面に太陽光パネルが設置された現場。 ● 太陽光パネルが無造作に設置され、景観的に見栄えが良くない状態のため、地域住民から市に確認の電話があった。 ● 市でも法令違反等がないか調査を行ったが、現段階では注視している状況。		

現地写真



6. 現地視察

6-5-2. 三重県津市

- 除草等の管理について地域住民より通報のあった現場。

設備概要・不適切事由

発電設備所在地	三重県津市一志町波瀬	発電出力区分(kW)	不明
不適切事由	【通報案件】 ・ 通報内容は、草が生い茂っているため除草してほしいというもの。 ・ また、石垣だった場所をならして設置された設備であるため、地盤が不安定であり、土砂が住宅近くの川に流れ込む。危険であるし、生活排水の流れる場所が埋まるのではないかと懸念。 ・ 現場を確認したところ、除草されておらず、太陽光パネルに草がかかっている状態であった。		

現地写真



6. 現地視察

6-6-1. 三重県名張市

- 柵塀の代わりに簡易なネットが張られていたものの、ネットが外れてしまっている現場。

設備概要・不適切事由

発電設備所在地	三重県名張市安部田	発電出力区分(kW)	49.5kW
不適切事由	【通報案件】 ・ 地域の区長より地域住民の安全のため、頑丈な発電設備への侵入防止柵設置の要望あり。 ・ 発電事業者は、発電設備許可申請前に、地域住民に金属製柵の設置を説明していたが、その後、金属製の柵は設置されず。 ・ 市から発電事業者に対し柵・標識設置の指導の結果、柵の代替えとして農園用ポールと緑色のナイロン製網で発電設備を囲った状態になる。網では軟弱なため1年未満で風雨で倒れ、現状は柵の役割を全く果たしていない状態。		

現地写真



6. 現地視察

6-6-2. 三重県名張市

- 自治体の指導により、柵塀が設置された現場。
- 現地視察時は標識が未設置だったが、視察後サポート窓口より指導し設置される。

設備概要・不適切事由

発電設備所在地	三重県名張市大屋戸	発電出力区分(kW)	49.5kW
不適切事由	・ 現地視察6-6-1と同一発電事業者。 ・ 自治体からの指導により、柵塀が設置される。ただし、畑と隣接している部分は簡易な柵で設置。 ・ 標識は未設置の状態。 ・ 視察後、サポート窓口より指導し、標識は設置される。		

現地写真



6. 現地視察

6-7-1. 岐阜県瑞浪市

- 市の開発条例に沿った工事が完了していない現場。資材も放置されたままの状態。

設備概要・不適切事由

発電設備所在地	岐阜県瑞浪市日吉町	発電出力区分(kW)	49.5kW
不適切事由	・ 市の開発条例に沿った工事が完了していないにもかかわらず、運転開始している状況。 ・ 市から文書指導も行っているが、3年以上工事が進捗していない。資材も放置されている状態。 ・ 柵塀は工事途中となっており、標識も設置されていない。		

現地写真



6. 現地視察

6-7-2. 岐阜県瑞浪市

- 計画段階から地元の反対があった地域で、工事が遅延している現場。

設備概要・不適切事由

発電設備所在地	岐阜県瑞浪市釜戸町(高速道路横)	発電出力区分(kW)	1,995kW(計画)
不適切事由	- 令和3年6月に工事着手。 - 令和4年1月頃から工事が進捗しておらず、資材が放置されている状態。 - 一部、架台のみは設置。傾斜地の地肌がむき出しになっており、土砂等の流出が懸念される。 - 開発地と高速道路の間の市有地に残っていた木は、倒木の危険があったため市が伐採。		

現地写真



6. 現地視察

6-7-3. 岐阜県瑞浪市

- 計画段階から地元の反対があった地域で、工事が遅延していたが、最近再開している様子。

設備概要・不適切事由

発電設備所在地	岐阜県瑞浪市釜戸町	発電出力区分(kW)	1,995kW(計画)
不適切事由	- 現地視察6-7-2と同一グループ企業。 - 令和3年6月に工事着手。 - 令和4年1月頃から工事が進捗しておらず、資材が放置されている状態であったが、現場視察したところ、工事が再開している様子がうかがえる。 - 架台が再配置され一部は太陽光パネルが設置されている状態。		

現地写真



6. 現地視察

6-8-1. 岐阜県中津川市

- 大雨時に、調整池や排水溝から溢れ出て流水のある現場。

設備概要・不適切事由

発電設備所在地	岐阜県中津川市下野 美佐島地区	発電出力区分(kW)	不明
不適切事由	・ 太陽光発電設備が乱立している地区。 ・ 排水計画は、施設内の流量だけで計算しているため、大雨が降ったら調整池から溢れ出て、山の下に流れ出る。下流の住宅に浸水する危険性あり(各家庭、土のうで自衛策)。 ・ 発電事業者は場当たりの対応を繰り返すだけで、根本的な解決には至っていない。 ・ 地域協議会と話し合いもできていない状態。		

現地写真



6. 現地視察

6-8-2. 岐阜県中津川市

- 発電事業者が倒産し、造成したままの状態で放置されている現場。

設備概要・不適切事由

発電設備所在地	岐阜県中津川市高山 木積沢地区	発電出力区分(kW)	—
不適切事由	● 発電事業者が太陽光発電設備のために造成したものの、倒産し、設置されることなく放置されたままになっている用地。 ● 地肌がむき出しのままで、大雨の度に、雨水・土砂等の流出が確認される。一部、法面も崩れてきている。		

現地写真



6. 現地視察

6-8-3. 岐阜県中津川市

- 住民説明会後に工事内容が変更され、協定案が反故にされた現場。

設備概要・不適切事由

発電設備所在地	岐阜県中津川市落合 井巾地内	発電出力区分(kW)	49.5kW
不適切事由	・ 地元への住民説明会後に、協定案が反故にされ、地元との協定を無視して事業を実施。運転も開始。 ・ 発電事業者とはコンタクトもとれない。 ・ 大雨時には、太陽光発電設備から雨水排水、土砂が道路に流出。 ・ 土砂の堆積により道路が通行不能になることもある。		

現地写真



7. 自治体からの要望・意見

7. 自治体からの要望・意見

7-1. ヒアリング実施概要

- 地域住民から問い合わせを受け対応しているケースも多いと想定されることから、発生状況及び対応状況を把握するために各自治体に訪問の上、ヒアリング調査を行った。
- 不適切案件に関する対応状況、対応ノウハウの蓄積状況、要望等の詳細について担当者から話をうかがった。

	概要
実施期間	【東海地区】2022年10月6日(木)、 2022年11月8日(火)～11月9日(水)、 2022年11月24日(木)～11月25日(金) 2023年1月25日(水)～1月26日(木) 【北陸地区】2022年12月22日(木)、 2023年2月10日(金)
ヒアリング先	サポート窓口への相談状況や過去に訪問していない自治体から選定。 【東海地区】 ・愛知県 阿久比町、田原市、大府市、春日井市、瀬戸市 ・岐阜県 飛騨市、高山市、瑞浪市、中津川市 ・三重県 東員町、四日市市、鈴鹿市、松阪市、津市、名張市 【北陸地区】 ・石川県 金沢市、七尾市、羽咋市
主なヒアリング内容	・ 不適切案件対応に関する対応状況について。 ・ 相談体制の状況と対応ノウハウの蓄積などについて。

7-2-1. 適正な法律の制定、規制・指導権限の強化

- 自治体担当課に寄せられる不適切案件の対応について、適切な法律がないために、指導を行うにしても根拠となるものがなく苦慮している現実がうかがえる。
- また、指導権限が弱い(もしくは「ない」)ために、発電事業者(施工事業者、保守点検事業者等を含む)に指導が行えない、指導しても対応をなかなかしてもらえないといったイメージや、実際にそのようなケースが多いことがうかがえる。

【要望・意見】

- ・ 太陽光に関する不適切案件の相談を受けることもあるが、制限をかける法律がないイメージ。
- ・ 適切な法律等があれば教えてほしい。
- ・ 住民からも開発を止めさせられないのかという意見もあるが、規制する法律がない。何らかの規制があればいい。
- ・ 大雨時に雨水が流れ込んできた案件があったが、事業者はやるべきことはやっていると言い張り、法的な指導が難しい。強制力を持っていないので指導できない歯がゆさがある。
- ・ 問題を起こす事業者は、施工体制に問題がある。太陽光については市に権限がないので、指導できないこともある。
- ・ FITについては規制を厳しくやってほしい。議会でも条例を作るべきという声も出ている。

7-2-2. 条例等の制定

- 問題が発生したことにより条例を制定する自治体と、予防的な措置から制定するところがある。
- 条例等が制定されたことにより、開発計画・状況の把握につながっており、また、問題が発生した場合は条例等を根拠に適切な指導を行っていることがうかがえる。

【要望・意見】

- ・ 草刈りや標識に関する苦情が多く、その都度、事業概要書に基づき事業者に連絡し、ガイドラインに準じて設置するように指導している。
- ・ 条例については、特に、罰則規定を設けていない。法令違反等であればFIT取消しで担保できるものと考えている。
- ・ 条例の運用については、維持管理の報告を毎年行ってもらうことにしている。特に、撤去時の積み立て状況や災害報告など。
- ・ 条例を策定する際に、再エネ推進が阻害されないようにという意見もあった。
- ・ 近隣自治体で太陽光発電に関するトラブル案件があり、同じ事態が発生することを想定し条例を制定した。予防的な条例なので、今のところトラブルらしいトラブルはない。
- ・ 条例の目的は、太陽光発電が来ないようにするよりも、来るものの安全性を担保して導入を推進していけるようにしている。発電事業者も悪者にならないように安心材料にしてもらえばいい。

7. 自治体からの要望・意見

7-2-3. 危険な場所での設置に対する規制強化

- 熱海の土砂災害事件など、太陽光発電に関連した災害を受けて、住民から不安視する問い合わせが寄せられている。
- 自治体でも盛土上に設置してある太陽光発電を注視しているケースもあった。

【要望・意見】

- ・ 盛土については、県から調査依頼があった時に市内の箇所を調査。危険な盛土の上に太陽光が設置されているものもあった。
- ・ 住民から反対のあった太陽光の設置場所は、もともと規制区域でもなかったため条例ができたとしても届出で設置することができた。軟弱な地盤のところで設置できていいのかという意見があった。
- ・ 山林を切り拓いての開発はやめてほしいという声がある。使う土地にあわせて規制の濃淡をかけることができればいい。

7-2-4. 住民説明会開催の強化

- 住民説明会が行われずに開発が進むケースがあり、それが発電事業者に対する不信感につながり、全てのトラブルにつながることも多い。
- 一方で、発電事業者は誠意を持って対応しているものの、住民が感情的になり、話し合いを拒否するケースも見られた。
- 条例等により住民説明会を求めることで、住民と事業者の双方にメリットが生じている事例が見受けられる。

【要望・意見】

- ・ 地元の説明会の開催なしで開発されそうになった案件もある。開発を止めさせる法律がない。
- ・ 問題が発生した際、住民には、例えば、個人で要望を言わずに地域として要望を出してはどうかとアドバイスしている。また、太陽光を中止させることはできないとも言う。
- ・ 住民説明会の定義をしっかり決めてほしい。広く、多くの方を対象にしてほしい。最近は再エネの計画というより、住民説明会などの進め方の問題になってきている。
- ・ 市のガイドラインでは、自治会で説明会を行った上で、市に届出を提出することにしており、適切な手続きを踏むことにより事業者にとってもメリットがある。
- ・ 市のガイドラインでは10kW以上は届出（屋根置きは対象外）。コミュニティ団体と協調を図ることとしており、事業説明をして報告書を提出するようにしている。
- ・ 市の条例を制定したことによって、発電事業者が地元の説明に行くようになった。

7-2-5. 中部経済産業局及び自治体内での連携体制

- 開発行為の把握、問題発生の予防、問題発生時の対応として、中部経済産業局及び自治体内での横の連携体制を重視する意見がみられた。
- 部局間を跨いだしっかりとした横串の連携体制が構築されている自治体は、適切な対応が取られているケースが多い。

【要望・意見】

- ・ 建築住宅課が太陽光担当窓口として、再エネ設備設置に係る許認可の対応をしているが、環境政策課とも情報連携をしている。（環境政策課は再エネ推進の課のため特段規制のようなことはしていない）
- ・ まちづくり条例に準じたかたちで関係部局と情報交換を行うことになっている。環境政策課が窓口となり、各部局と情報交換を行い、助言・指導を仰ぐことになっている。
- ・ 庁内の意思疎通はできており、何かあれば関係部署から情報が入ってくる。
- ・ 環境部局と建築部局は常に情報交換をしている。当課には条例に対しての情報しか入ってこないが、条例以外の情報は建築部局から入ってくる。
- ・ 懸念しているのは、相談を受けた時に、審査基準に適しているかなど技術的な確認をできる技術屋がいないこと。そこが不安材料である。審査する時に、中経局と連携体制などを取りたい。
- ・ 自治体は一次情報の入手、スピード感は得意。一方で、自治体は深さが弱い。その辺の役割分担ができるといい。

7. 自治体からの要望・意見

7-2-6. カーボンニュートラルに向けた再エネ推進

- 自治体担当課によっては、カーボンニュートラルを推進している一方で、規制をかけることに関して矛盾を感じ、複雑な思いを抱いていることがうかがえる。

【要望・意見】

- ・ 再エネを推進する立場でもあり、制限をかけることに複雑な気持ち。
- ・ 再エネを一定程度推進させつつ、いかに自然や生活環境と調和させるかが課題。
- ・ 再エネ推進の面もあり、太陽光発電は土地利用のチャンスであると思っている。一方で、再エネ反対派もあり、意識の高い業者はいいが、意識の低い業者に対するアレルギーもある。再エネを推進するためにも、適正な運営を行ってほしい。そのためにも、今後も中経局と連携して推進したい。
- ・ カーボンニュートラルに関して市長が全地域を回って住民説明会を行っている。適切な場所で再エネを推進したい。
- ・ 最近ではゼロカーボンのせいか、事業者から問い合わせが増えてきている。

7-2-7. 非FITの対応

- 政府や自治体がカーボンニュートラルを推進していることで、自治体の窓口から事業者から開発に関する問い合わせが増えてきている様子がうかがえる。
- 固定買取価格が下がっていることを踏まえると、今後、非FITの増加が見込まれことから、問題の発生が懸念されており、その対策の必要性を感じていることがうかがえる。

【要望・意見】

- ・ 最近は大規模な太陽光の開発は少ないが、これからゼロカーボンに向けて相対取引の開発があるかもしれない。
- ・ 非FITに関する案件も増えてきている。住民からの相談件数はそれほど多くないが、逆に建設の相談が多い。
- ・ 最近、PPAが増えつつある。
- ・ 今後、PPAの設置の可能性はある。
- ・ 現在の法令は、FIT法が根拠だが、FIT法によらない再エネ法令等の状況はどうなっているのか？非FITにも対応してほしい。

7. 自治体からの要望・意見

7-2-8. 卒FITについて

- 立地自治体にとって、卒FIT時における撤去、土地の保全・原状回復等は大きな問題と捉えられている。そのため、撤去費用の源泉的徴収については、太陽光発電設備だけでなく、すべての再生可能エネルギー設備に適応される事を望む声が多い。
- また、撤去費用だけでなく、実際に撤去する流れは大丈夫か（費用はあるが処理する設備がないため、撤去が進まない）といった不安がある。
- 卒FIT後の発電設備に対する管理・指導権限がどうなるのかといった不安も持っている。

【要望・意見】

- ・ 今後、パネルの廃棄が大量に出てくることも予想されるので、その時の原状復旧方法やパネルの再生利用についても知っておく必要がある。
- ・ FITが終了した後の問題がある。これだけ売電価格が下がっているのに、売電が終了した発電設備をどうするのかという問題も懸念される。

8～10. 資料

8. (資料) FIT/FIP制度に関する自治体連携会議

8-1. 北陸地域連携会議開催報告

日時・場所	令和4年8月30日(火)13:30~11:30 スカインテック タワー111 4階ギャラリー(富山市牛島新町5-5)
出席者	中部経済産業局エネルギー対策課 5名、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局 1名(オンライン)、国土交通省北陸地方整備局 1名(オンライン)、各自治体関係 28名(オンライン参加14名含む)、株式会社ジェック経営コンサルタント 3名

●「FIT/FIP制度に関する自治体連携会議【北陸地域】」議事次第

- 挨拶(中部経済産業局エネルギー対策課)
- FIT/FIP制度の概要について(中部経済産業局)
- 宅地造成等規制法の一部を改正する法律について(北陸地方整備局)
- 各自治体における事例紹介
 - ゼロカーボンビレッジの取組について
(石川県 商工労働部産業政策課次世代産業創造グループ)
 - 朝日町が目指す脱炭素社会の実現に向けた取組
(富山県朝日町 みんなで未来! 課)
 - 金沢市における再生可能エネルギー発電設備に関する条例の制定に向けて
(石川県金沢市 環境政策課ゼロカーボンシティ推進室)
- 不適切案件への対応
 - FiCoSに寄せられた相談事例について((株)ジェック経営コンサルタント)
 - 不通案件への対応について(中部経済産業局)
- 自治体との連携方策および地方自治体向け再エネ電子システムについて
(中部経済産業局)
- 意見交換



8. (資料) FIT/FIP制度に関する自治体連携会議

8-2. 東海地域連携会議開催報告

日時・場所	令和4年10月7日(金)13:30~16:30 栄ガスビル4階 ガスホール(愛知県名古屋市中区栄三丁目15-33)
出席者	中部経済産業局エネルギー対策課 7名、各自治体関係者 76名(オンライン参加 内48名)、中部地方整備局 1名、株式会社ジェック経営コンサルタント 3名

●「FIT/FIP制度に関する自治体連携会議【東海地域】」議事次第

1. 挨拶(中部経済産業局)
2. FIT/FIP制度の概要と自治体連携について(中部経済産業局)
3. 宅地造成等規制法の一部を改正する法律について(中部地方整備局)
4. 各自治体における事例紹介
 - (1)SDGs未来都市とよたのカーボンニュートラルに向けた取り組み
(豊田市企画政策部未来都市推進課)
 - (2)ゼロカーボンシティの実現に向けて(桑名市総務部グリーン資産創造課)
 - (3)再生可能エネルギー事業の推進と規制の両立を目指して
(中津川市環境水道部環境政策課)
5. 不適切案件への対応
 - (1)FiCcSに寄せられた相談事例について(株式会社ジェック経営コンサルタント)
 - (2)不通案件への対応について(中部経済産業局)
 - (3)不適切案件の対応状況についての事前アンケート結果(中部経済産業局)
6. 意見交換



9. (資料) アンケート報告

9-1. 自治体連携会議に関するアンケート【北陸地域】

- 今後の中部経済産業局と自治体連携の在り方を検討するとともに、有意義な自治体連携会議の運営に向けて、連携会議の内容等について事後アンケート調査を実施した。
- アンケートの概要・結果は、以下のとおりである。

(1)実施概要

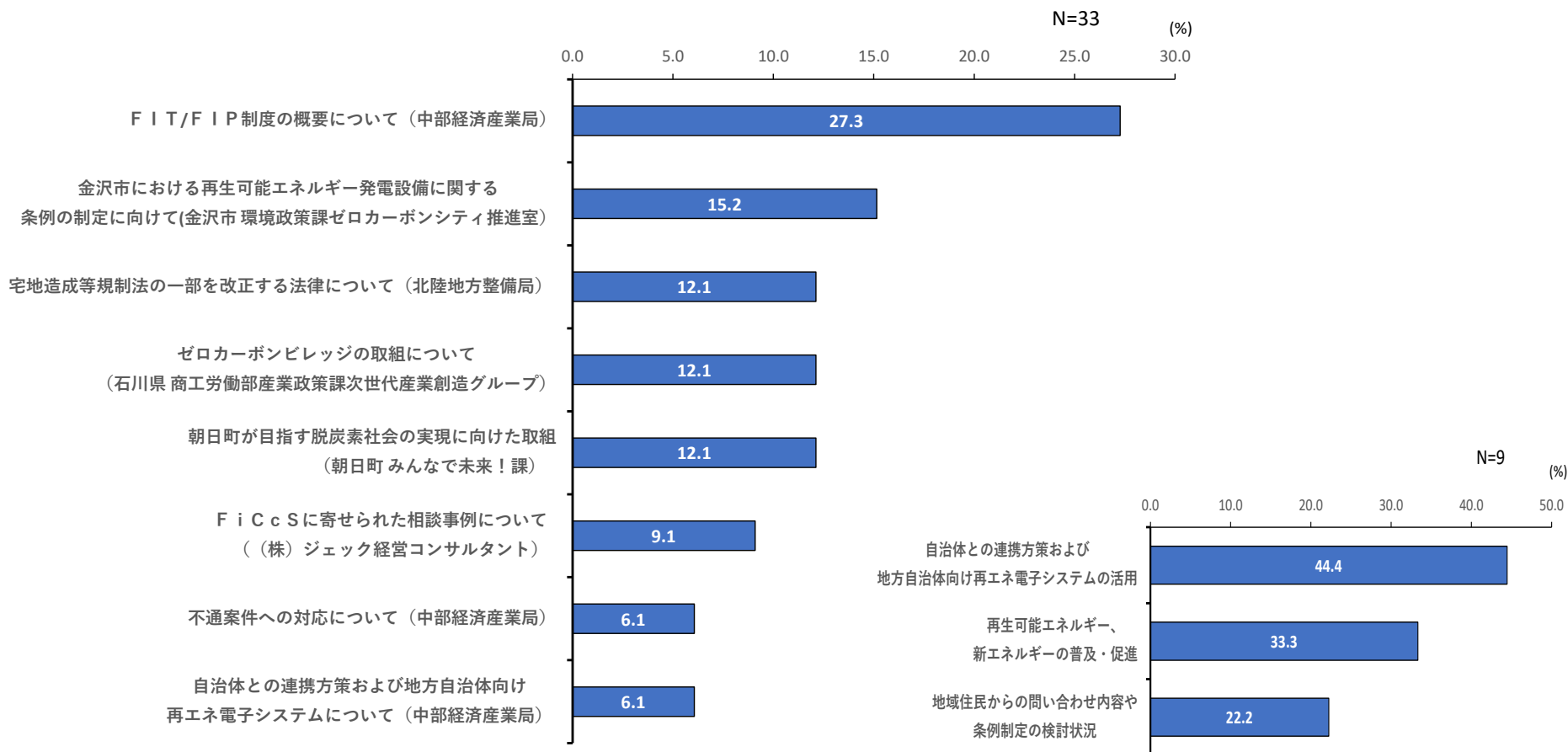
	概要
実施期間	2022年8月30日
対象	FIT/FIP制度に関する自治体連携会議【北陸地域】に参加した自治体
回答数	回答件数: 合計15件
内容	問1. 本会議において、特に参考となった議事テーマ(複数選択可)
	問2. 来年度の連携会議の開催に向けて、情報提供してほしいテーマ(複数回答可)
	問3. 来年度の連携会議の開催において、意見交換に取り上げてほしいテーマ(複数回答可)
	問4. その他、本会議を通じてご質問またはご意見等

9. (資料) アンケート報告

9-1. 自治体連携会議に関するアンケート【北陸地域】

(2) アンケート結果

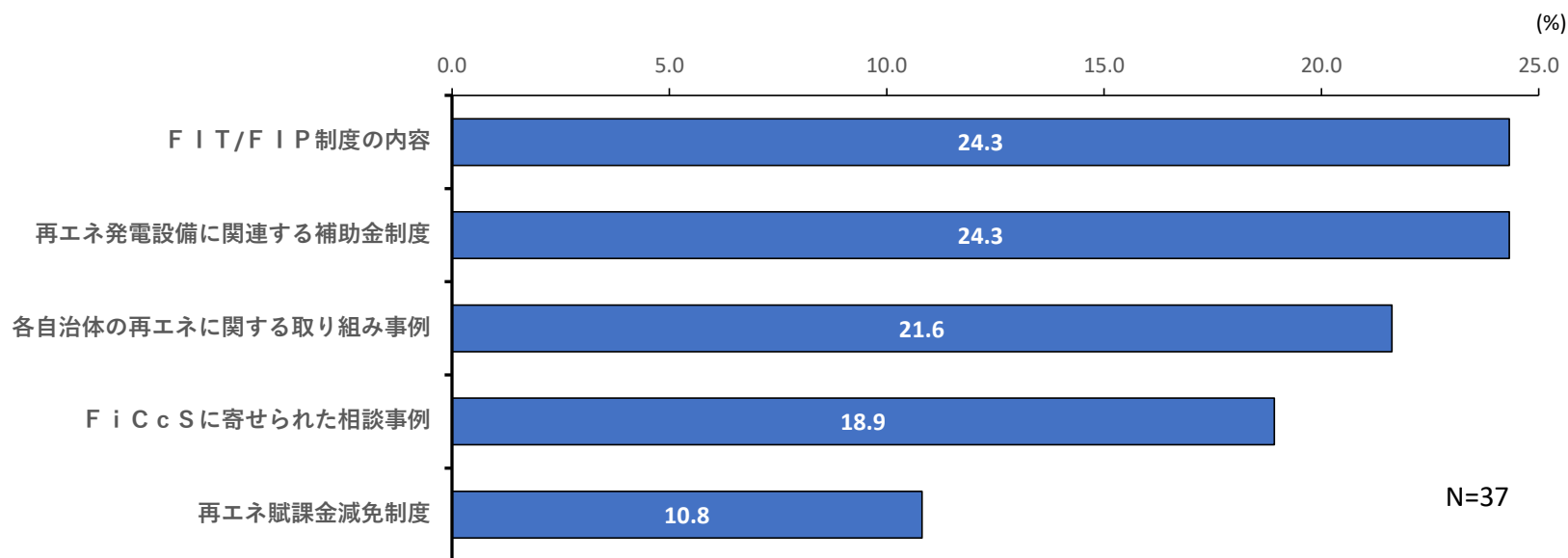
問1. 本会議において、特に参考となった議事・意見交換テーマ(複数選択可)



9. (資料) アンケート報告

9-1. 自治体連携会議に関するアンケート【北陸地域】

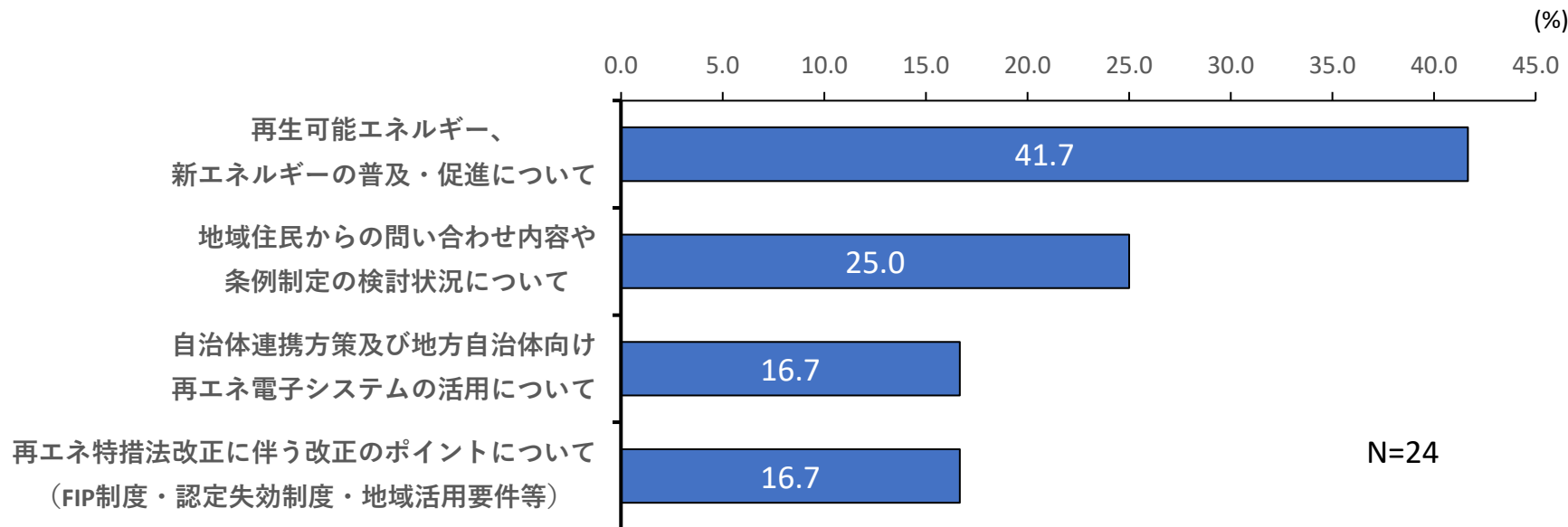
問2. 来年度の連携会議の開催に向けて、情報提供してほしいテーマ(複数回答可)



9. (資料) アンケート報告

9-1. 自治体連携会議に関するアンケート【北陸地域】

問3. 来年度の連携会議の開催において、意見交換に取り上げてほしいテーマ(複数回答可)



問4. その他、本会議を通じてのご質問またはご意見等

- 今回の会議において、意見交換では石川県側の話ばかりであり、富山県と石川県が合同で行う意味があまり感じられなかった。地域ごとで問題等も違うのであれば、富山県とは別で行う方が活発な意見交換ができるのではないかと思う。

9. (資料) アンケート報告

9-2. 自治体連携会議に関するアンケート【東海地域】

- 今後の中部経済産業局と自治体連携の在り方を検討するとともに、有意義な自治体連携会議の運営に向けて、連携会議の内容等について事後アンケート調査を実施した。
- アンケートの概要・結果は、以下のとおりである。

(1)実施概要

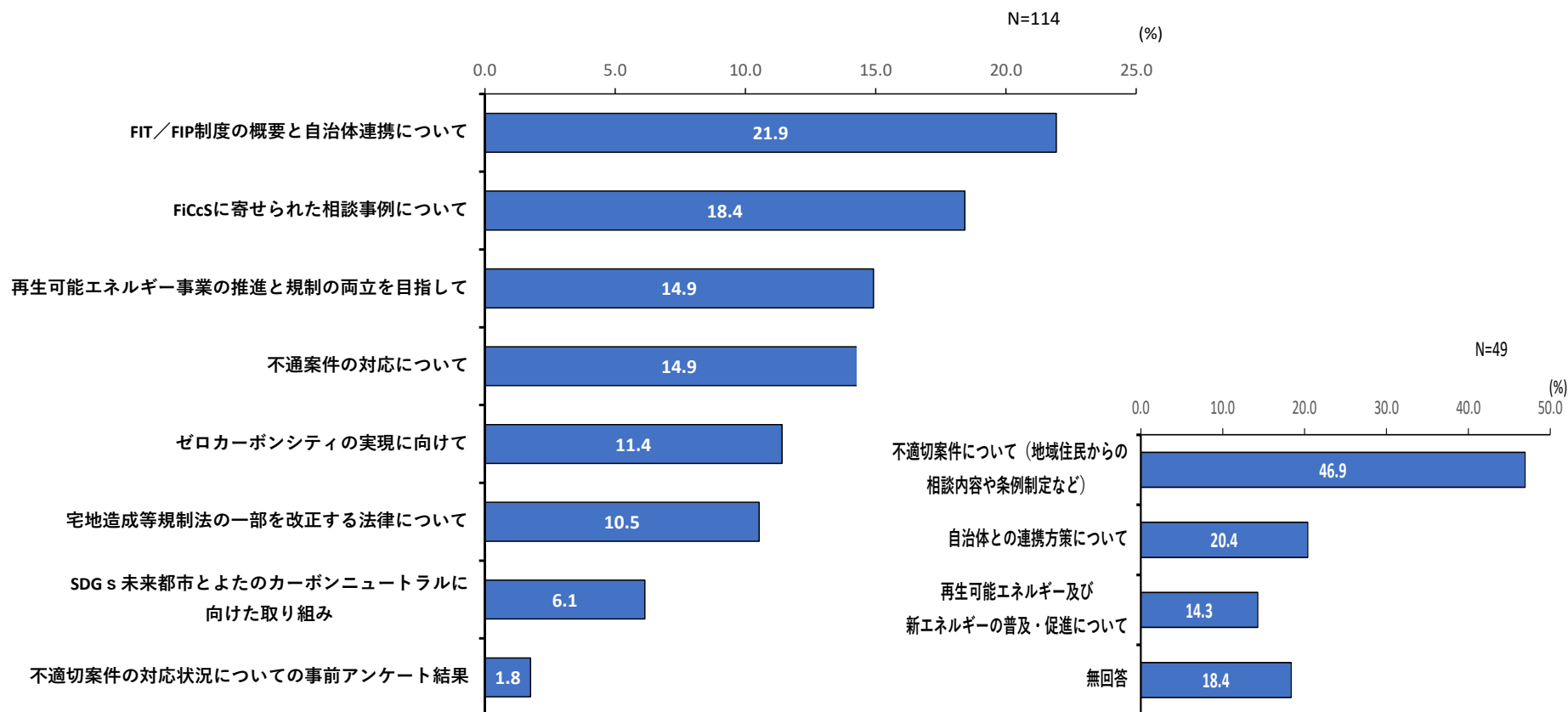
	概要
実施期間	2022年10月7日
対象	FIT/FIP制度に関する自治体連携会議【東海地域】に参加した自治体
回答数	回答件数: 合計21件
内容	問1. 本会議において、特に参考となった議事テーマ(複数選択可)
	問2. 来年度の連携会議の開催に向けて、情報提供してほしいテーマ(複数回答可)
	問3. 来年度の連携会議の開催において、意見交換に取り上げてほしいテーマ(複数回答可)
	問4. その他、本会議を通じてご質問またはご意見等

9. (資料) アンケート報告

9-2. 自治体連携会議に関するアンケート【東海地域】

(2) アンケート結果

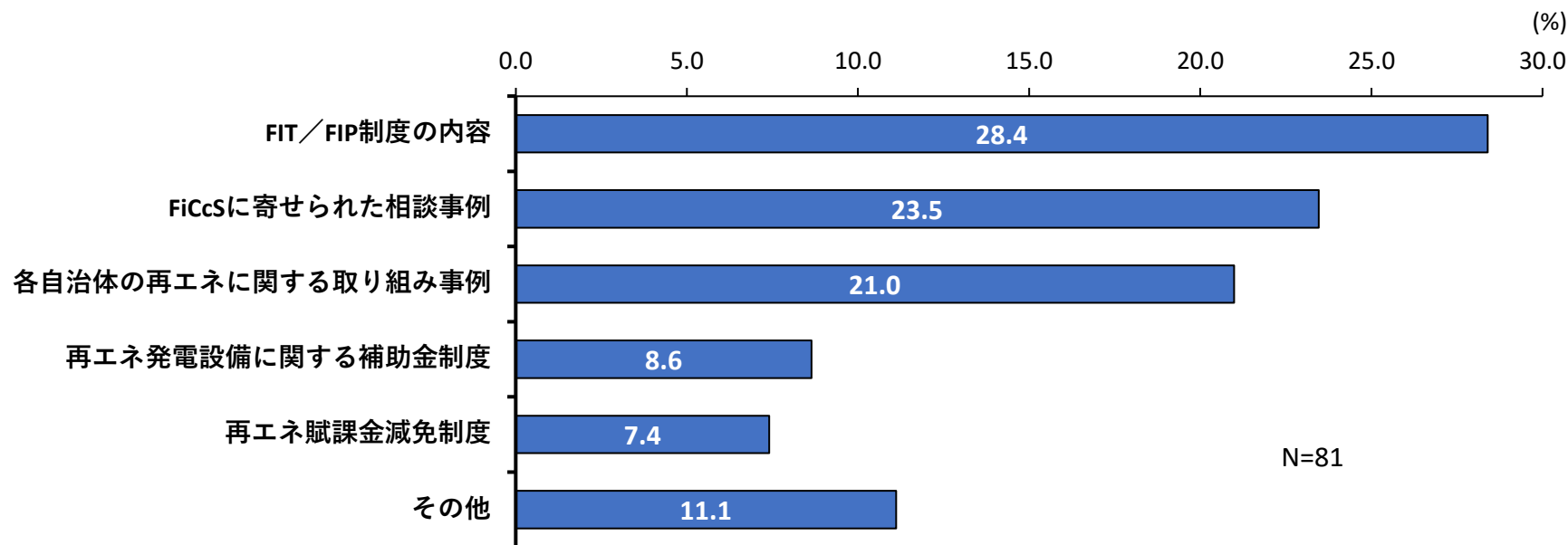
問1. 本会議において、特に参考となった議事・意見交換テーマ(複数選択可)



9. (資料) アンケート報告

9-2. 自治体連携会議に関するアンケート【東海地域】

問2. 来年度の連携会議の開催に向けて、情報提供してほしいテーマ(複数回答可)



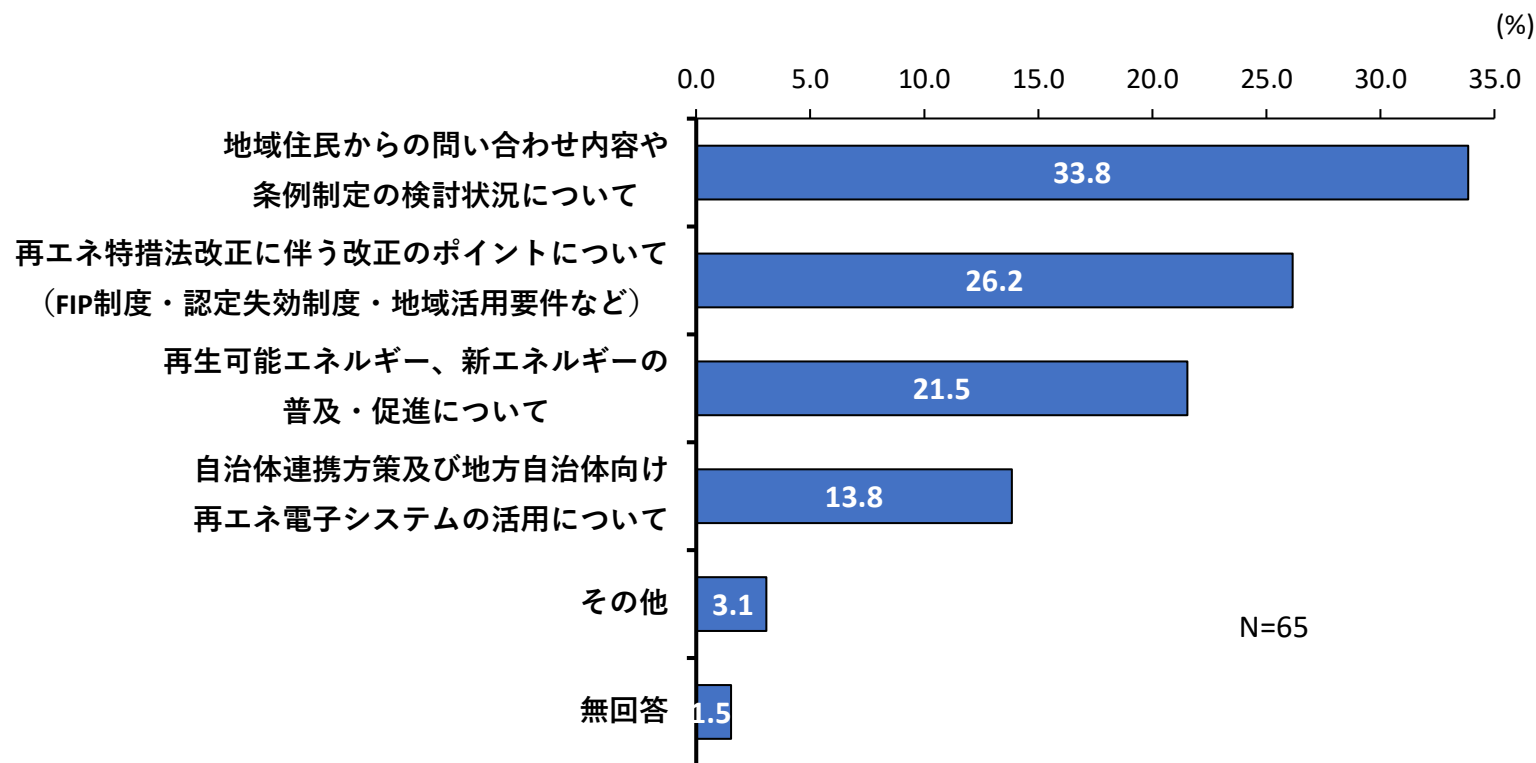
【その他】

- ・ 再エネ特措法(特に太陽光発電)の制度改正の情報や、有識者会議等における制度改正に向けた検討状況の情報
- ・ FIT終了後の事業者への指導をする際の中部経済産業局窓口や根拠法令などの情報
- ・ 非FIT案件に対する条例策定状況又は、国の対応について

9. (資料) アンケート報告

9-2. 自治体連携会議に関するアンケート【東海地域】

問3. 来年度の連携会議の開催において、意見交換に取り上げてほしいテーマ(複数回答可)



【その他】

- ・ 設置後約20年以降に太陽光発電施設が終了した場合の流れについて、詳しく説明していただきたい。
- ・ 市の再エネ条例以外の法令等を根拠に再エネ事業者を指導した例について

9. (資料) アンケート報告

9-2. 自治体連携会議に関するアンケート【東海地域】

問4. その他、本会議を通じてご質問またはご意見等

- ・ 今後、太陽光発電施設の廃棄について、関係法令等、詳しく説明をしていただきたい(違反など起こした場合、罰則など)。パネルなど不法投棄され、業者が逃げた場合、最終的にどこが処理するのか。中部経済産業局以外の他の経済産業局の事案についても説明していただきたい。
- ・ このような意見交換が出来る仕組みを今後も継続していただきたい。発電事業者から現況届(事業者名や連絡先など)を定期的に報告させ、未提出の場合はFIT交付金の支払いを留保する仕組みを検討して欲しい。
- ・ 再生可能エネルギーの普及よりも規制に関することや不適切案件への対応など教えていただけたらありがたいです。また意見交換での各市町の話聞かせていただくことが大変参考になるため、そちらに時間を取っていただけたらありがたいです。
- ・ 特に太陽光設置不適切案件の事例についてのお話が大変参考になりました。一個人としては、伊賀市様がお話しされていたことと同様に、太陽光設置についてとは別の法令上の問題や法令には違反していないが住人が困ってしまっている問題等についてどのように対応していけばよいのかの指針があればと思っております。
- ・ 本市は、再エネ活用推進を所管する部署と事業計画認定・不適切案件対応等を行う部署が異なります。会議についても、再エネ推進に関する部と事業認定・不適切案件に関する部とで構成を分けていただけると、内容を整理しやすいと感じました。
- ・ FIT/FIP制度の情報もいただきたいが、関係法令順守の確認など太陽光設備設置に関する技術的な相談等にもサポートいただけると大変ありがたいです。(本市職員のみでは技術的な知見が不足しているため)
- ・ FIT/FIP制度に関して、知識や理解を深めるとともに他紙の先進的な取り組みについて直接伺うことができ、有意義な時間となりました。今後もこのような機会があれば是非とも参加させていただきたく存じます。この度は誠にありがとうございました。

10. (資料) 業務の報告実績

10-1. 業務の報告実績（オンライン会議の実施）

- 事業の円滑な遂行のため、担当課である中部経済産業局エネルギー対策課担当者と定期的にオンライン会議を開催し、情報の共有や案件の検討等を実施した。

日付	内容	日付	内容
2022.04.21	・ 今後の事業スケジュールについて	2022.10.13	・ 窓口対応案件情報の共有、対応方法の検討
2022.05.12	・ 通報案件情報の共有	2022.10.27	・ 案件情報の共有
2022.05.26	・ 通報案件情報の共有、対応方法の検討	2022.11.10	・ 案件進捗状況の報告
2022.06.07	・ 通報案件情報の共有、不通案件について	2022.11.22	・ 案件情報の共有、対応方法の検討
2022.06.23	・ 案件進捗状況の報告、対応方法の検討	2022.12.08	・ 案件情報の共有
2022.07.07	・ 通報案件情報の共有、進捗状況の報告	2022.12.22	・ 通報案件情報の共有、不通案件対応について
2022.07.21	・ 対応状況の報告、北陸連携会議について	2023.01.12	・ 案件情報の共有、進捗状況の報告
2022.08.03	・ 通報案件情報の共有、対応方法の検討 ・ 北陸連携会議について	2023.01.24	・ 通報案件情報の共有 ・ 現地視察候補案件について
2022.08.18	・ 通報案件情報の共有 ・ 北陸連携会議について	2023.02.09	・ 案件情報の共有、不通案件対応について
2022.09.08	・ 通報案件情報の共有、進捗状況の報告 ・ 東海連携会議について	2023.02.24	・ 案件情報の共有、報告書作成について
2022.09.22	・ 通報案件情報の共有 ・ 東海連携会議について ・ 現地視察候補案件について	2023.03.09	・ 案件情報の共有、進捗状況の報告
		2023.03.23	・ 案件情報の共有、報告書作成について

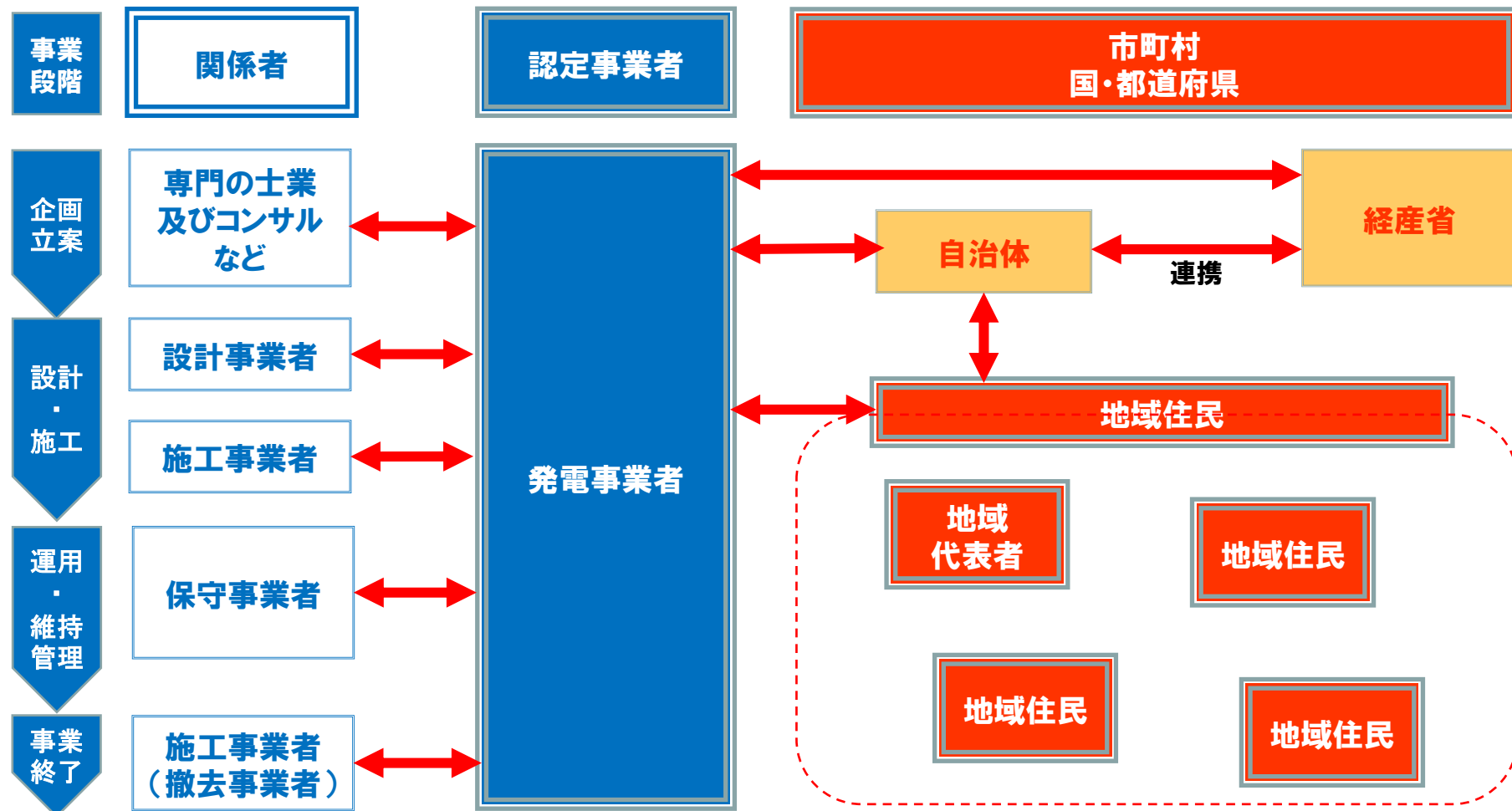
マニュアル編

1. 地域サポート窓口 対応マニュアル

1. 地域サポート窓口 対応マニュアル

1-1. 通報案件に関するステークホルダーの整理

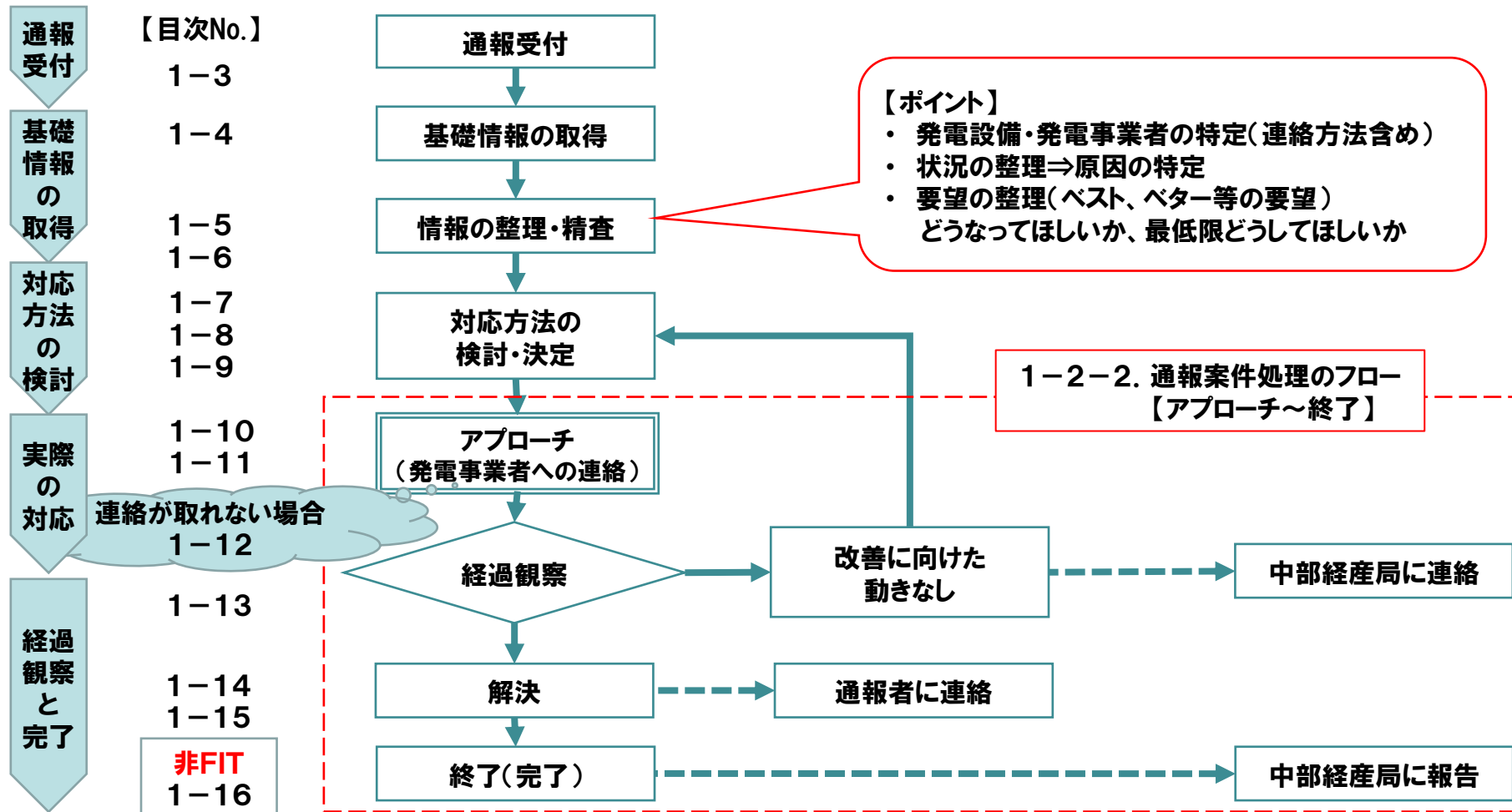
- 通報案件が発生した場合、どの立場のステークホルダーからの通報か、正しく把握する必要がある。
- 主なステークホルダーは、以下のとおりである。



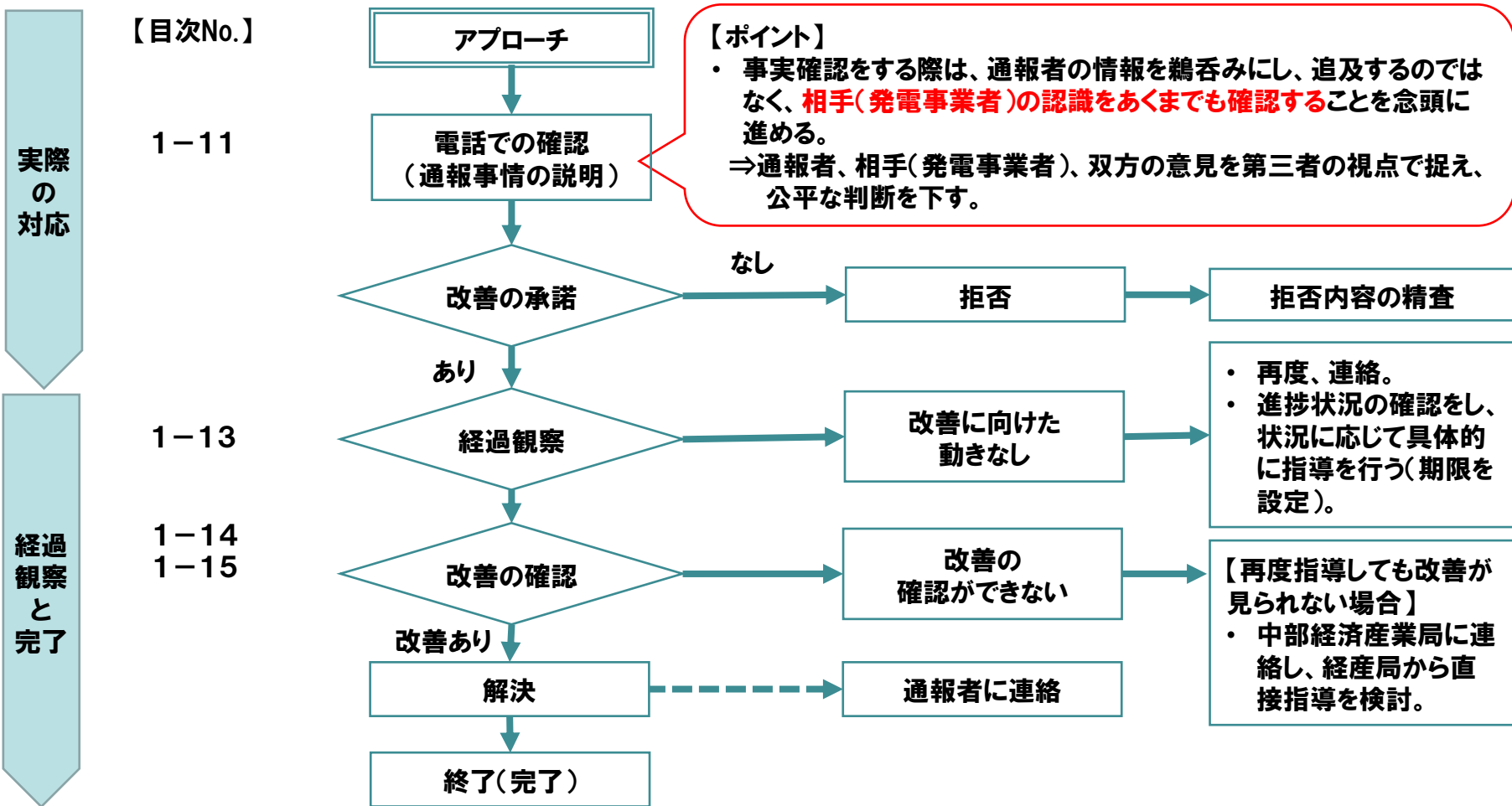
1. 地域サポート窓口 対応マニュアル

1-2-1. 通報案件処理のフロー【全体】

- サポート窓口では、通報案件が発生した場合、以下の処理フローに従い、事案解決に向けた連絡調整を行う。



- 通報者から受け取った情報を整理した後に対応方法を検討し、以下の処理フローに従い、発電事業者に対して事案解決に向けたアプローチを実行した。



1. 地域サポート窓口 対応マニュアル

1-3-1. 通報受付【受付方法】

- 通報方法は、電話とメールの2種類あり、それぞれについて対応方法が異なる。

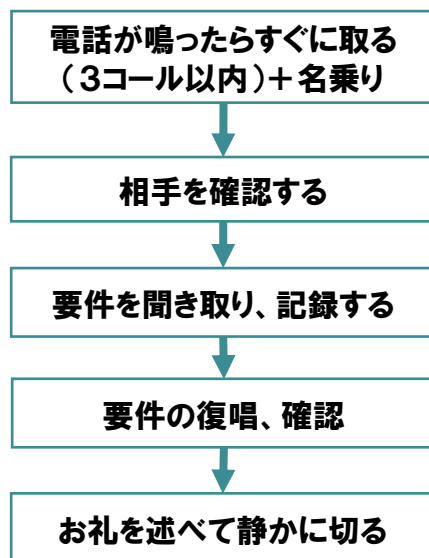
	電話	メール
通報経路	・ 通報者本人や通報者から相談を受けた自治体担当課からサポート窓口へ直接、電話がかかってくるケース。	・ 経済産業省に届けられた通報案件の一覧表が、月に一度メールにて送られてくるケース。
対応	・ 基礎情報については、サポート窓口担当が一から聞き取りをする必要がある。 ・ 通報案件フォームを活用し、漏れなく、誤りが無いように確認しながら聞き取りをし、記録する。	・ 基礎情報については、既に記載(まとめられている)されているため、必要な事項(通報案件フォームを利用し、不足している情報等)についてのみ確認を行う。＝必要であれば、通報者に電話をかけ、確認する。
備考	・ 電話だけでは伝わらない現場の状況やこれまでの経緯書等がある場合は、通報者等にメールアドレスを案内し、送付していただく。⇒相手(発電事業者)に確認する際の裏付けとなる。	・ 今後、サポート窓口専用アドレスによる一般通報を受け付ける場合、必要な情報(基礎情報)が不足している可能性が高く、通報者に電話をかけて確認するケースが増加すると考えられる。

1. 地域サポート窓口 対応マニュアル

1-3-2. 通報受付【電話対応の基礎、注意事項】

- 通報者は、トラブルを抱えて連絡してこられるため、電話での会話は迅速・的確・丁寧が重要。

(1) 電話の受け方フロー



(2) 電話対応時の注意事項

項 目	内 容
言葉使い(敬語)	・ できる限り丁寧に、常識ある言葉使いで、ハキハキと話す。
口調	・ 相手が聞き取りやすいテンポ(早口にならない)で、感情的にならないように話す。 ・ (通報者が感情的になりがちのため、つられて感情的にならないよう、冷静に話す。)
傾聴、復唱、確認	・ まずは、通報者の言い分を全て聴く。 ・ その際に、通報者の言葉を復唱し、間違いがないか確認する。 ・ また、わかりづらい、不明な点等はこちらから具体的に質問する。
記録を取る	・ 通報内容を基に対応を進めていくため、聴き取りをしながら、正確に記録を取る。(通報案件フォームを利用)

1. 地域サポート窓口 対応マニュアル

1-3-2. 通報受付【電話対応の基礎、注意事項】

- 通報受付時は、以下のような流れで、通報案件の内容を確認する。

(3) ロールプレイング【自治体等の場合】

項 目	内 容
【窓口】	・ コール音。できる限り早く電話を取る。 ・ お電話ありがとうございます。中部再エネ発電設備地域サポート窓口、〇〇でございます。 【取るのが遅れた場合】 ・ ⇒ お待たせいたしました。中部再エネ発電設備地域サポート窓口、〇〇でございます。
【通報者】	・ 〇〇県△△市環境課の□□と申します。 ・ 地域住民の方から××についての通報がありましたので、ご連絡いたしました。
【窓口】	・ 〇〇県△△市環境課の□□様ですね。お世話になります。ご用件についてお聞かせください。 ＜通報案件についてお伺いする＞ ・ 傾聴し、不明な点については確認をしながら、時系列に沿ってステークホルダーや基礎情報等に漏れが無いように通報案件フォームに記録を取りながら、お伺いする。 ・ 写真、経緯書等、提出いただける資料があればメールアドレスを伝え送付いただく。
【窓口】	＜聞いた内容について要点や要望を通報者に確認する＞ ・ ご連絡ありがとうございました。何か進展やご不明な点がございましたら、また、ご連絡ください。

1. 地域サポート窓口 対応マニュアル

1-3-2. 通報受付【電話対応の基礎、注意事項】

(4) ロールプレイング【一般の地域住民等の場合】

項 目	内 容
【窓口】	・ コール音。できる限り早く電話を取る。 ・ お電話ありがとうございます。中部再エネ発電設備地域サポート窓口、〇〇でございます。 【取るのが遅れた場合】 ・ ⇒ お待たせいたしました。中部再エネ発電設備地域サポート窓口、〇〇でございます。
【通報者】	・ 〇〇県△△市に住んでいる□□と申します。 ・ 私が住んでいる地域の××について相談したいのですが、こちらでよろしいでしょうか。
【窓口】	・ 〇〇県△△市にお住いの□□様でございますね。お世話になります。××の件についてですね。確認いたしますので、まずは簡単な内容について教えていただけますでしょうか。 ＜相談内容の主旨を傾聴し、確認＞※情報提供 【対応可能】 ・ かしこまりました。その内容でしたら、本サポート窓口で対応可能ですので、詳細についてお聞かせください。 ＜通報案件について伺いする＞ ・ 傾聴し、不明な点については確認をしながら、時系列に沿ってステークホルダーや基礎情報等に漏れが無いように通報案件フォームに記録を取りながら、伺いする。 ＜聞いた内容について要点や要望を通報者に確認する＞ ・ ご連絡ありがとうございました。●●（発電事業者等相手）に対しては、本サポート窓口からお話しをさせていただきます。何か進展やご不明な点がございましたら、ご連絡させていただきます。 【対応不可】 ・ かしこまりました。ご相談いただいた××の件については、本サポート窓口では*（できない理由）のため対応いたしかねます。 ・ 誠に申し訳ございません。また、何かございましたらお気軽にご連絡ください。

1. 地域サポート窓口 対応マニュアル

1-4-1. 通報案件の初期対応【基礎情報の取得】

- 基礎情報＝通報案件について対応を行う際に基礎となる情報。
- 5W2H(なぜ、いつ、誰が、何を、どのように、どの程度、どうした)の観点から整理を行う。
- 今後の対応の根本となる情報のため、漏れなく、正確に取得することで、その後の対応をスムーズに行うことができる。

項 目	取得する情報
受付日時、担当者名、 通報手段等	いつ、誰が(担当者)、どのような方法で通報案件を受けたかを記録する。 受付日時: 通報案件を受け付けた日時を記録 担当者名: 通報案件を受け付けた担当者名を記録 通報手段: 通報案件をどの媒体で受け付けたかを記録 (現在、本サポート窓口では電話、メールの2種類)
通報者情報	今後、対応をしていく上で情報の確認や共有、進展等の報告を行う必要があるため、連絡先を含めて通報者情報を取得する。連絡が取れなくならないよう、正確に確認をしながら取得する。 所属団体名: 自治体や事業者等の場合は「名称」を、個人の方の場合は「地域住民」と記載 氏名: 通報者の氏名を記載 電話番号: 連絡が取れる電話番号を記載 ★メールアドレス: 通報案件の確認のため、写真や資料のやり取りを行う可能性があるため取得する。
発電設備・施設、 事業者の情報①	- 問題となっている発電設備や事業者を特定するための情報。 - この情報を基に公開情報等を利用し、発電設備や事業者の特定を行う。 ※発電設備や事業者を特定するための情報であり、全てが必要となるわけではない。 ＝公開情報で特定ができればよいため、公開情報に記載されている情報について、通報者に確認する。 - 設備ID: IDに間違いがなければ、この情報だけで発電設備の特定が可能。

発電設備または柵塀に発電事業者の情報が
掲示しており、その情報を取得する方法もある。

1. 地域サポート窓口 対応マニュアル

1-4-1. 通報案件の初期対応【基礎情報の取得】

項 目	取得する情報
発電設備・施設、事業者の情報②	- 以下の情報は、間違いがないことを確認するための補足情報となる。 - 発電設備住所：設備が設置されている住所。公開情報では、地番（一筆の土地ごとに登記所が付する番号）表記されており、一致しない場合もある。その際はグーグルマップ等で確認する必要がある。 - その他：上記以外の発電設備や事業者を特定するために必要な情報。 - 以下の情報は、公開情報等によって発電設備・事業者を特定したのち、今後の対応先となるため、サポート窓口担当者が記載する。通報者からの情報提供があった場合、補足として記載する。 事業者名：発電事業者（認定事業者） 事業者連絡先：発電事業者の電話番号 保守点検事業者名：保守点検事業者名 保守点検事業者連絡先：保守点検事業者の電話番号
トラブル・懸念事項	- 通報に至った原因＝トラブルや懸念事項について記録する。 5W2Hの観点（時系列、ステークホルダー、要因等）について記録する。 - 相手（発電事業者）との確認に使用するため、漏れなく、誤りが無いよう確認しながら記録する。
要望	- 通報者が現状のトラブルや懸念事項についてどうなって欲しいのかを記録する。 - 対応ができる幅（法的にできること、できないこと等）があるため、満点となる要望と妥協できる範囲の要望について記録する。 - 再度連絡が必要かの確認（不要の場合：何かあれば、また連絡くださいとし「完了」とする）
情報確認資料の提供	「発電設備・施設」の特定、「トラブル・懸念事項」の確認を行うための資料の提供を求める。 - メールによる写真や経緯書等の提供を求める。

1. 地域サポート窓口 対応マニュアル

1-4-2. 通報案件の初期対応【基礎情報の取得（通報案件フォーム）】

- 基礎情報がその後の対応の根本情報となるため、通報案件フォームを利用し、漏れなく、正確に取得する。

通報日時		通報手段	
担当者名(案件受付者)			
■通報者情報			
所属団体		氏名	
電話番号		E-mail	
■施設・設備情報(問題となっている発電設備・事業者を特定するための情報)			
設備ID		発電設備住所	
発電事業者名		発電事業者連絡先	
保守点検事業者名		保守点検事業者連絡先	
その他			
■トラブルや懸念事項(何が原因で、何が起きているのか)			
■要望(最終的にどうしてほしい、どうなってほしいのか)			

1. 地域サポート窓口 対応マニュアル

1-4-3. 通報案件の初期対応【標識情報の取得】

- 発電設備または柵塀等の外側に、以下のような標識が設置され、ここに発電事業者の情報が掲示してあるはずである。

図 標識のイメージ

固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の設備		
再生可能エネルギー 発電設備	区分	太陽光発電設備
	名称	霞ヶ関発電所
	設備ID	DXXXXXX15
	設置場所	東京都千代田区霞が関△番地
	出力	150.0 kW
再生可能エネルギー 発電事業者	氏名	経済産業株式会社 代表取締役 経済一郎
	住所	東京都千代田区霞が関○番地
	連絡先	XX-XXXXX-XXXXX ←
保守点検責任者	氏名	霞ヶ関メンテナンス(株) 理事長 産業二郎
	連絡先	XX-XXXXX-XXXXX ←
運転開始年月日		(西暦)〇〇〇〇年X月〇日

25cm以上

35cm以上

少なくともどちら
かを記載すること

必要に応じて修正すること

(出所) 資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」より抜粋

1. 地域サポート窓口 対応マニュアル

1-4-4. 通報案件の初期対応【写真の提供】

- 通報者（自治体を含む）からの通報内容が、はっきりとわかる現場写真の提供を可能な限り求める。
- 口頭では認識の違いが発生する場合もあるため、通報を受けた初期段階で通報者と窓口の共通認識を持つことを目的とする。

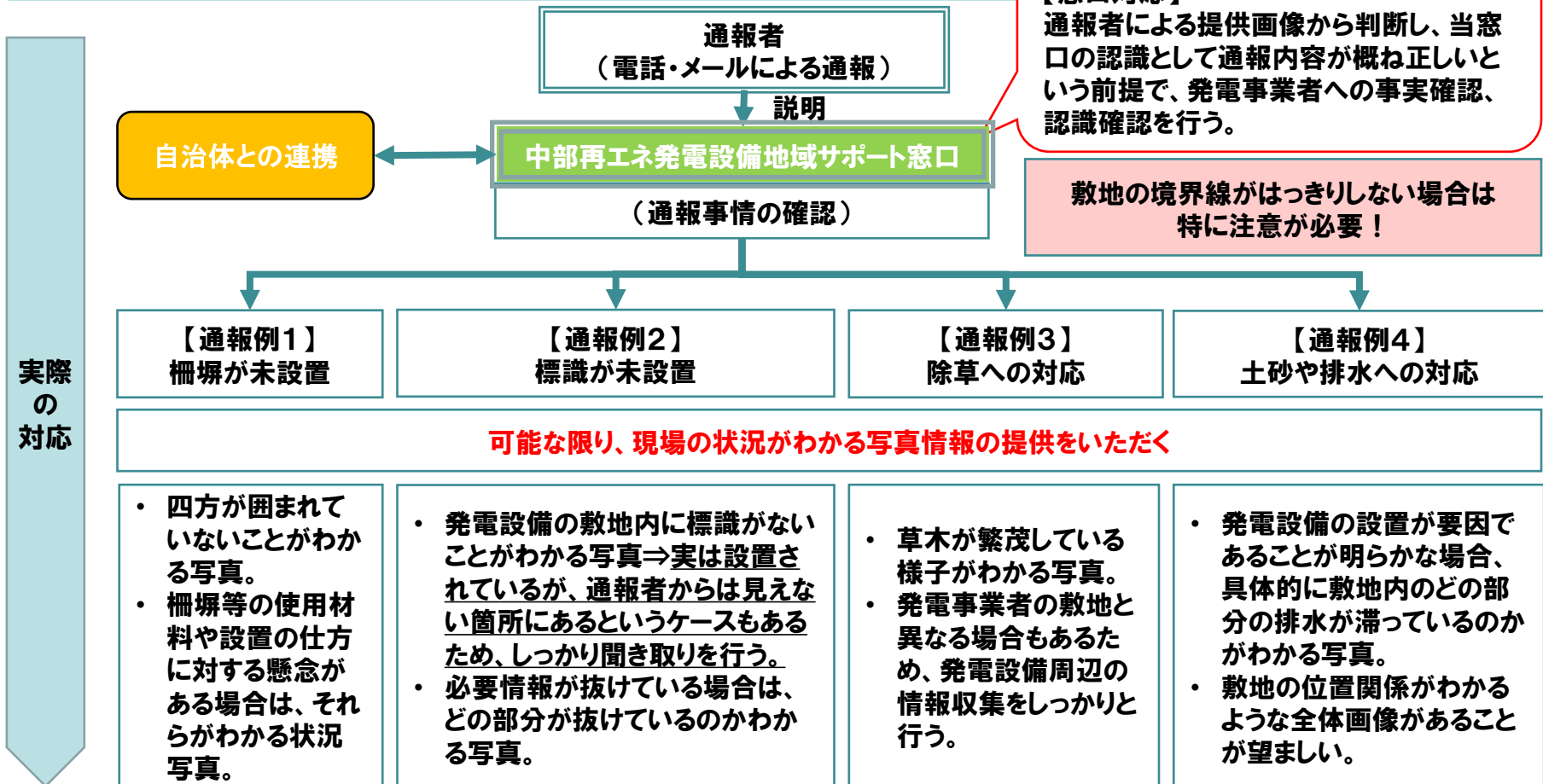


初期に提供された写真例

1. 地域サポート窓口 対応マニュアル

1-4-4. 通報案件の初期対応【写真の提供】

- 通報内容がわかる写真提供を可能な限り受けることで、通報者と当窓口の認識を一致させる。
- 通報者が個人（地域住民）で、メールでの情報提供が難しい場合には、個人の上承を得た上で自治体への協力を依頼し、連携を図る。



1 - 4 - 5. 通報案件の初期対応【事実確認の留意点】

- 通報者からの通報内容を鵜呑みにせず、その内容が事実であるか、そのような認識があるか等について、まずは発電事業者にしっかりと確認することから始まる。
- 留意点は、以下のとおりである。

項 目	留意点
事実と異なる場合	・ 事実と異なる場合には、発電事業者からも現場写真の提供を求める。 ・ 通報者、発電事業者双方からの現場写真提供により、内容の食い違いも発生しにくく対応がスムーズとなる。
県外の発電事業者の場合	・ 遠方のため頻繁に現場を見に行くことができない等を理由に保守点検管理を怠っているケースも見受けられる。
保守管理責任の認識	・ 発電事業者には設備に対する保守管理責任があるという認識をしっかりと持っていただくためにも、チェックリストに基づき対応を行う。
案件情報の管理	・ 通報者、発電事業者両者からの聞き取り内容を「案件管理データベース」に落とし込み、窓口での対応状況や進捗等の案件管理を行う。

1-5. 情報の整理・精査【該当発電設備・発電事業者の特定方法】

- 通報案件の対応を指導・依頼する相手（発電事業者）の特定を行うため、通報者から取得した情報を整理・活用する。

(1)公表されている認定情報の利用

- 認定された事業計画について、以下の項目は、資源エネルギー庁ホームページ「なっとく！再生可能エネルギー」の「事業計画認定情報の公表」において公表されている。
- この公表情報と取得した基礎情報を基に該当発電設備や発電事業者を特定する。

※URL: https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/

■事業計画認定情報 公表用ウェブサイト

※URL: <https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfo>

<公表情報項目>

項 目	情報内容	備考
●設備ID	・ 設備ID	・ 発電設備に個別に割り振られた識別番号。 ・ このIDにより発電事業者の特定が可能。
●発電事業者情報	・ 事業者名 ・ 住所 ・ 電話番号	・ 個人が発電事業者の場合:住所、電話番号は非公開のため中部経済産業局に要確認
●発電設備情報	・ 発電設備区分 ・ 発電出力区分(kW) ・ 発電設備所在地(代表住所、他の筆数) ・ 太陽電池の合計出力(kW)	
●その他	・ 新規認定日 ・ 廃棄費用積立状況	

1. 地域サポート窓口 対応マニュアル

1-5. 情報の整理・精査【該当発電設備・発電事業者の特定方法】

(2) 発電設備・事業者の特定

- 発電事業者の特定は、以下の手順に従い実施する。

項 目	方 法
①設備IDが把握できている場合	設備IDは、認定された発電設備に個別に割り振られた識別番号のため、公表情報と照会することで、発電設備・事業者の特定が可能。最も正確かつ迅速に特定ができる。
②設備IDが把握できていない場合	- 公表情報と照会が可能で、通報者から取得できる可能性が高い情報は発電設備所在地となる。 - そのため、通報者から取得した発電設備所在地を基に発電設備・事業者の特定を行う。 1) 通報者から取得した発電設備所在地の確認 - グーグルマップやYahoo!地図等を利用し、通報者から取得した発電設備所在地の確認を行う。 - グーグルマップでは、航空写真、ストリートビューを利用することで発電設備(太陽光パネル)が設置されているかを確認できる。 - Yahoo!地図では住居表示(地番ではない)等の確認ができる。 2) 公表情報との照会 - 公表情報では、発電設備所在地が地番(一筆)で記載されている。 - 住居表示に関する法律に基づいて市町村が付する住居番号とは異なることがあるため、照会の際には注意を払う。 - 発電事業者を特定するため、通報者が接触したことがある事業者(発電事業者、発電設備施工事業者、保守点検事業等)がないかの確認を行う。 - 名刺をいただいている、連絡をしたことがあるケース等がある場合は、その情報を元に事業者に連絡することで、発電事業者を特定ができる。
③公表情報に不備があった場合	【公表情報の一部情報が記載されていないケース】 発電事業者の住所や電話番号が空白になっている等のケースでは、中部経済産業局に連絡し、情報の提供を依頼する。

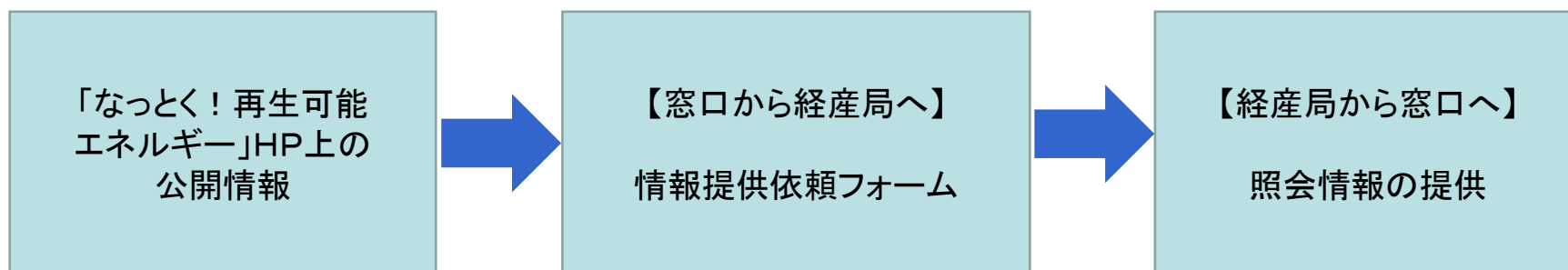
1-5. 情報の整理・精査【該当発電設備・発電事業者の特定方法】

(3) 中部経済産業局への照会

- ・ 発電事業者が個人の場合、公開情報からは氏名のみしか知りえないケースが多いため、**以下の手順・フォーマットに従い、中部経済産業局へ照会を行う。**
- ・ 当窓口対応の際に、最低限必要な情報は以下の5つである。

⇒ **①設備ID、②発電設備所在地、③発電事業者名、④発電事業者住所、⑤発電事業者の連絡先番号・メールアドレス**

- ・ 設置前の段階や設置工事の途中段階の場合には、標識の設置が無く上記①～④の情報が一つもわからないケースもある。その場合には、通報者が把握している情報をできるだけ多くいただくよう努める。
- ・ 仮に住所の地番等が違っている場合、設備周辺のその他の情報等をいただくことにより、中部経済産業局での照会が可能となり、該当設備の絞り込みや特定に至ることもある。



1-6. 情報の整理・精査【トラブルや懸念事項の確認】

- 通報者から取得したトラブルや懸念事項について、以下の方法で再度確認を行うことにより、問題点や要望に誤りがないかを確認し、発電事業者に連絡する際の対応方法を検討するための資料とする。

(1)問題の確認(事実確認)

- ・ 発電事業者に連絡する際に、通報者と発電事業者の認識に齟齬がないかの確認に使用する。
- ・ 時系列に沿って、ステークホルダーや何が起きているか等について整理する。

(2)資料の提供

- ・ 通報者から取得したトラブルや懸念事項について、客観的にとらえるため、現場写真や経緯書等の資料を可能な限り提供していただく。
- ・ 特に、現場写真は、電話や文字(メール)では把握できない状況が一目で把握できるため、積極的に提供を依頼する。

⇒ 通報者との事実確認を行う際に、やり取りがスムーズになる。
また、発電事業者に連絡する際の資料として活用できる。

(3)トラブルや懸念事項の原因の特定

- ・ 通報者から取得したトラブルや懸念事項と提供資料を照合し、事実確認を行うことで、問題点等をより明らかにする。
 - ・ 通報者から取得したトラブルや懸念事項について、不明な点や確認が必要な場合は、再度通報者に連絡する。
- ⇒ トラブルや懸念事項の根本的な原因を特定する。

(4)通報者の要望の整理

- ・ 通報者がトラブルや懸念事項に対して、どうなって欲しいのかを確認する。
- ・ 法令や条例に基づいて強制力を持って指導できる場合は問題ないが、それ以外の場合は妥協(最低限こうなって欲しい等)できる範囲についても通報者に確認を行う。

1-7-1. 対応方法の検討【法令・条例との関係】

- 通報案件に対しては、法令・条例との関係について確認を行った後に、案件区分ごとに具体的な対応方法の検討を行う。

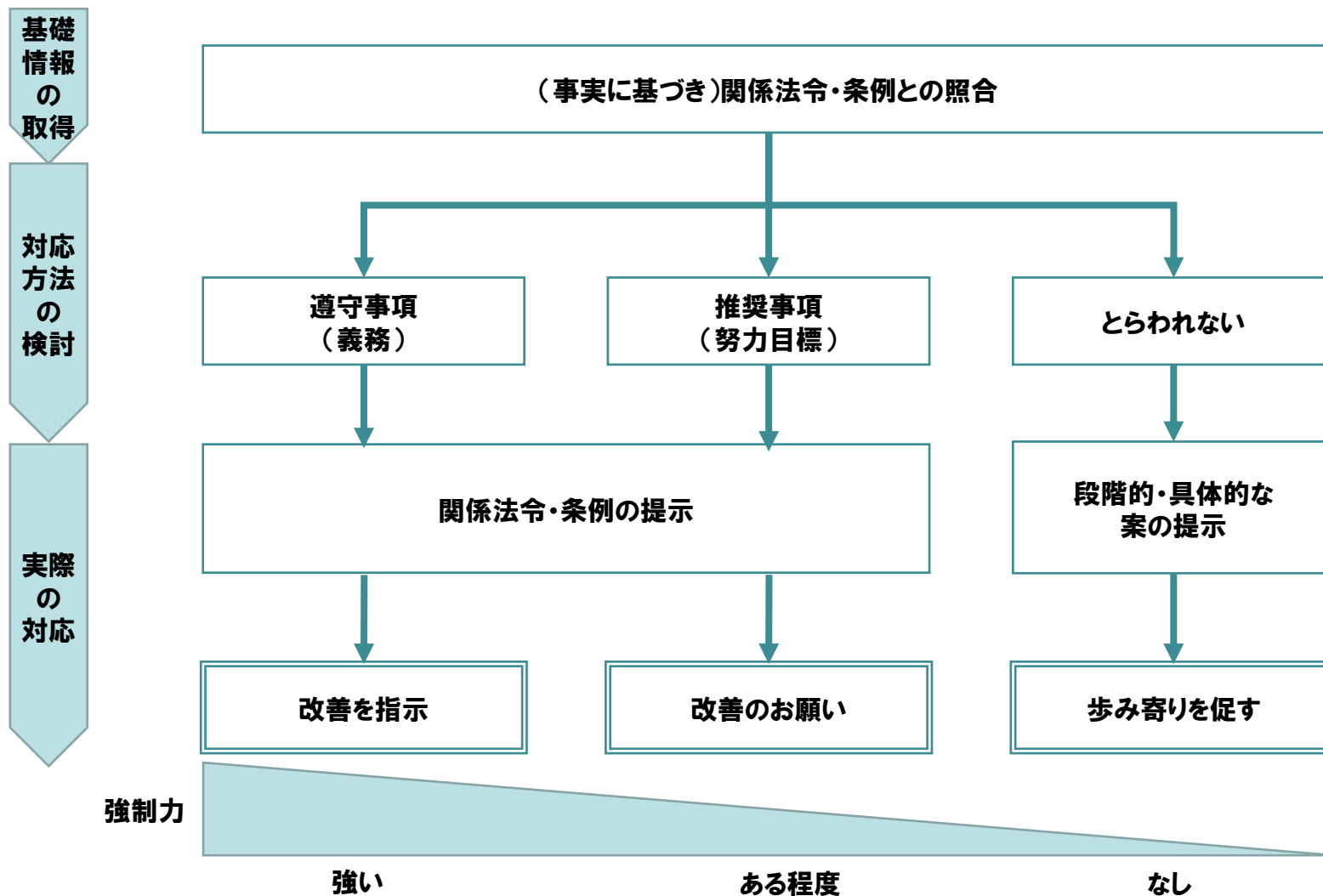
(1) 法令・条例との関係

- ・ 通報案件の対応は、「法令・条例で遵守事項(義務)とされているもの」、「推奨事項(努力目標)とされているもの」、「法令・条例にとられないもの」の3つにおおまかに分類される。
- ・ そのため、通報案件の対応を行う際には、第一に、法令・条例との関係について確認を行い、その後の対応の判断を行う。

法令・条例との関係	対応
遵守事項(義務)とされているもの (法令違反などの強制力を持つもの)	・ 発電事業者に対し義務違反として強制力を発揮できるため、関係法令・条例を提示し、肅々と改善を求める。
推奨事項とされているもの (努力目標などの協力依頼)	・ あくまでも「推奨事項(努力目標)」であるが、発電事業者に対しては関係法令・条例に「推奨事項」と記載されていることを提示し、協力のお願いを行う。 ・ 「推奨事項」であっても関係法令・条例に記載される理由があるため、なぜ対応が求められているかについて説明し、協力のお願いを行う。
法令・条例等にとられないもの (法令・条例等にとられないお願いなど)	・ 関係法令・条例等にとられないため、個々の案件ごとに対応が異なる。 ・ 基本は通報者の要望に対して、どの程度対応が可能かを段階的・具体的に想定を行い、当方からも提案しながら協力のお願いを行う。

1. 地域サポート窓口 対応マニュアル

1-7-2. 対応方法の検討【法令・条例との関係】



1 - 8. 対応方法の検討【具体的な対応方法】

- 通報案件の内容によって、対応に関する強制力の度合いによる分類が可能であり、その分類ごとに対応の方向性のある程度定めることができる。

(1) 案件区分ごとの対応方法の考え方

- ・ 各案件には関係する法令・条例があり、それぞれ強制力の度合いとともに、対応方法が異なる。

	案件区分	法令・条例	強制力	対応
①	柵塀・標識	再エネ特措法 事業計画策定ガイドライン	あり (義務違反)	・ 該当する条文を提示し、発電事業者に対して、改善を指示。
②	草刈り	事業計画策定ガイドライン	一定量 (推奨事項)	・ 該当する条文を提示し、発電事業者に対して、改善への協力をお願い。
③	関係法令・条例	農地法、森林法、砂防法等の ほか、各自治体独自の条例等	あり (法令・条例違反)	・ 該当する法令・条例等を提示し、発電事業者に対して、改善を指示。
			一定量 (推奨事項)	・ 該当する法令・条例等を提示し、発電事業者に対して、改善への協力をお願い。
④	地域共生	事業計画策定ガイドライン	一定量 (推奨事項)	・ 該当する条文を提示し、発電事業者に対して、改善への協力をお願い。
⑤	その他	法令・条例に該当しないもの	なし	・ 通報者の要望を段階・具体的に整理し、通報者と発電事業者の歩み寄り(妥協)を促す。

1 - 8. 対応方法の検討【具体的な対応方法】

(2) 案件区分ごとの対応方法の具体的な検討

- 案件区分ごとに想定される対応方法は、以下のとおりである。

	案件区分	対応
①	柵塀・標識	- 発電設備を囲う柵塀の設置、発電設備または発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示することは『事業計画策定ガイドライン』において「遵守事項」となっている。 - そのため、この案件についての通報があった場合、発電事業者の「義務違反」として改善を行うことを指示する。
②	草刈り	- 発電設備敷地内における除草については、『事業計画策定ガイドライン』における「推奨事項」となっている。 「安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること」において「発電性能の維持に関する作業（除草時の除草剤利用等）を実施するにあたり、地域住民や周辺環境地域に影響が及ぶことがないように努めること」となっている。 - そのため、この案件についての通報があった場合、発電事業者の「推奨事項」として改善への協力をお願いする。
③	関係法令・条例	- 通報案件について関連法令・条例との照合を行い、「遵守事項」や「推奨事項」に抵触している場合の対応については、以下のとおりを行う。 1) <u>関係法令・条例の「遵守事項」に違反している場合</u> - 該当する法令、条例等を提示し、発電事業者の「義務違反」として改善を行うことを指示する。 2) <u>関係法令・条例の「推奨事項（努力目標）」とされているものに抵触している場合</u> - 該当する法令・条例等を提示し、発電事業者に対して、改善への協力をお願いする。 「推奨事項」は義務と異なり、罰則をともなう強制力を発揮することができない。 - そのため、該当する法令・条例を明示し、「推奨事項」ではあるが、その重要性・必要性、発電事業者が改善を行うメリットを提示する。 - 前向きに改善に協力していただく必要があるため、以上の点について情報収集やトークの進め方等について準備が必要となる。

1 - 8. 対応方法の検討【具体的な対応方法】

	案件区分	対応
④	地域共生	・ 地域住民とのトラブルによる通報が多く、案件ごとに内容を精査した上で対応を検討する必要がある。 ・ 特に、法令・条例と関係があるかないかによって大きく対応方法が異なるため、注意が必要となる。 ・ 例えば、『事業計画策定ガイドライン』では、周辺環境への配慮の中で「発電設備の周囲に地域住民の生活の場がある場合、事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないように管理するように努めること」等、「推奨事項」とされている。 ・ また、地域共生は地域ごとの特性に委ねられており、各地方自治体が個別の条例を定めていることが多く、必ず該当する条例が制定されていないか確認を行う。 【条例に該当する場合】 ・ 前述の「③関連法令・条例」を参照。 【条例に該当しない場合】 ・ 下記「⑤その他（法令・条例等に該当しないもの）」を参照。
⑤	その他 （法令・条例等に 該当しないもの）	・ 法令・条例等に該当しないものは、最終的に民×民の争い（裁判を含む）になり、基本、行政（本サポート窓口を含む）では対応ができない（強制力がない）場合が多い。 ・ 本サポート窓口の役割として、通報者と発電事業者の双方が話し合いの場を持てるように調整を行う。そのため、通報者の要望を最低限こうなって欲しい等、段階的、具体的に聞き取りし、発電事業者に対してどのように説明し、納得（妥協含む）していただき、改善に協力、または話し合いの場を持てるようにするか、アプローチ方法（話の展開方法等）の検討を行う。

1-9. 対応方法の検討【解決・完了の目安】

(1) 解決(完了)について

- ・ 通報者の要望が満たされたら、通報案件として解決(完了)とする。
- ・ 案件区分ごとに、想定される解決(完了)の目安は、以下のとおりである。

	案件区分	内容
①	柵塀・標識	・ 柵塀や標識が設置された状態を写真等で確認できた時点で「完了」とする。
②	草刈り	・ 草刈りが実施された状態を写真等で確認できた時点で「完了」とする。
③	関係法令・条例	1)「<u>遵守事項</u>」に違反している場合 ・ 「<u>遵守事項</u>」に違反している内容が改善されたことが明らかになった時点で「完了」となるが、本サポート窓口では、「完了」の確認を行うことが困難なため、違反している法令・条例の管轄窓口(自治体)に連絡をとり、引継ぎを行った時点で「完了」とする。 2)「<u>推奨事項</u>」とされているものに抵触している場合 ・ あくまでも「<u>推奨事項</u>」であるため、強制力をともなった指導ができないため、発電事業者(通報案件の対応を行う相手)に対する協力依頼となる。 ・ 通報者の要望を優先する必要があると考えられるが、発電事業者の事情(費用や手間等)も考慮し、通報者と発電事業者、双方に歩み寄りを求め、妥協点の設定を促す。 ・ 設定した妥協点の達成を確認した時点で「完了」とする。 ・ 長期的な案件になる場合は、本サポート窓口が最後まで対応することが難しいため、話し合いの場を設けた時点で「完了」とし、状況の変化等があった場合は再度連絡をいただくこととする。 ⇒「一旦完了」とし、再度連絡があった場合は新規案件扱いとするが、前回の案件と紐づけする。

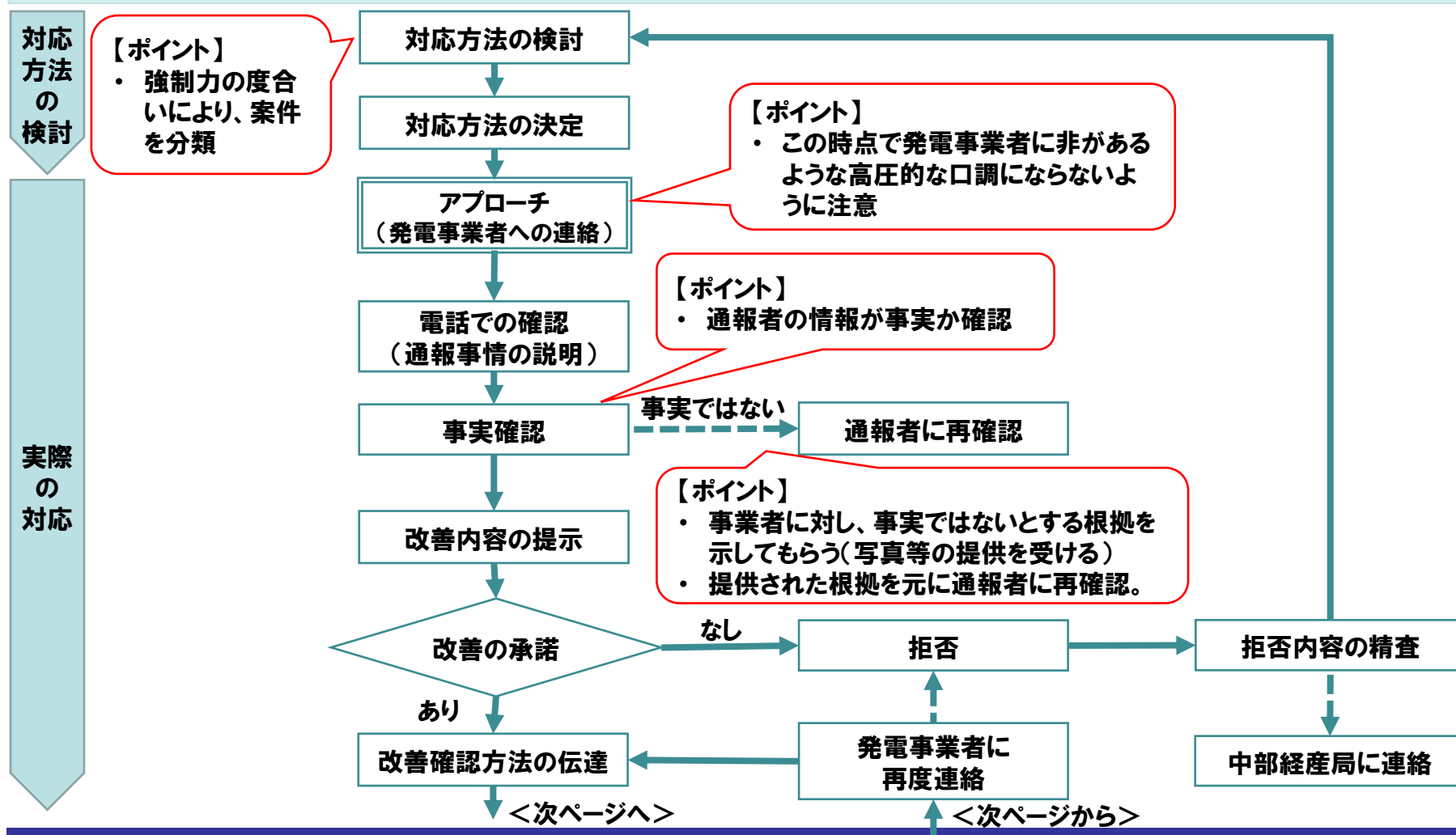
1 - 9. 対応方法の検討【解決・完了の目安】

	案件区分	内容
④	地域共生	『事業計画策定ガイドライン』の地域との関係構築(推奨事項)に抵触していることになる。 - そのため、前述「③-2)「推奨事項」とされているものに抵触している場合」と同様の対応を行う。
⑤	その他 (法令・条例等に 該当しないもの)	- 法令・条例、ガイドラインに該当しないものは民事案件(民事裁判案件)である場合がほとんどであり、本サポート窓口では指導することができない。あくまでも発電事業者に改善のお願いをすることとなる。 - そのため、通報者には前もってその旨を伝える。話し合いの場を設けることを目標とし、発電事業者と話し合いの場を設けた時点で「一旦完了」とし、状況の変化等があった場合は再度連絡をいただくこととする。 ⇒「一旦完了」とし、再度連絡があった場合は新規案件扱いとするが、前回の案件と紐づけする。

1. 地域サポート窓口 対応マニュアル

1-10-1. アプローチのフロー【アプローチ～改善方法の伝達】

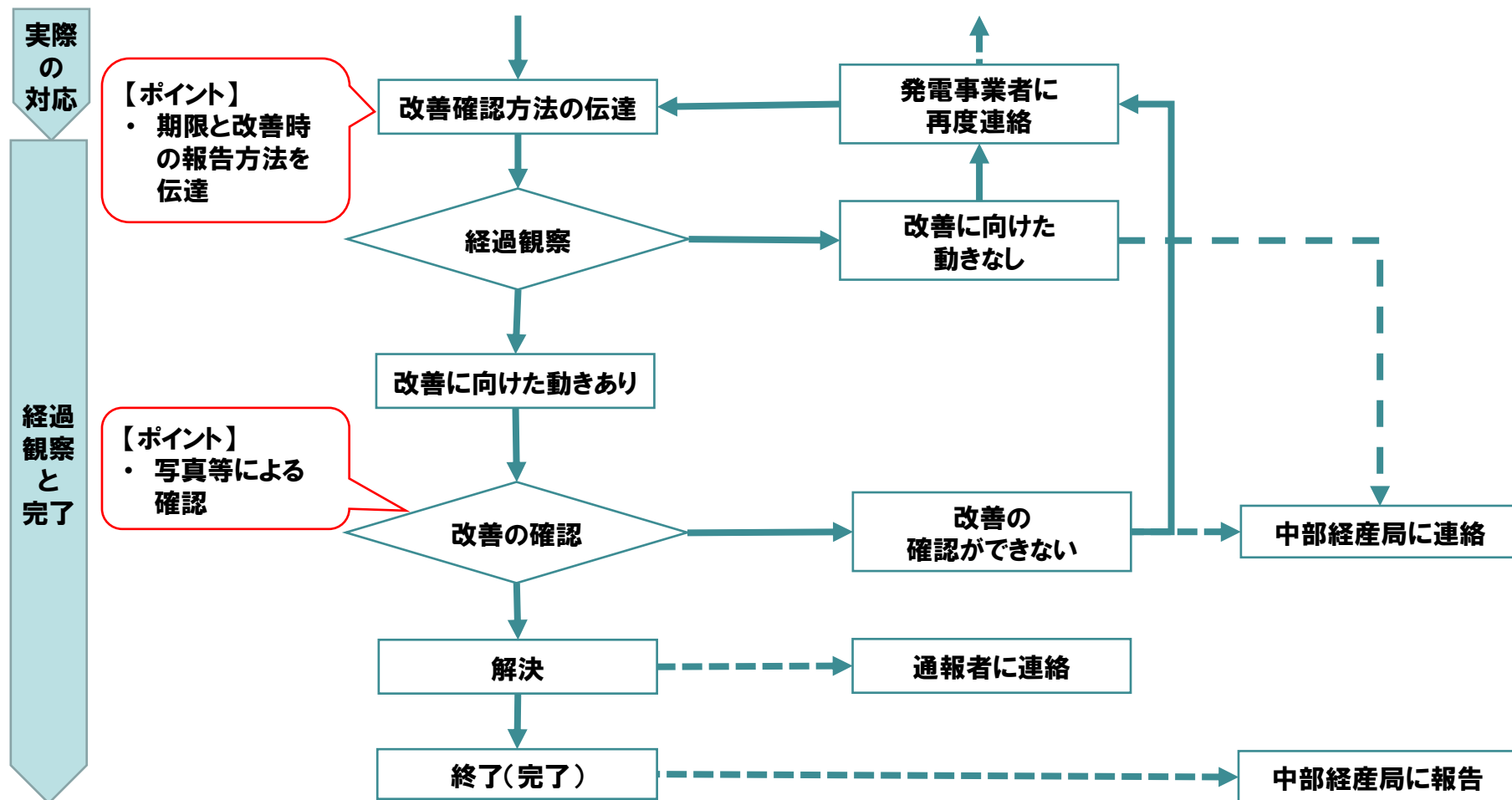
- 検討、決定した対応方法を基に、以下の処理フローに従い、発電事業者に対して指導を行う。



1. 地域サポート窓口 対応マニュアル

1-10-2. アプローチのフロー【改善方法の伝達～終了】

- 発電事業者に指導を行った後は、以下の処理フローに従い、経過観察を実施し、通報案件の解決に向けて対応を進める。



1-11. 実際の対応【発電事業者への連絡】

- 発電事業者に連絡する際には、以下の留意点に注意しながら対応を進める。

(1) 発電事業者への連絡

- ・ 対応方法を決定した後は、発電事業者に連絡し、実際に通報案件への対応(改善)を促す。
- ・ 連絡する発電事業者の連絡先等は、前述「1-4-1. 通報案件の初期対応【基礎情報の取得】」のとおり。

(2) 話し方の注意点

- ・ 発電事業者に連絡する時点では、通報者からの提供情報しかなく、通報者と発電事業者の関係性や認識等に齟齬がある可能性が高い。そのため、通報者からの提供情報を鵜呑みにせず、**最初から発電事業者に非があるような、また、高圧的な口調にならないように注意**し、最終的に発電事業者が対応(改善)に協力的、前向きに検討、実施していただけるよう細心の注意を払う。

(3) 事実の確認

- ・ 通報案件は、通報者からの情報提供であるため、**最初に発電事業者に事実かどうかの確認を必ず行う**。
- ・ 通報者と発電事業者の認識や提供情報に齟齬等が無い、問題点(トラブルの要因)等を確認するとともに、通報者、発電事業者、双方からの提供情報を整理し、齟齬が無い等の確認をすることで情報の共有を行う。

【情報の認識に齟齬があった場合】

- ・ 改めて通報者に連絡を取り、再度確認を行う等、通報案件について事実確認をするとともに、認識を共有する。
- ・ 事実を確認できる写真や書面等の提供を通報者、発電事業者双方にお願いする。

※通報案件に対する認識の共有が今後の案件に対する対応(改善)の根本となるため、事実確認は念入りに行う。

1-11. 実際の対応【発電事業者への連絡】

(4) 改善内容の提示と実施報告の方法

- ・ 事実確認を行い、把握していた情報(トラブルの原因等)に齟齬・問題がなければ、検討していた対応策(改善内容)の提示を行い、期限や改善を実施した報告(証拠の提示)方法の伝達を行う。

●期限

- ・ 提示した改善内容について、実効性を高めるため、**必ず実施期限を設ける。**
- ・ 設定する実施期限は、改善内容に応じて要する期間等を考慮し、設定する。
例:【柵塀の設置の場合】見積りから実際に設置する工程を踏まえ、約1ヵ月
【発電事業者による現地確認が必要な場合】約1週間 など

●実施報告

【経過報告】

- ・ 改善内容を段階的に実施していく場合(最初に○をして、次に△をする等)、その段階ごとに進捗状況の報告をお願いします。

【完了報告】

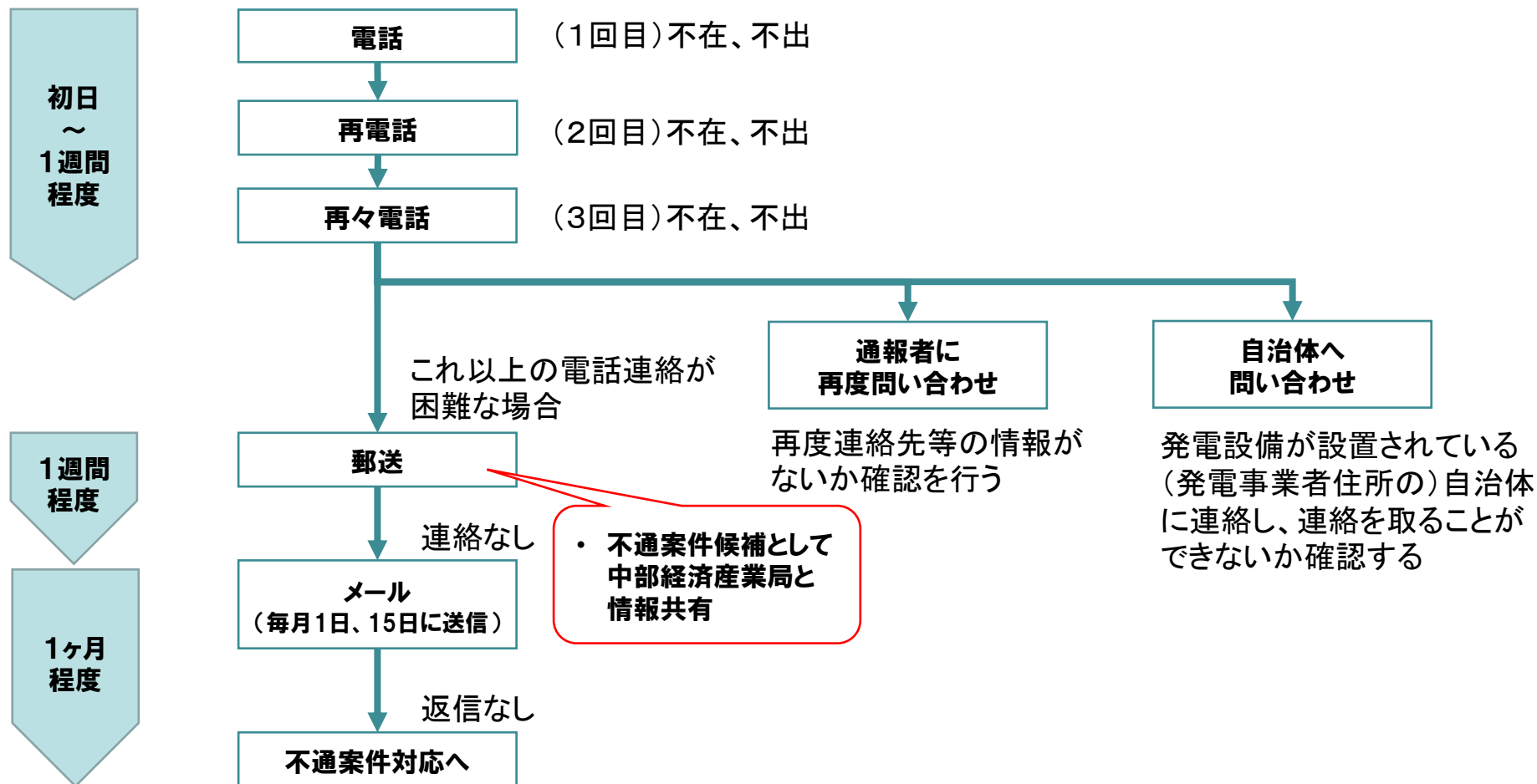
- ・ 対応策(改善内容)が完了した場合は、**第三者が見ても、はっきりと完了したことがわかるように**、対応後の写真等の提供をお願いします。

1. 地域サポート窓口 対応マニュアル

1-11. 実際の対応【発電事業者への連絡】

(5) 発電事業者に連絡する際のプロセス及びスケジュールを目安

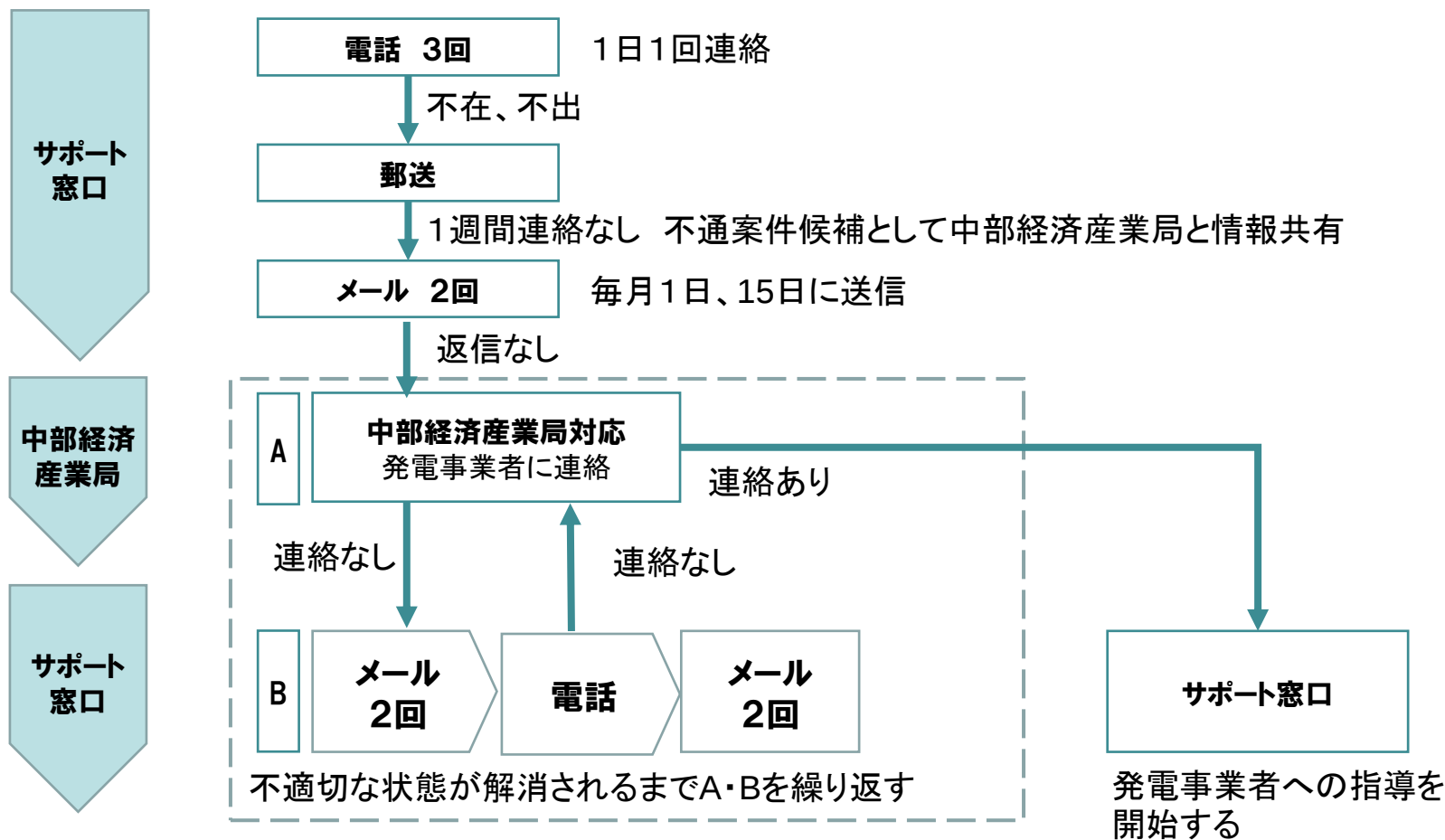
- 以下のプロセス及びスケジュールを目安として進め、連絡がつかない(電話に出ない、現在使われていない等)場合は、郵便やメールの別手段で連絡を取る必要がある。



1. 地域サポート窓口 対応マニュアル

1-12. 不通案件の対応

- 発電事業者には郵便やメールでも連絡がつかない場合は、不通案件として、以下のフローで対応を行う。



1-13. 経過観察と完了【経過観察】

- 発電事業者の指導に対する改善状況は、提示した期限を基に確認を行う。
- 未対応の場合は、再指導や中部経済産業局からの指導を検討する。

(1) 発電事業者の改善実施状況の確認

- ・ 経過観察は、前述の「1-11. 実際の対応【発電事業者への連絡】」で設定した期限を基準に実施報告の確認を行う。

【設定した期限内に実施報告がされない場合(未対応)】

- ・ 連絡が取れる方法により督促(再度期限を設定)を行う。
- ・ また、未対応が続く(2度の督促で対応がない)場合、中部経済産業局からの指導を検討する。
(※未対応が続くケースの対応については、中部経済産業局と要相談)
- ・ 法令・条例違反については、FIT認定の取消しの可能性について中部経済産業局で検討いただくことを提案。
- ・ それ以外については強制力がない場合が多く、中部経済産業局から直接指導の流れが考えられる。

1-14. 経過観察と完了【継続と完了】

- 設定した期限に基づいて、発電事業者の指導に対する実施状況の確認を行う。
- 指導に対する達成状況に応じて指導を「継続」して行うか、「完了」(指導内容を確実に実施した)として指導を終了するか判断を行う。

(1)完了

- ・ 発電事業者が指導内容に基づき、適切に対応を実施したことが確認できた場合、連絡が必要な関係者に対し、対応がなされたことの報告を行い、指導を終了し「完了」とする。
- ・ 指導内容を適切に実施したことを確認する際には、改善された現場写真等を発電事業者から提示していただき、**第三者から見ても改善されたことが明らかであると確認できることが必要**となる。
- ・ 本サポート窓口で適切に対応が実施されたことの確認が困難な場合(条例等に抵触している等、自治体の判断が必要な場合等)は、確認することができる担当者や担当窓口へ引継いだ時点で指導を終了し、「完了」とする。

(2)継続

- ・ 上記「完了」したことが認められない場合、「1-13. 経過観察と完了【経過観察】」に基づき、再度指導を行う。
- ・ 発電事業者が指導に対して、なぜ対応ができていないのか(進んでいないのか)についての聞き取りを行い、その原因について具体的に指導を行う。
- ・ 再度指導を行っても改善の兆しが見られない場合、中部経済産業局から直接指導していただくことを検討する。

1-15. 未解決案件の対応【中部経済産業局への引継ぎ】

- 本サポート窓口での対応では解決まで至らなかった案件については、中部経済産業局に引継ぎを行い、対応をお願いする。

(1) 連絡が取れない場合(不通案件の対応)

- ・ 通報者の情報、標識、公表情報等から特定した発電事業者の連絡先で連絡が取れなかった場合、通報者から再度連絡先等の情報がないかの確認を行う。
- ・ 発電設備が設置されている(発電事業者住所の)自治体に連絡し、連絡を取ることができないか確認する。
- ・ 中部経済産業局を通じ、JPEA太陽光発電協会に連絡し、情報の提供をお願いする。
※JPEA太陽光発電協会は50kw未満の太陽光発電設備の審査や実績報告等の業務を中部経済産業局から業務委託を受けているため、連絡先等の情報を把握している可能性がある。

【上記でも連絡先が特定できない場合】

- ・ 通報者に対して手を尽くしたことを説明し、これ以上の対応はできない旨をお伝えする。
- ・ 発電事業者に連絡を取ることが不可能となるため、中部経済産業局に以降の対応をお願いする。

(2) 対応が進まない・一定期間が経過しても指導に従わない場合(強制力がある指導案件のみ)

- ・ 関係法令・条例、ガイドライン等に違反している案件で、発電事業者が度重なる本サポート窓口からの指導(3度程度)に対し、改善が認められない場合は、中部経済産業局に引継ぎ、対応をお願いする。⇒中部経済産業局にしかできない対応(FIT制度認定の取消しを含む強制執行の可能性の検討等)をお願いする。

1-16. 非FIT案件の対応

- 通報案件の中にはFIT/FIP制度を利用していない(非FIT)発電設備に対するものがある。
- 非FIT発電設備には、自家消費、直接電力会社と契約を結んでいる等がある。
- 本サポート窓口は、FIT/FIP制度を利用する発電設備に対する指導権限しかなく、非FIT発電設備に対する指導権限はない。

(1) 非FIT発電設備の判断

① 公表情報の確認

- ・ 公表情報を確認し、掲載されているかの確認を行う。
- ・ 掲載されていない場合は②に。

② 中部経済産業局に確認

- ・ 中部経済産業局で認定されているか、申請中ではないか等の確認を行う。
- ・ ①、②を通してFIT/FIP認定・申請の確認ができない場合は、非FIT発電設備として取り扱う。

(2) 非FIT発電設備に対する通報案件の対応

- ・ 基本、指導権限がないため、本サポート窓口としては対応ができないことを通報者にお伝えする。
(発電事業者、発電事業者連絡先等の基礎情報を取得することもできない)
- ・ 発電設備設置にあたり、FIT/FIP認定に関わらず、関係法令・条例に抵触している可能性があるため、自治体担当課等を案内する。
- ・ 非FIT発電設備は、基礎情報の取得ができない(公表情報等がない)ため、基本連絡先等を把握することができないが、通報者からの情報で発電事業者の連絡先を把握することが可能な場合、FIT/FIP制度の観点から発電事業者に対して通報者の要望を伝えたり、指導ではなく提案を行う。

2. 窓口対応を阻害する 主要要因と改善策

2. 窓口対応を阻害する主要因と改善策

2-1. 通報受付・基本情報の取得時

- 本サポート窓口では、以下のような対応を阻害する要因があり、少しでもスムーズな窓口対応を行うため改善を模索する必要がある。
- 通報受付・基本情報の取得時、標識等の設置がなくID情報が不明な場合は、現時点で通報者が持つ情報を可能な限り聞き取り、該当設備を特定できるよう努める。

阻害要因	改善策
【発電設備・発電事業者が特定できない】 ・「情報の精査」ともつながるが、該当する発電設備・発電事業者の特定は、指導を行う上で最も重要な情報。 ・設備IDが特定できれば問題はないが、住所だけでは、発電事業者が特定できないこともあり、再度、通報者に連絡し、確認するケースがある。	・受付時に公表情報を住所でソートし、ある程度特定できるか確認を行う。 ・完全に合致する設備がない場合、近隣の住所等で確認を行う。 ・特定できない場合は、さらなる情報提供を通報者に求める。 ※通報者に対して、マップによる場所の特定、標識が設置されていないかの再確認のお願い、発電事業者・保守点検事業者の連絡先等の情報を把握していないかの確認を行う。

2. 窓口対応を阻害する主要因と改善策

2-2. 対応方法の検討時

- 非協力的な発電事業者であるや保守点検事業者に丸投げしているケースもあることから、ガイドライン等に基づき、必要に応じて資料を用意するなど、しっかりと説明できる準備を行う。

阻害要因	改善策
【推奨事項(努力目標)の取り扱い】 「アプローチ」にもつながるが、遵守事項(義務)違反と違い、推奨事項(努力目標)については、非協力的な発電事業者が一部存在する。	- 推奨事項(努力目標)については、なぜ、それが求められているのかを説明するとともに、発電事業者のメリット、参考とする資料、どこまで対応するのか等についても提示する準備を行う。 例)住民との話し合い - その土地で長期にわたり発電することになるため、地域住民と良好な関係を構築することの重要性についてお伝えする。 「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」等を参照する。 - 根本的に発電設備反対といった感情的な案件の場合にどこまで対応できるか確認を行う。
【発電事業者が保守点検事業者に完全に委任している】 - 発電事業者が保守点検事業者に丸投げしており、現場を見たこともないといったケースがある。 - この場合、保守点検事業者の対応がなかなか進まないケースがある。	- 発電事業者に対しては、不適切事案であることを説明し、対応については、保守点検事業者と話をしたが、不適切事案を改善する責任は発電事業者にあること等を伝える。 - 保守点検事業者に対しては、進捗状況等について発電事業者と情報共有していただくことと、本サポート窓口から発電事業者を確認を行うこと等を伝える。

2. 窓口対応を阻害する主要因と改善策

2-3. アプローチ時

- 電話・メールでのコンタクトが不通の案件については、早い段階で該当設備のある自治体の担当課に連絡し、通報案件の内容を伝え、本サポート窓口への情報提供等の協力依頼を行う。
- 自治体からの情報収集が難しい場合には、中部経済産業局とも連携し、情報収集に努める。

阻害要因	改善策
【連絡が取れない】 ・ 発電事業者、保守点検事業者に連絡した際に、連絡が取れないケースがある（何度かけても不出、「現在、使われておりません」）。 ・ 連絡が取れないため、案件が進展しなくなる。 ・ 郵送対応を行ったとしても、返事がなく、連絡が取れない状況が続くケースがある。	【郵送対応】 ・ 特定した発電事業者の住所に、郵送で不適切事案についての確認、本サポート窓口へに連絡いただく旨等を記した書類を送付。 【自治体担当課の協力】 ・ 郵送対応でも連絡が取れないケースについて、自治体担当課に連絡し、書面をメールで送付し、訪問していただく。 【中部経済産業局との連携】 ・ 月に2回、定期的開催している当窓口と中部経済産業局との定例会の中で、案件情報を共有し、これまでの経緯等を説明した上で、中部経済産業局から直接連絡を取っていただく。

2. 窓口対応を阻害する主要因と改善策

2-4. 経過観察時

- 完了期限を設けて指導を行っているが、期限が近づいている案件については、本サポート窓口から定期的に連絡を入れ、進捗状況を確認する。
- 事業者との連絡がなかなかとれず進捗状況が確認できない場合は、自治体に協力依頼し、現場の写真提供を求め現状をある程度把握する。
- 対応が完了するまで根気よく連絡を入れることにより、事業者側の対応にも少しずつスピード感が出るケースもある。

阻害要因	改善策
【発電事業者の対応が遅いケース】 ・ 指導に対して、事業者の対応が進まないケースが見られる。 ・ 指導する際にいつまでといった期限を設定しているが、特に推奨事項(努力目標)については強制力が弱いこともあり、発電事業者の都合でなかなか進まないケースが見られる。	・ 中部経済産業局との情報共有を強化するとともに、改善の傾向が見られないケースについては、中部経済産業局からの指導に切り替えることも視野に相談を行う。

2. 窓口対応を阻害する主要因と改善策

2-5. 完了時

- 話し合いの場が設けられたという事実を確認し、今後の対応に関する方向性や歩み寄り等、通報者が求める状況に至ったと判断できた時点で、通報者の了承を得た上で本サポート窓口としての対応を完了とする。

阻害要因	改善策
【完了の定義】 ・ 柵塀・標識の設置、草刈り等の改善は、目に見えるため、写真等の提出を持って「完了」とできるが、地域共生等の話し合いの場合、どの時点で「完了」とするのかが不透明であり、いつまでも経過観察中となる。	・ 話し合いの場を設定し、その話し合いの結果を確認した時点で、今後の対応が可能かどうかの判断を行う。通報者に対して確認を行った上で「完了」とする。

3. 通報案件の整理・対応策

3. 通報案件の整理・対応策

3-1. 通報案件の概要

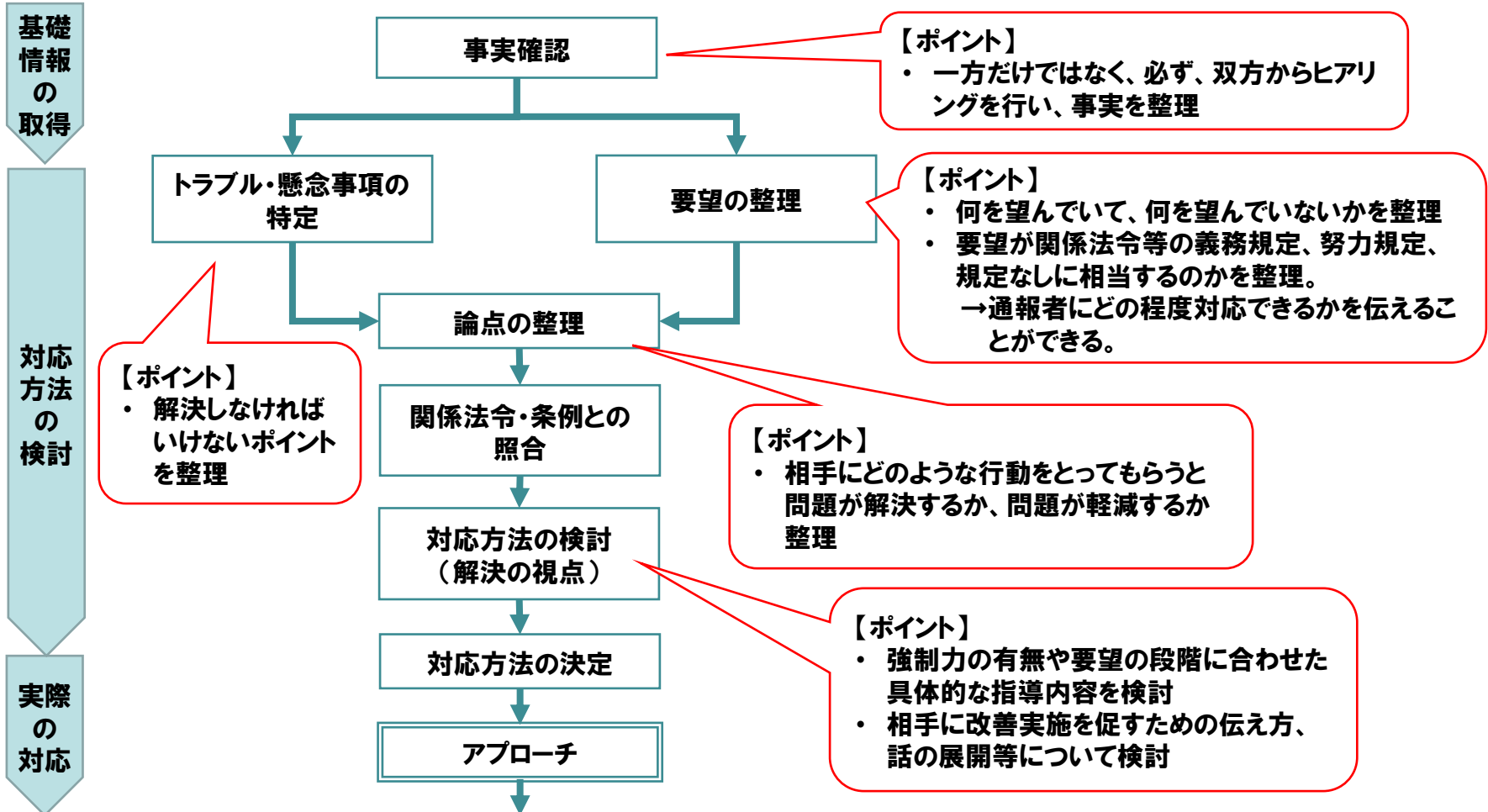
- サポート窓口に通報のある内容は、主に以下のとおりである。

	案件区分	トラブルの主な内容・要因
①	柵塀・標識	・ 柵塀・標識の未設置。
②	草刈り	・ 雑草が伸びているのに放置。道路等の見通しが悪くなるなど、地域環境に影響。
③	関係法令・条例	・ 関係法令・条例等に違反。 ・ 設計と施工後の違い（施工後に関係法令・条例違反が判明）。 ・ 景観上の懸念（関係法令・条例では「推奨事項」とされることが多い）。
④	地域共生	・ 地域住民との関係構築不足。 ・ 説明会の未開催。 ・ 発電事業者の説明不足。 ⇒説明内容について、発電事業者と地域住民の捉え方の違い。 ・ 関係法令・条例に違反していないが、地域住民は不安（民事案件）。 ・ FIT制度の対象とならないケース。 （認定前、発電設備敷地外等のトラブル） ・ 太陽光発電設備建設自体をとにかく反対。
⑤	その他	・ 関係法令・条例に違反していないが、地域住民は不安（民事案件）。 ・ FIT制度の対象とならないケース。 （認定前、発電設備敷地外等のトラブル）

3. 通報案件の整理・対応策

3-2. 対応方法の検討（事実関係の整理）

- トラブル解決に向けて、各段階におけるポイントを踏まえた上で、対応方法を検討する。



3. 通報案件の整理・対応策

3-3. 案件の解決に向けた視点の整理

- トラブル解決に向けた視点としては、以下のことが考えられる。

	案件区分	主な課題	トラブル解決のための視点の整理
①	柵塀・標識	柵塀・標識の設置	・ 柵塀・標識が設置されていない明確な事実があるか？ ・ 営農型等、特例として柵塀設置が免除されているケースではないか？ ・ 発電事業者は、設置義務違反であることを認識しているか？ ・ 改善の意思はあるか？
②	草刈り	雑草等の整備	・ 雑草等が繁茂している等、明確な事実があるか？ (雑草は、発電設備の敷地のものか？) ・ 『事業計画策定ガイドライン』の「推奨事項」であることを認識しているか？ ・ 雑草等を整備することのメリット、しないことのデメリットを認識しているか？
③	関係法令・条例	関係法令・条例の遵守	・ どの分野の法令・条例に違反もしくは抵触している可能性があるか？ ・ 関係法令・条例に違反もしくは抵触している事実があるか？ ・ 発電事業者は関係法令・条例に違反もしくは抵触していることを認識しているか？ ・ 違反に対する罰則、制裁等を認識しているか？ ・ 関係法令・条例の遵守に向けて、改善する意思があるのか？
④	地域共生	地域住民との関係構築	・ 発電事業者は、地域住民の不安(不満等)について認識しているか？ ・ 発電事業者は、『事業計画策定ガイドライン』の「推奨事項」であることを認識しているか？ ・ 発電事業者と地域住民の説明の質・量に対しての認識の違いはどの程度か？ ・ 発電事業者と地域住民の関係性はどの程度構築されているか？
⑤	その他	地域住民との関係構築 通報者の認識	・ 通報者の感情的、思い込みではないか？ ・ 民事案件ではないか？ ・ 本サポート窓口で対応できる(対応する)案件かどうか？

3. 通報案件の整理・対応策

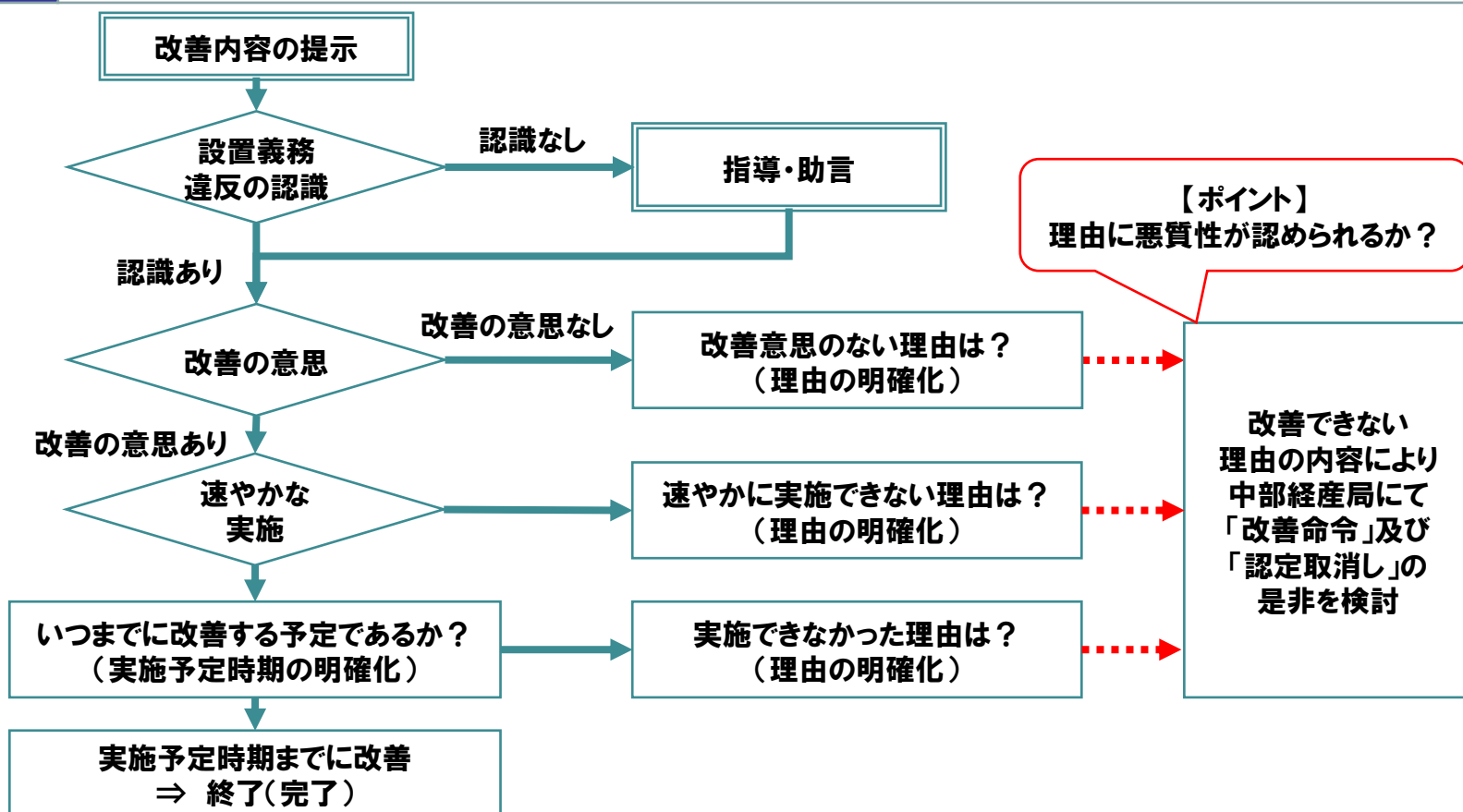
3-4-1. 案件の対応策【柵塀・標識】

- 柵塀・標識の未設置は、明確な「義務違反」であることから、以下のフローに従い指導を行う。

視点

【柵塀・標識が設置されていない事実が判明した場合】

- ・ 発電事業者は、設置義務に違反をしているという認識があるか？改善の意思はあるか？



3. 通報案件の整理・対応策

3-4-2. 案件の対応策【柵塀・標識】

- 柵塀の設置にあたっては、以下のポイントに基づき指導を行う。

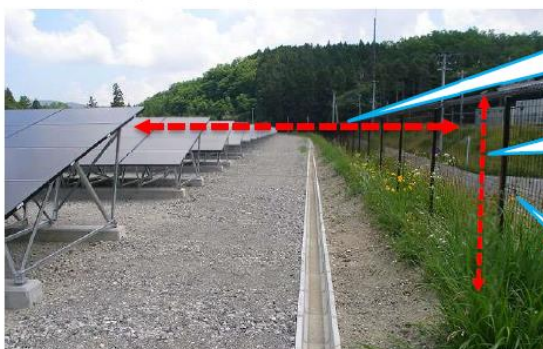
ポイント

- ・ 外部から容易に発電設備に触れることができないように発電設備と柵塀等との距離を空ける。
- ・ 構内に立ち入ることができないような高さの柵塀を設置する。
- ・ 第三者が容易に取り除くことができないものを用いる。

参考資料

柵塀等の設置形式: 電技省令及び電技解釈を参考にする

<適切な柵塀設置の事例①>



第三者が外部から容易に発電設備に触れることができないようにする

第三者が構内に立ち入ることができないような高さにする

金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないものにする

<適切な柵塀設置の事例②>



第三者が外部から容易に発電設備に触れることができないようにする

第三者が構内に立ち入ることができないような高さにする

金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないものにする

(出所) 資源エネルギー庁「FIT制度に基づく柵塀及び標識等の設置義務に関するお知らせ(注意喚起)」から抜粋

【柵塀等の設置を省略できる場合】

- ・ 設置形態上、第三者が容易に発電設備に近くづことができない場合
(塀つきの庭に設置する場合、私有地の中に発電設備が設置され、その設置場所が公道から相当程度離れた距離にある場合等)
- ・ 柵塀等の設置が困難な場合(屋根置き、屋上置き等)
- ・ 営農上支障が生じると判断される場合

3. 通報案件の整理・対応策

3-4-2. 案件の対応策【柵塀・標識】

- 柵塀が設置してあったとしても、簡易な柵塀であった場合は、以下のポイントに従い指導を行う。

視点

【簡易な柵塀であると判明した場合】

- ・ 発電事業者は、不備があるという認識があるか？改善の意思はあるか？

事例



- ・ 設備内の入口にのみチェーンがかけられているだけのため、人が容易に侵入可能である点



- ・ 柵の素材が害虫用であること、杭が農作業用の簡易的なものであるため、強度面で弱いと思われる点

ポイント

柵塀の設置は、第三者が設備内へ容易に侵入できない状態にすること、また容易に設備に触れることができない状態にすることで、感電等の事故発生リスクを回避することが目的であることを伝える。

3. 通報案件の整理・対応策

3-4-3. 案件の対応策【柵塀・標識】

- 標識が設置してあったとしても、記載事項に不備な部分があった場合は、以下のポイントに従い指導を行う。

視点

【標識の記載事項に不備があると判明した場合】

- ・ 発電事業者は、不備があるという認識があるか？改善の意思はあるか？

ガイドラインに記載の標識例

図 標識のイメージ

固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の設備		
再生可能エネルギー 発電設備	区分	太陽光発電設備
	名称	霞ヶ関発電所
	設備ID	D××××××15
	設置場所	東京都千代田区霞が関△番地
再生可能エネルギー 発電事業者	出力	150.0 kW
	氏名	経済産業株式会社 代表取締役 経済一郎
	住所	東京都千代田区霞が関○番地
	連絡先	××-××××-××××
保守点検責任者	氏名	霞ヶ関メンテナンス(株) 理事長 産業二郎
	連絡先	××-××××-××××
運転開始年月日		(西暦)○○○○年×月○日

25cm以上

35cm以上

少なくともどちらかを記載すること

必要に応じて修正すること

- ・ 標識の設置は、設備内でのトラブル発生時や事故発生時等の緊急時、第三者が速やかに発電事業者と連絡をとる必要があるため、発電事業者は設備内の標識に事業者情報を記載する義務がある。
- ・ **左図にある情報の記載がガイドライン上で義務付けられている。**
- ・ 【例1: 標識の記載文字が一部消えており認識できない場合】標識の修繕や追記をお願いする。
- ・ 【例2: 個人事業主が個人情報の開示に抵抗があり連絡先を記載していない場合】事業者であるという自覚を持っていただいた上で、事業用携帯等を準備していただくことを提案する。
- ・ 【例3: 事業途中で事業者情報に変更が生じたにもかかわらず変更届出をしていないため、登録情報と異なる事業者名が記載されている場合】エネ庁HPより速やかに変更手続きをすると同時に、標識記載内容の変更をお願いする。

3. 通報案件の整理・対応策

3-4-4. 案件の対応策【柵塀・標識】

- 柵塀・標識の設置は『事業計画策定ガイドライン』で義務規定となっているため、強制力を持った対応が可能。
- 発電事業者が毎年1回行う義務がある「運転費用報告」等の提出書類を活用し、設置写真を提出することが必要。
- 義務規定であることが発電事業者に正確に伝えるために、広報や通知・確認を通した周知徹底を行う。

現状	課題・検討事項
『事業計画策定ガイドライン』において「遵守事項」として義務規定となっている。 【定期報告】 ア. 発電設備が運転開始した日から一ヶ月以内に「設置費用報告」(増設した場合は、増設した日から一ヶ月以内に「増設費用報告」) イ. 発電設備が運転開始した月又はその翌月に、毎年1回「運転費用報告」 ⇒この運転費用報告に「遵守事項実施報告」として柵塀・標識の設置に☑をつける項目がある。 2021年4月1日に資源エネルギー庁から注意喚起として「FIT制度に基づく標識及び柵塀等の設置義務に関するお知らせ」が通達されている。 - 以上のように対応がされているものの、柵塀・標識が未設置の発電設備は多い。	- 毎年1回行う義務がある「運転費用報告」を確認すれば、柵塀・標識の設置状況が把握できる。(ただし、虚偽報告や「運転費用報告」がされていない可能性がある) 「遵守事項(義務)」でありながら、厳罰化が進んでいない(認定取り消し等をうたっているものの、実際に取り消しになるまでの猶予が大きく、取り消し基準もあいまい)。 - 認定取り消しがあり得る義務規定であることと、2017年FIT法改正前の設備も対象であること等が正確に発電事業者に対して伝わっていない。 - 特例として柵塀設置が免除されるケースがあり、発電事業者が誤った判断をしている可能性がある。 ⇒情報を正確に確実に発電事業者に届ける必要がある(周知を含め)。 ・申請段階での通知、確認 ・報告段階での確認(写真を添付する等を義務付ける等)

3. 通報案件の整理・対応策

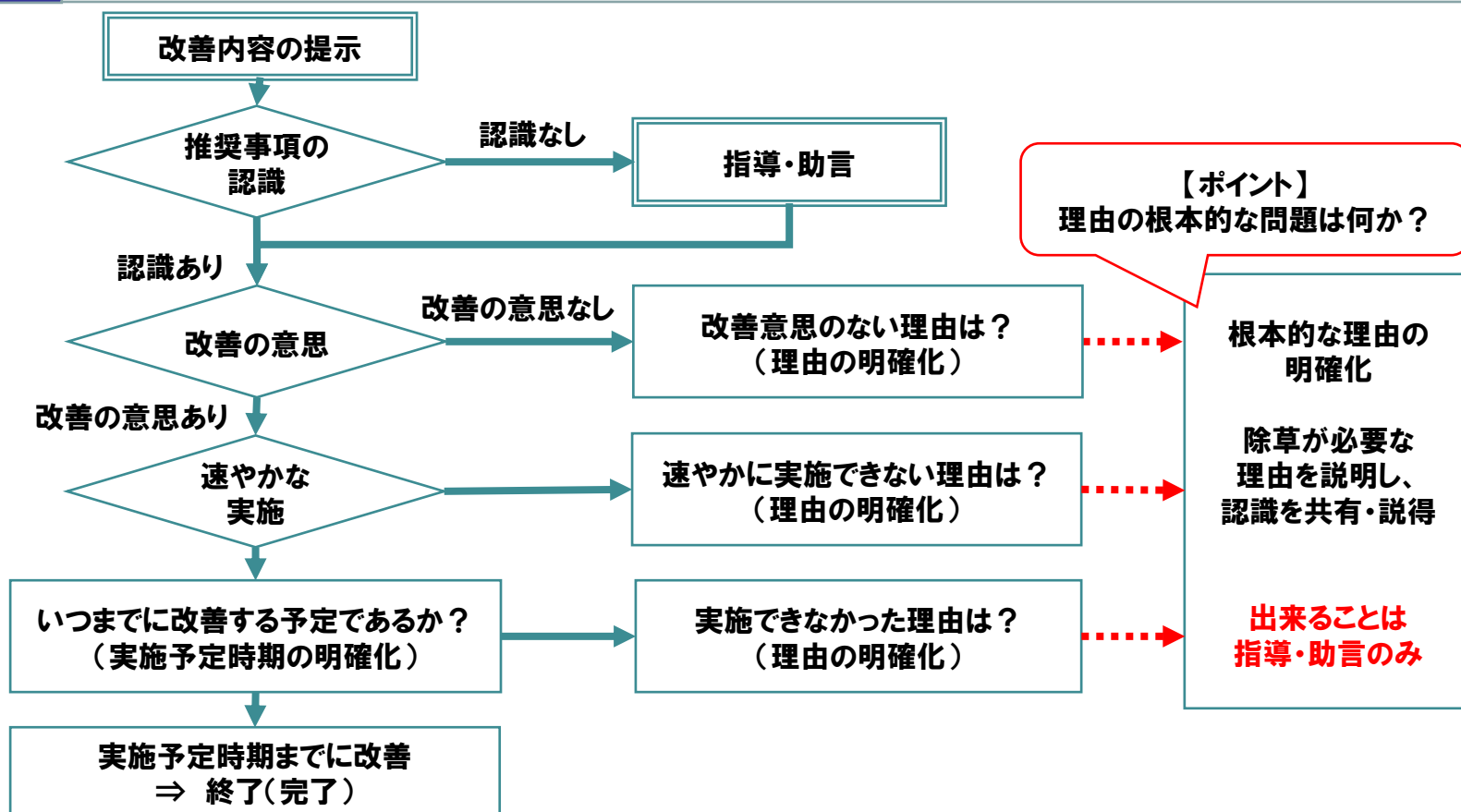
3-5-1. 案件の対応策【草刈り】

- 草刈りは発電性能の維持や周辺環境への配慮の取組みとして「推奨事項」であることから、以下のフローに従い指導を行う。

視点

【雑草等が繁茂している等、明確な事実が判明した場合】

- ・ 発電事業者は、ガイドラインの「推奨事項」を遵守していないという認識があるか？



3. 通報案件の整理・対応策

3-5-2. 案件の対応策【草刈り】

- 草刈りは『事業計画策定ガイドライン』において努力目標となっているため、発電事業者の理解が必要。
- 草刈りを実施することのメリット・デメリットについて、発電事業者への広報や通知・確認を通じた周知を行う。
- 草刈りに対する住民との意識差があるため、地域共生の観点からの情報提供も必要。

現状	課題・検討事項
『事業計画策定ガイドライン』において「推奨事項(努力目標)」となっている。 - 指導ポイントとして、保守点検、地域共生(地域環境に与える影響)の観点がある。 【保守点検】発電設備に与える影響面 【地域共生】放置することにより、鳥獣や虫等の住みつき・大量発生、敷地外(公道等)への影響等の地域環境に対する影響面) - 草刈りについてのトラブルは、まったく対応をしていないケースや、一定の対応をしているものの地域住民が求めるレベルに達していないケースが見られる。 - 防草シート等、雑草の繁茂について対応はしているものの、経年劣化を放置、防草シートによる雨水の流れが変化したことによる濁水等の二次的な問題が発生しているケースが見られる。	- 事業者に対して、保守点検、地域共生(地域環境に与える影響)の観点からの情報提供が必要である。 - 発電事業者のメリット(安定的な電力の確保、トラブルの回避等)についての情報提供が必要。 - 防草シートについては、デメリット(雨水の流れを変えてしまう可能性やそれにとまなう流水量の増加、排水設備の検討等)についても情報提供が必要である。 - 地域住民とのコミュニケーションの必要性を再三伝える。 - 例えば、保守点検スケジュールで年に2回程度除草を計画、実行している事業者に対し、地域住民(周辺は田畑)から、農作業などで除草をする際にも合わせて除草してほしいとの要望があった。(時期的に発電設備の一角のみが草が伸び放題の状況になっていた。)この場合、除草のタイミングを合わせる等、地域住民とコミュニケーションをとることでトラブルが起きないと考えられる。 ⇒義務・努力ではなく、なぜ除草をしなくてはならないのかが発電事業者には伝わっていない。 - 発電事業者が除草及び地域住民とのコミュニケーションをすることのメリット、しないことのデメリットの情報提供を行う。 - 柵塀・標識でも触れたが、年一回の報告書に写真(設備の全体図、標識が設置されている場所)を毎回義務付けることで、写真を撮る際には除草される可能性が高まる。

3. 通報案件の整理・対応策

3-6-1. 案件の対応策【関係法令・条例】

- 関係法令・条例に違反もしくは抵触しているかの判断は、**自治体の担当窓口を確認**を行う必要がある。
⇒関係法令・条例に関する専門的知識が必要となるため、地域住民からの通報は少なく、自治体等の担当窓口からの通報が多数を占める。

- FIT/FIP制度認定の申請には「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」が必要。

【FIT/FIP制度の認定を受けている場合】

- 発電事業者は、関係法令・条例について基準を満たしている。
- 認定を受けた発電設備では、関係法令・条例違反に関するトラブルは起こらないと考えられるが、何らかの理由により、トラブルとなっている。

⇒ただし、自治体が個別に制定している条例については、発電事業者が認識していない場合もあり、この場合は「企画立案」段階から問題が起こっていると考えられる。

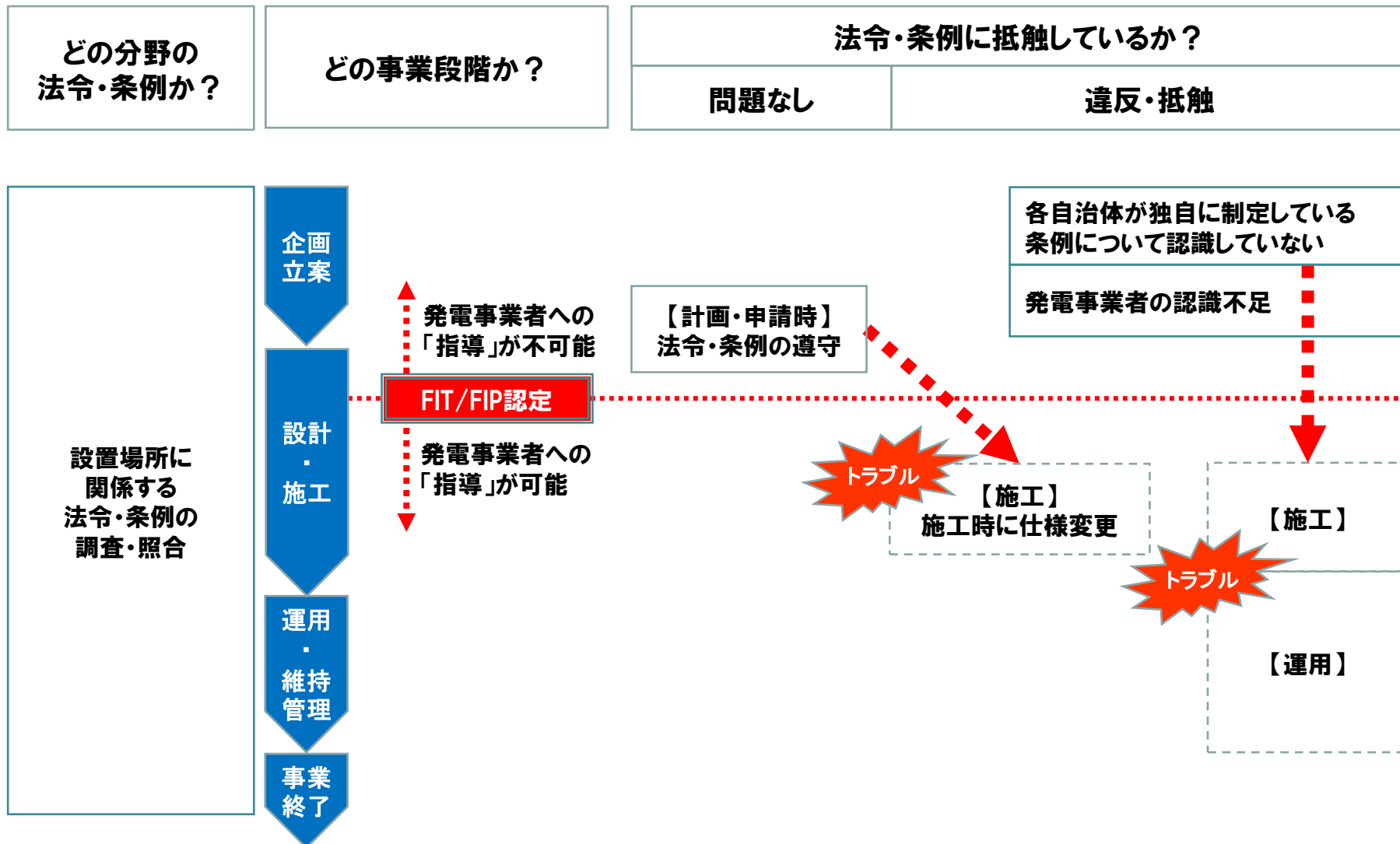
トラブルになっているケースから要因を探ると、発電事業者の認識不足が多数を占める。

視点

- どの分野の法令・条例に抵触している可能性があるのか？
- 通報案件は、どの事業段階の内容か？
- 法令・条例に抵触している事実があるのか？違反の可能性の度合いは？
- 発電事業者は、問題となっている案件に係る法令・条例を認識しているか？
- 関係法令・条例の尊重に向けて、改善する意思があるのか？

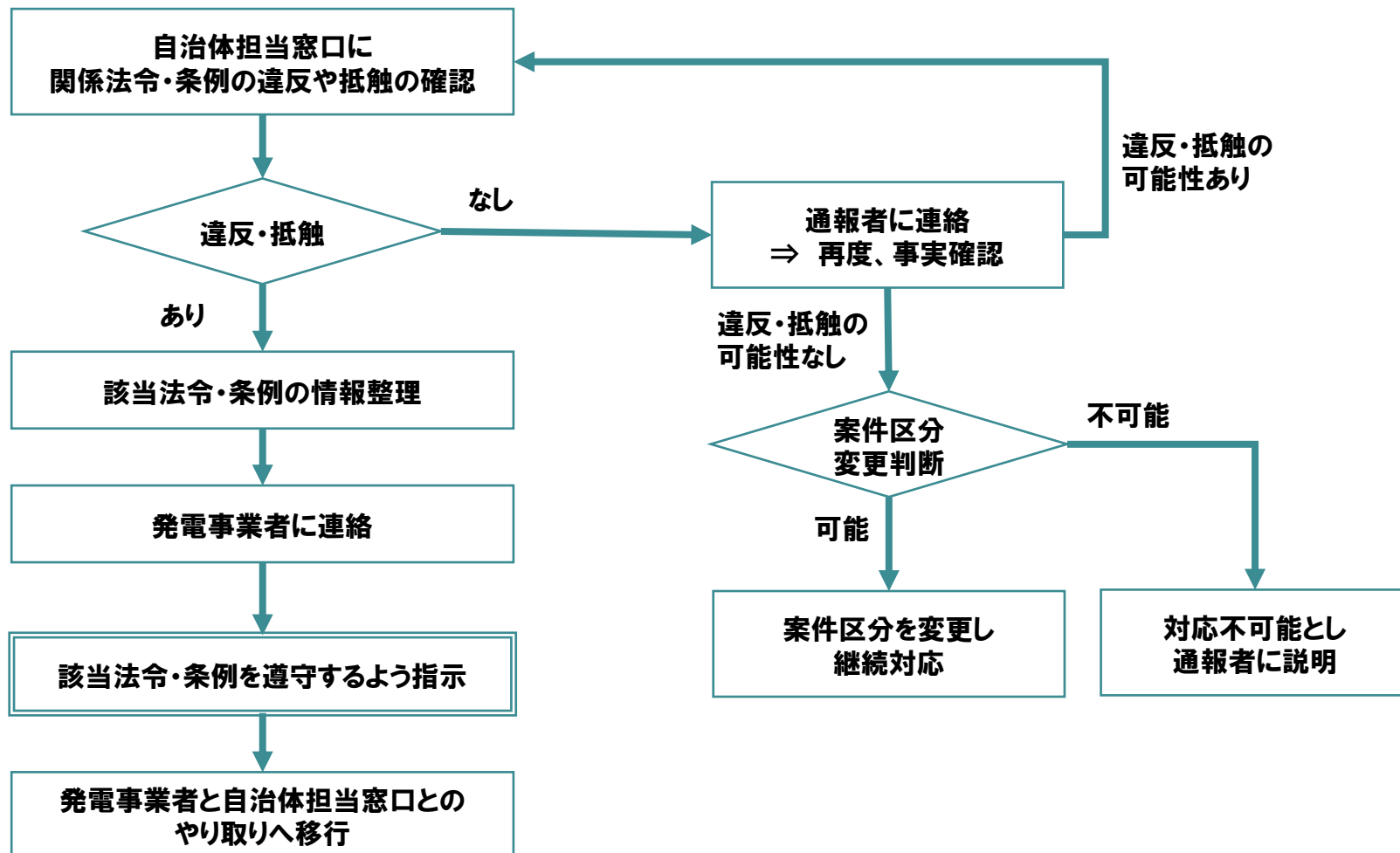
3. 通報案件の整理・対応策

3-6-2. 案件の対応策【関係法令・条例】



3. 通報案件の整理・対応策

3-6-3. 案件の対応策【関係法令・条例】



※改善されたかの判断は本サポート窓口ではできない。
自治体担当窓口に判断していただくために引継ぎ

3. 通報案件の整理・対応策

3-6-4. 案件の対応策【関係法令・条例】

(1) 事実確認

- ・ 通報案件について、本当に関係法令・条例に違反もしくは抵触しているかの確認を自治体担当窓口連絡し、確認を行う。

(2) 対応

①違反もしくは抵触している場合

【事実の確認が取れた場合】

- ・ 該当する法令・条例の詳細について自治体担当窓口を確認し、自治体からの指導状況等を含め、情報の整理を行う。
- ・ 発電事業者連絡し、上記事実を伝え、事実確認を行う。
- ・ 関係法令・条例に違反もしくは抵触しているため、発電事業者の認識に関わらず、法令・条例を遵守していただくこととなるが、一方的に通達するのではなく、事実確認を行うことで、より協力的に改善に取り組んでいただくことを目指す。
- ・ 該当法令・条例を遵守するよう指導する(強制力あり)。
- ・ 対応(改善)結果については自治体担当窓口へ報告をしていただく(本サポート窓口での対応を「完了」し、自治体窓口担当へと移行する)。

【発電事業者が改善を実施したかどうかの判断】

- ・ 現地確認や必要書類が自治体担当窓口へ受理されたかどうか等、本サポート窓口では確認が困難であるため、発電事業者へ改善の指示を伝えた段階で、自治体担当窓口へ引継ぐことが妥当と考えられる。

【改善指導に対して、発電事業者が改善を行わない場合】

- ・ 再度、自治体担当窓口へ連絡していただくこととし、その際には中部経済産業局からも指導していただく。

3. 通報案件の整理・対応策

3－6－4. 案件の対応策【関係法令・条例】

②違反もしくは抵触していなかった場合

- ・ 通報者に連絡し、自治体担当窓口を確認した旨を伝え、再度トラブルの要因について確認を行う。
- ・ 再度トラブルの確認をした際に他の関係法令・条例に違反もしくは抵触している場合は、再度、自治体担当窓口連絡し、確認する。

【違反もしくは抵触の事実が無い場合】

- ・ 他の案件区分に該当しないかを確認し、該当する案件区分がある場合は、その案件区分の対応に準じる。
- ・ また、対応が困難な(民事案件等の本サポート窓口対応範囲外)場合は、その旨を通報者に説明し、納得していただくことで「完了」とする。

3. 通報案件の整理・対応策

3-6-5. 案件の対応策【関係法令・条例】

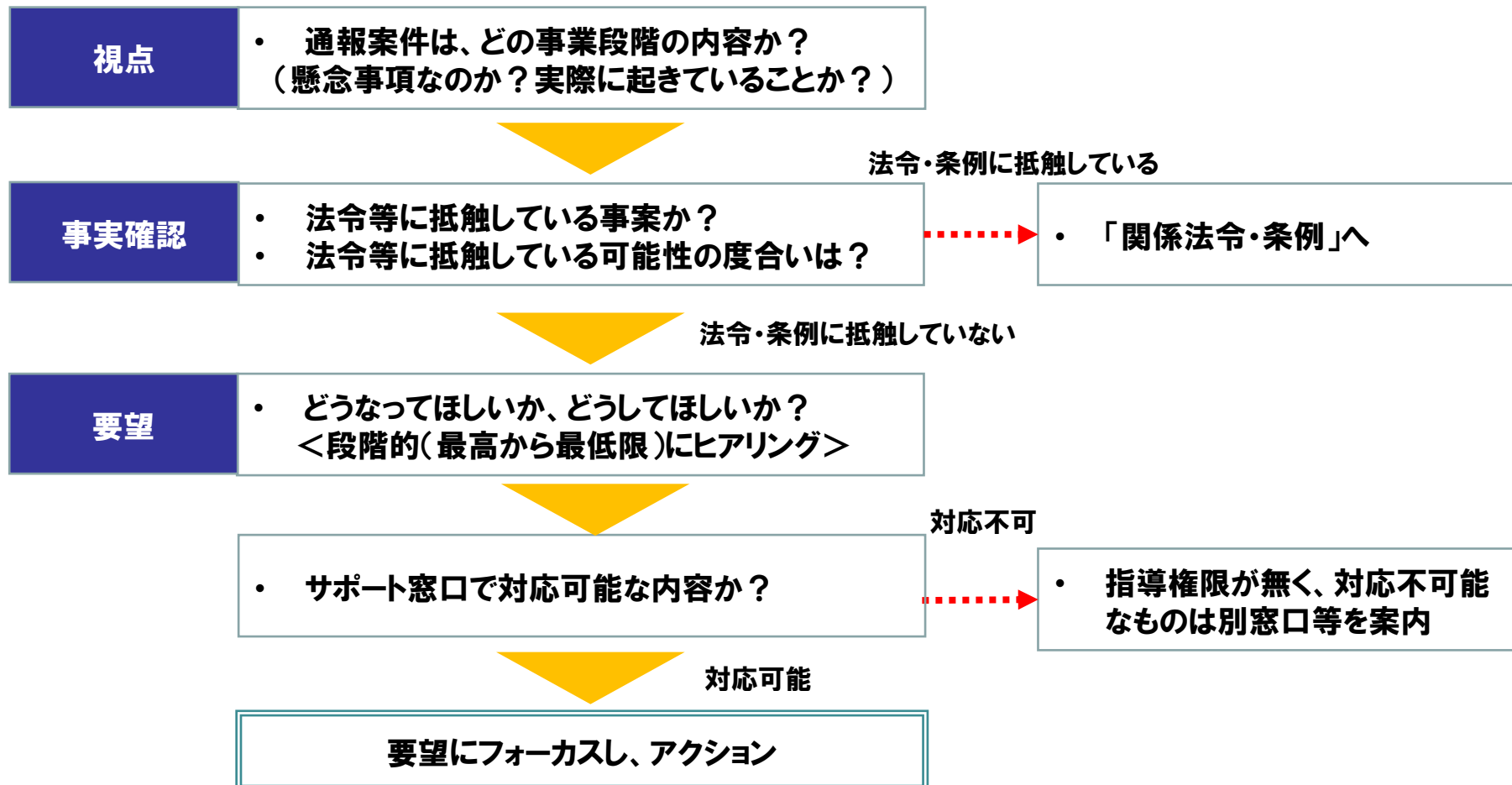
- 関係法令・条例を遵守することは義務であり、抵触した場合、発電事業者は改善する必要がある。事業が進むにつれて、費用負担が増大になる等、発電事業者のデメリットは大きい。
- 一方で、関係法令・条例は多岐に渡るとともに複雑であり、発電事業者も把握しきれていない事例があることから、発電事業者が把握しやすい情報提供が必要。

現状	課題・検討事項
- 事業計画段階、工事開始以降の2段階に原因があるケースが見られる。 【事業計画段階】 - 申請に必要な関係法令・条例の確認が行われていないケース。 - 発電事業者が自分で調べる気がないケースも見られる。 ⇒発電設備を設置する際にどんな関係法令・条例があるのかを知らない事業者があると考えられる。 【工事開始以降】 - 申請時には問題がなかったが、工事の過程で山を削りすぎてしまった、盛り土をしすぎてしまった等により、関係法令・条例に抵触したケース。 - 実際に工事を開始しようとした際に、土地の高低差等に違いがあり、変更申請をせずに図面を変更してしまい、関係法令・条例に抵触したケース。	- 発電事業者の関係法令・条例についての知識・認識が不足している。 - 一部には、理解しながらも抵触やギリギリの抜け道を探る悪質な発電事業者も見られる。 ⇒関係法令・条例違反＝遵守事項(義務)のため、改善が必須である。抵触が発覚した時点によって、費用負担が増大する等、発電事業者のデメリットが大きい。 ⇒発電設備を設置する際の関係法令・条例について、把握しやすい情報の提供が必要である。 - Q&A方式、YesNo方式等で設置する土地の条件等を入力すると関係法令・条例が提示されるといった情報の提供(HP、ガイドブック等)が必要である。 ※申請時に関係法令・条例についてのチェック項目があるが、発電事業者がすべてを調べる、理解しようとするには、限界があり、確認がおざなりになっている可能性もある。 ⇒発電事業者の資質に繋がる。

3. 通報案件の整理・対応策

3-7-1. 案件の対応策【地域共生】

- 「地域共生」案件は、発生段階や根本的な原因等が多岐に渡っており、状況に応じて対応方法が異なるため、以下のフローに従い指導を行う。



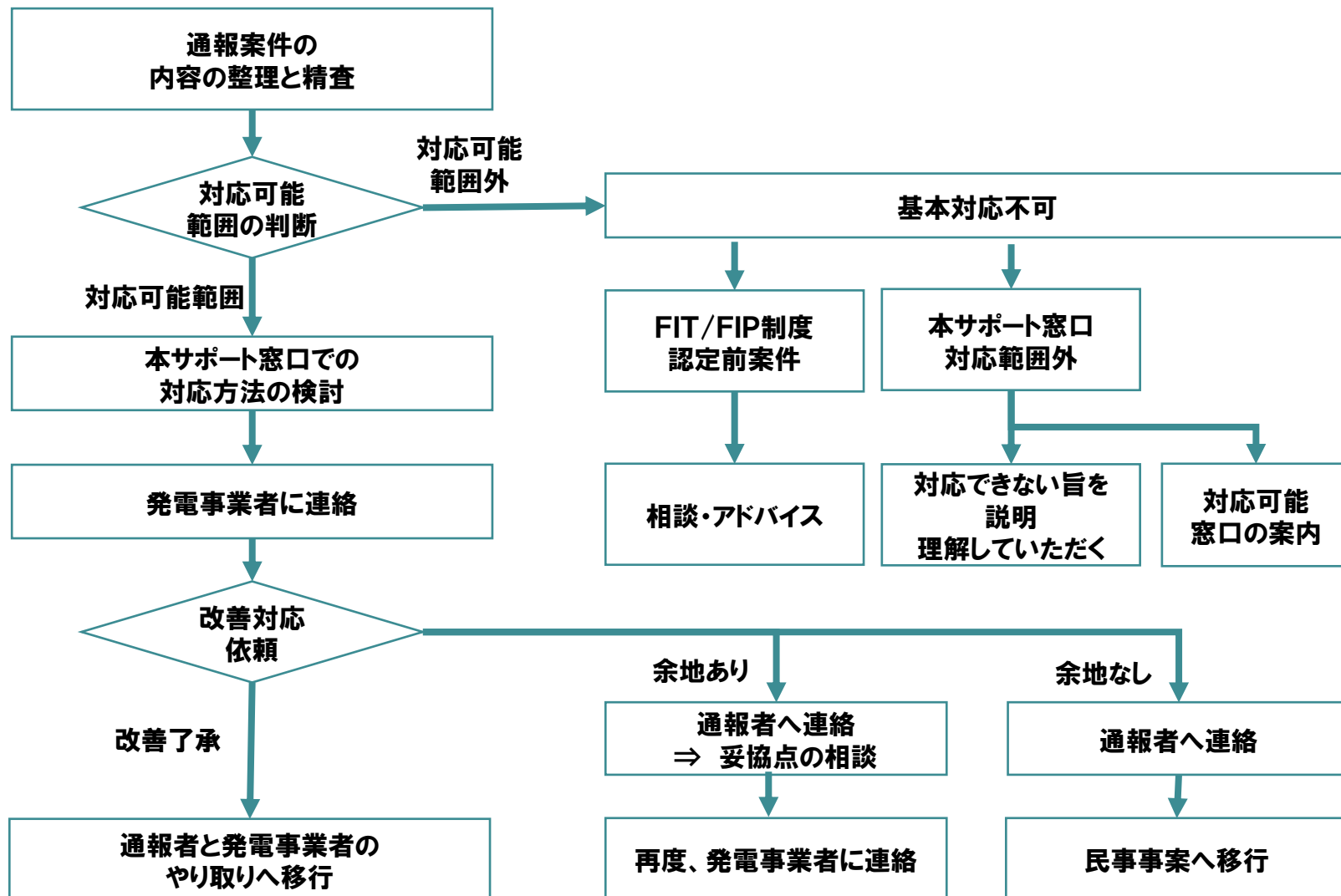
3. 通報案件の整理・対応策

3-7-2. 案件の対応策【地域共生】



3. 通報案件の整理・対応策

3-7-3. 案件の対応策【地域共生】



3. 通報案件の整理・対応策

3-7-4. 案件の対応策【地域共生】

(1) 通報案件の整理と精査

- 地域共生案件は、発電事業者の説明に対して、地域住民が納得していない場合が多数を占めており、**本サポート窓口を含む行政からの指導に強制力がない**(『事業計画策定ガイドライン』の「地域住民との関係構築(推奨事項)」)ため、**双方の歩み寄りによる話し合いの場を設けることが目標**となる。
- 案件の内容によっては、本サポート窓口で対応できない場合もあるため、通報案件を受け付けた際に情報を整理するとともに、対応が可能な範囲かどうかの判断を行う必要がある。

(2) 本サポート窓口の対応可能範囲

- **本サポート窓口の対応範囲は、あくまでもFIT/FIP制度の認定がされていることが前提**となるため、申請前の案件やFIT制度と関係が無い自家消費等の発電設備に対しては、指導を行う権限がない。
- また、地域共生において通報案件の多数を占める発電事業者の説明に対する地域住民の不納得についても、発電事業者の「推奨事項」であり、発電事業者に対する指導の強制力は低い。そのため、発電事業者に対する協力のお願いとなり、発電事業者に対して地域住民が本当の意味で納得できる説明を求めることも困難である。

3. 通報案件の整理・対応策

3-7-4. 案件の対応策【地域共生】

(3) 本サポート窓口で対応が可能な場合

- 地域共生において通報案件の多数を占める発電事業者の説明に対する地域住民の不納得については、指導の根拠となる『事業計画策定ガイドライン』の地域住民との関係構築が「推奨事項」となっているため、強制力のある指導ができない。
- そのため、通報者と発電事業者の**双方が歩み寄る話し合いの場を提供することが目標**となるため、通報者からは理想的、最低限これだけは譲れないもの等、要望を段階的・具体的に聞き取りを行うとともに、その旨を通報者に伝え、納得していただく必要がある。
- 発電事業者に対しては、通報者からの要望を理想的なものから伝え、対応が可能かどうかの検討をしていただき、状況に応じて要望を下げて協力をお願いする。また、この際に通報者が求めている説明(要望)やそれに対して、こういった対応(説明資料等)が求められているのかを具体的に示すことで、発電事業者が前向きに協力していただけるよう促し、話し合いの場を設けられるように努める。
- 地域共生案件は長期にわたる場合が多く、本サポート窓口では継続して最後まで対応することは困難なため、発電事業者と通報者の話し合いの場を設けた時点で「完了」とし、その後、新たな問題が発生した場合は再度連絡をいただくこととする。

(4) 本サポート窓口の対応範囲外の場合の対応

① 相談やアドバイスが可能な場合

- FIT/FIP制度の認定前(発電事業者が申請を検討中、申請中等)の場合、通報者に対して『事業計画策定ガイドライン』の「地域住民との関係構築(推奨事項)」を基に相談やアドバイスをすることは可能である。
- ただし、発電事業者に指導はできない。

② 本サポート窓口では対応がどうしてもできない場合

- FIT/FIP制度と関わりがない自家消費や発電事業者が自身で売電先を探した(FIT/FIP制度の認定を必要としない)場合、本サポート窓口には指導の権限がないため、対応が不可能となる。
- この場合、その旨を通報者に説明し、納得していただくこととなる(民事で争っていただくこととなる)。

3. 通報案件の整理・対応策

3-7-5. 案件の対応策【地域共生】（反射光）

- 発電事業者は年間最大発電量を想定し、最適なレイアウトを設計しているが、太陽光パネルの反射光については考慮していないこともあり、実際に発電設備が建設された際に問題が発覚するケースがある。
- 発電事業者は、太陽光パネルを設置する方位や傾斜角度を算出しているため、反射光についても同様に算出し、地域住民の不安等を払拭することが必要である。

視点

- ・ 反射光が差している事実があるのか？
- ・ 単なる懸念か？

事実確認

- ・ 太陽光パネルの設置場所は、どの方位にあるのか？

- ・ 反射光が差し込まない根拠を示すことが必要

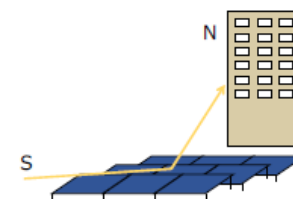
参考資料

下記に該当する場合、住宅等へ反射光による影響が生じる可能性があります。

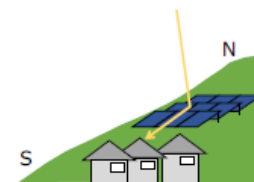
- ① 冬季は南から低く入る太陽光が北側の高い方向に反射するため、設置場所の北側に高い建物がある場合、反射光が建物内に射し込む可能性があります。
- ② 斜面地へのパネル設置で南側に近接して住宅等がある場合、夏季の正午前後の高い仰角で射し込む太陽光の反射光が、南側の住宅等に射し込む可能性があります。
- ③ 東側又は西側が大きく拓けている土地に太陽光発電施設を設置する場合、その反対側に住宅等がある場合は、朝又は夕方に住宅等に反射光が射し込む可能性があります。

参考：「神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例 許可申請及び届出等の手引き」（令和元年11月 神戸市環境局）

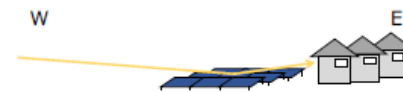
①の例（イメージ）：



②の例（イメージ）：



③の例（イメージ）：



（出所）環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」から抜粋

3. 通報案件の整理・対応策

3-7-6. 案件の対応策【地域共生】（騒音）

- 騒音問題は規制や法律が一本化されておらず、騒音問題が発生した際にどのような基準値を参照するかは、「対象の騒音の発生源の主体」や「発生している地域」等に基づいて判断する必要がある。

視点

- 騒音は何に起因するものか？（工事に関する騒音か？発電設備に関する騒音か？）
- 一時的な騒音か？恒常的な騒音か？

事実確認

- 騒音レベルはどの程度か？
（ケースごとに参照とする基準値が異なる）

●主な関連法案：環境基本法（環境基準）、騒音規制法
※「工場及び事業場における事業活動並びに建設工事にともなう発生する相当範囲にわたる騒音」について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。

参考資料

環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」 第2章 2-3 設計段階の環境配慮のポイント 3 騒音

騒音レベルの予測結果が、保全対象となる住宅等の所在地に適用される環境基準を超える場合や、周囲に主要な騒音発生源がない極めて静穏な環境であり、施設稼働時の保全対象の住宅等における騒音が環境基準以下であっても不快に感じる恐れがある場合など、騒音について懸念される場合は、対策を講じる必要があります。

《参考情報》

騒音に係る環境基準（平成10年環境省告示第64号）

地域の類型と用途地域の目安	環境基準	
	昼間	夜間
AA：住宅地以上に特に静穏を必要とする療養施設、社会福祉施設、文教施設等の施設が集合して設置されている地域	50dB 以下	40dB 以下
A：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域	55dB 以下	45dB 以下
B：第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域		
C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	60dB 以下	50dB 以下

注）工業専用地域は地域の類型の当てはめはありません。また、地方公共団体によっては、用途地域の定めのない地域についても地域の類型の当てはめが行われている場合があります。

（出所）環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」から抜粋

3. 通報案件の整理・対応策

3-7-7. 案件の対応策【地域共生】（土壌流出・濁水）

- 切土や盛土を含む土地造成を行う場合や自然斜面に設置する場合、雨水や湧水、地下水等による地表面の侵食等による法面の崩壊等に繋がる恐れがある。
- 降雨時に濁水が事業区域外に流れ出て、農地や住宅地等に流れ込むことや、排水先・流出先が河川等の場合、水の濁りが問題となる可能性がある。

視点

- ・ 実際に起きているかことか、懸念か？
- ・ 土地の造成計画、施工段階で工事が適正に進められていたか？

事実確認

- ・ 原因の特定と被害状況は？
- ・ 気象や地形、地質等の自然条件の適切な設定や造成計画等が行われ、適切な対策が講じられているか？

発電事業者が現状を把握し、対応する意思を示すことが必要

参考資料

環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」 第2章 2-3 設計段階の環境配慮のポイント

1 土地の安定性、2 濁水

施設の損壊による事業への影響だけでなく、周辺地域へ重大な影響を与える可能性があります。また、事業区域やその周辺の状況に応じて、対策の必要性や講ずべき対策について適切に検討するためには、専門的な知見が必要となります。発電事業者や設計者、施工者において判断が難しい場合には、有識者やコンサルタント等、工学的な知見を有する専門家に相談が必要です。

「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 2019年版」

3.7 造成・排水の計画

自然の斜面地形を活かして地上設置型太陽光発電システムを設置する場合、洗掘や雨裂による土砂流出の恐れがあるため、法面保護工を行う等、安全性を確保する。

気象や地形、地質等の自然条件の適切な設定や造成設計等、多岐に亘る工学的知見をもって技術的判断を行う必要があるため、必要に応じ専門家の協力を得ることが望ましい。

3. 通報案件の整理・対応策

3-7-8. 案件の対応策【地域共生】（土地境界）

- 隣地との境界が曖昧な場合や測量していても発電事業者と隣地所有者との間で情報が共有されていないことが原因。
- 柵塀が境界を越えている、施工工事や保守点検等の際に（人、モノが）境界を越えている等のケースがある。

視点

- 事業計画段階で確定測量を実施し、境界が明確になっているか？

事実確認

- 境界を越えている事実があるのか？
- 発電事業者、隣地所有者の認識は？

境界を越えていない明確な根拠を示すことが必要

参考資料

【境界を特定する方法】

①境界確定訴訟

相隣接する土地の境界線について争いがある場合に、裁判で筆界を確定する訴訟。

②筆界特定制度

不動産登記法で定められた制度。

筆界に争いのある当事者の申し立てにより筆界特定登記官が筆界調査委員の調査を経て筆界を特定。

※境界確定訴訟は時間がかかる、筆界特定制度は効力が弱いといったメリットデメリットがある。

③土地家屋調査士による調査

土地家屋調査士により、調査を実施し、境界を改めて定める。

④境界確定のための資料

地図、測量図、土地登記事項証明書、公図、写真、古文書、古地図、空中写真等といったものが必要。

3. 通報案件の整理・対応策

3-7-9. 案件の対応策【地域共生】（事業者の強引な手法）

- 関係事業者（発電事業者、施工事業者、保守点検事業者等設備に関わる事業者）が、発電設備の建設、維持（保守点検）等において強硬に進めるケース。
- 関係法令・条例の義務規定には従うものの、それ以外（努力目標等）の指導権限がない案件（民事事案になり得る）において、強硬に進める。
- 発電事業者が強硬に進める際に、「FIT認定」をお墨付きのように伝えるケースもみられる。
※住民の理解を得ることを簡略化する（説明機会を減らす）とともに、関係法令・条例に抵触していない以上、反対しても工事は進められる等。

視点

- ・ 関係法令・条例に本当に抵触していないのか？
- ・ 発電事業者が強硬に進める根拠は何か？

事実確認

- ・ 義務規定に抵触していないか？
- ・ 努力目標等の認識が間違っていないか？
- ・ 関係事業者が自身に都合の良い判断をもとに対応を行っていないか？

ガイドライン等に基づく
誠実な対応が必要

参考資料

【愛知県南知多町での事例】

- ・ 地域住民の土地で木を伐採、道路を破壊する等を行い、地域住民とトラブル。計画は、一旦白紙になったものの荒らされた土地や自然環境の問題は残ったまま。
- ・ 関係法令・条例、ガイドラインをかいぐぐっての事業推進（ガイドラインの対象とならないよう10kW未満の発電設備を計画したり、境界等については民事案件となるため）に対し、地域住民からの反対運動を受け、白紙になり、今後、適切な復旧工事が行われるかは不透明。

3. 通報案件の整理・対応策

3-7-10. 案件の対応策【地域共生】（住民説明会の開催）

- 地域住民に対する説明会の実施は「推奨事項(努力目標)」となっているが、その地域で一定期間事業を実施する上で地域住民の理解を得ることは、再エネ普及においても大きな課題と言える。
- 住民説明会開催のトラブルは、全く実施されずに工事が開始されて求められるケースと、一部(隣接する方のみ、自治会長のみ等)には行ったが、工事開始後、他の住民から求められるケースがある。
- 住民説明会の内容についても説明が足りない、虚偽の説明(根拠が示されない)がされている、住民からの要望を聞いてくれないといった不満が多い。
- 地域住民に説明がされていないことにより、工事が開始されてから反対運動に遭い、工事自体がストップしてしまうケースもある

※地域住民の反対運動が報道等により、周知され、工事がストップ、工事の白紙撤回の可能性もある。

⇒発電事業者のデメリットが大きい。

視点

- ・ 住民の理解が重要であると認識しているか？
- ・ 説明会における説明事項の把握、対象とする地域住民の範囲の把握等を理解しているか？

事実確認

- ・ 住民説明会の開催の有無は？
- ・ 対象住民の範囲は？
- ・ 説明会の内容は？

住民が納得する説明会を開催することが必要

3. 通報案件の整理・対応策

3-7-11. 案件の対応策【地域共生】

- 発電事業者は、地域住民とのトラブルが起きやすい案件等について事前に把握する必要がある。
- 事業計画の初期段階から地域住民に対して、情報提供等のコミュニケーションをとることが、トラブルを回避する上で有効であることを発電事業者に対して指導し、理解・実行してもらう体制が必要である。

現状	課題・検討事項
・ 住民とのコミュニケーションが取られていないことから発生するケースが多い。 ※一部、再生可能エネルギー発電設備自体を否定する方々もあり、発電事業者がどれだけ真摯に対応したとしても、受け入れられないケースもある。 ・ 事業計画段階から地域住民とコミュニケーションをとる必要性がうかがえる。	【発電事業者に対して】 ・ 住民の理解が重要であることの認識が必要である。 ・ また、トラブルの要因となり得る事項の認識が必要である。 (義務ではないが、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」では、トラブルの要因となり得る環境配慮ポイント(土地の安定性、濁水、反射光、景観等)がまとめられており、活用できる) ⇒発電事業者に対する指導機会を設ける必要がある。 ・ 発電事業者にとっても、トラブルを避ける考慮すべきポイントを把握することで効果的な準備が可能となる等、有益な情報と考えられるため、申請段階で指導する。 【地域住民に対して】 ・ 地域住民が事業計画(早い)段階で情報を入手できる体制 ⇒申請があった時点で地域住民に対する説明会が実施されているかの確認(条例によっては、事業計画の提出の際に説明会の実施報告に自治会長の押印を求めている自治体もある) ⇒ただし届出制で自治会長に連絡する等の確認は行っていない(過去に偽造が発覚したことも)ケースもある。 ⇒自治体から地域住民に対する情報提供の流れ ・ 上記のとおり、関係法令・条例で義務付けることを検討する。 ・ 国に申請があった時点で自治体に情報を提供し、自治体から地域住民に情報を提供することも検討する。

3. 通報案件の整理・対応策

3-7-12. 案件の対応策【その他】

- 相談窓口に指導権限がない案件については、通報者に対して該当する窓口を案内する等の対応が必要なため、内容に応じた相談先の一覧表等の作成に向けて、自治体等の関係所管との連携が必要。

現状	検討事項
- 相談窓口の指導権限外の内容についての相談。 - 相談したいことがあるが、どこに連絡すればわからない。インターネットで検索した際に本サポート窓口が出てきたので、連絡した。	⇒相談者がどこに相談すればよいかわからないことがうかがえる。 内容に応じた相談先をまとめた一覧表をHPで公開するとともに、自治体への提供、広報(チラシ、ポスター等)による周知徹底が必要である。 ※該当する窓口の担当所管との調整が必要。

4～5. 資料

4. (資料) 中部地域自治体における 太陽光発電に関する条例及びガイドライン一覧

4-1. 愛知県

自治体	条例名	施行日
瀬戸市	瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	令和元年10月1日改正
春日井市	春日井市生活環境の保全に関する条例	令和3年3月18日改正
常滑市	常滑市太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン	平成31年1月1日
知多郡阿久比町	阿久比町太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン	令和4年4月1日改正
知多郡東浦町	東浦町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱	令和3年4月1日改正
知多郡南知多町	南知多町太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン	令和5年2月1日改正
知多郡美浜町	美浜町太陽光発電施設設置に関するガイドライン	令和4年3月1日改正
知多郡武豊町	武豊町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	令和3年12月1日改正
新城市	新城市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱	令和3年4月1日改正
新城市	新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例	令和4年7月1日改正
田原市	田原市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	令和2年4月1日改正
北設楽郡東栄町	東栄町における再生可能エネルギー発電設備の設置と生活環境の保全との調和に関する条例	令和2年9月15日
豊橋市	豊橋市まちづくり景観条例	令和3年3月29日
蒲郡市	蒲郡市景観条例	令和元年7月1日改正
大府市	大府市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	令和3年7月1日

※令和5年2月20日現在

4. (資料) 中部地域自治体における 太陽光発電に関する条例及びガイドライン一覧

4-2. 岐阜県

自治体	条例名	施行日
大垣市	大垣市環境基本条例	平成30年4月1日改正
関市	関市自然環境等と太陽光発電設置との調和に関する条例	令和元年10月1日
関市	関市開発指導要綱	平成29年5月1日
美濃加茂市	美濃加茂市開発事業に関する条例	平成27年4月1日改正
可児市	可児市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例	令和4年4月1日改正
可児市	可児市太陽光発電設備の設置等に関する要綱	令和2年12月22日
加茂郡白川町	白川町太陽光発電設備設置事業の指導に関する要綱	平成30年4月1日
加茂郡八百津町	八百津町太陽光発電設備設置事業の指導に関する要綱	平成28年7月1日
加茂郡富加町	富加町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱	令和3年4月1日
可児郡御嵩町	御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例	令和2年3月24日改正
多治見市	多治見市美しい風景づくり条例	平成27年9月30日改正
中津川市	中津川市太陽光発電設備設置に関する取扱い要綱	平成28年1月1日
中津川市	中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	令和3年4月1日改正
瑞浪市	瑞浪市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例	令和2年4月1日
瑞浪市	瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例	令和2年4月1日改正
恵那市	恵那市太陽光発電設備に係る開発事業に関する要綱	平成28年4月1日
恵那市	恵那市太陽光発電設備設置に関する条例	令和3年6月30日
土岐市	土岐市太陽光発電設備設置指導要綱	平成27年8月1日
土岐市	土岐市生活環境保全に関する条例	令和3年6月30日改正
土岐市	土岐市土地開発指導要綱	令和3年4月1日改正
高山市	高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例	平成29年4月1日
下呂市	太陽光発電設備に関する下呂市景観ガイドライン	平成29年9月28日

※令和5年2月20日現在

4. (資料) 中部地域自治体における 太陽光発電に関する条例及びガイドライン一覧

4-3. 三重県

自治体	条例名	施行日
三重県	三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン	令和4年4月1日改正
三重県	太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン	令和3年2月10日改正
四日市市	四日市市太陽光発電施設設置ガイドライン	令和4年1月1日改正
松阪市	太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン	平成30年4月1日
名張市	名張市太陽光発電設備の設置に係る手続等に関する条例	令和2年4月1日
鳥羽市	鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例	平成30年3月27日
熊野市	熊野市小規模太陽光発電設備の設置に関するガイドライン	平成31年1月15日
志摩市	志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例	令和4年4月1日改正
志摩市	小規模な太陽光発電設備設置事業に関するガイドライン	平成29年12月1日
志摩市	志摩市太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン	平成31年4月1日
伊賀市	伊賀市太陽光発電設備設置に関する指導要綱	令和4年4月1日改正
多気郡大台町	大台町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	令和3年3月31日改正
度会郡南伊勢町	南伊勢町自然環境等と再生エネルギー発電事業との調和に関する条例	令和2年3月25日
南牟婁郡御浜町	御浜町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱	令和3年10月21日改正
南牟婁郡紀宝町	紀宝町小規模太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	令和元年10月1日
亀山市	太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン	令和3年1月25日
伊勢市	太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン	平成29年11月22日

4-4. 富山県

- ・ 条例・ガイドライン等は策定なし

4-5. 石川県

自治体	条例名	施行日
羽咋郡志賀町	志賀町再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱	令和2年3月10日

5. (資料) 用語の整理

5-1. 関係法令・制度等に関する用語

用語	解説
再エネ特措法	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)
再エネ特措法施行規則	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号)
電気事業法	「電気事業および電気工作物の保安の確保」について定められている法律。 発電設備の所有者はFIT法の認定有無に関わらず遵守する義務がある。
FIT制度	「再生可能エネルギー固定価格買取制度」のこと。
FIP制度	「フィードインプレミアム(Feed-in Premium)」の略称で、再エネ発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム(補助額)を上乗せする制度。
PPA	PPA(Power Purchase Agreement)とは電力販売契約という意味。 企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金とCO2排出の削減ができる。 設備の所有は第三者(事業者または別の出資者)が持つ形となる。

5. (資料) 用語の整理

5-2. 発電設備に関する用語

用語	解説
PCS (パワーコンディショナ)	太陽電池からの直流の電気を交流に変換し、家庭用の電気機器などで利用できるようにするための機械。 また、商用系統との連系運転や自動運転に必要な各種保護・制御機能を備えている。 PCS(Power Conditioning System)。
柵塀	容易に太陽光発電設備の敷地内に立ち入ることが可能であれば、感電やイタズラ等による設備の破損等の恐れがある。このような事態を防ぐため、外部から容易に発電設備に触れることができず、構内に容易に立ち入ることができないよう、発電設備と十分な距離を取った上で、十分な高さの柵塀等を設置することが求められている。また、柵塀等の使用材料については、ロープ等の簡易なものではなく、金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないものを用いることとされている。 (柵塀の設置が困難な場合、第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合等、一部柵塀の設置を省略することが認められている。)

5. (資料) 用語の整理

5-3. 地籍等に関する用語

用語	解説
赤線(あかせん)・ 赤道(あかみち)	公図に赤線で表示された地番のない道路(昔の農道)。道路法の適用のない道路。 通常は土地台帳にも登録されていない。 認定外道路(法定外公共物)として国有財産とされている。管理は財務省。
青線(あおせん)・ 青道(あおみち)	公図上に存在するが、地番のない河川または水路である(あった)敷地。 河川法及び下水道法の適用を受けない。 法定外公共用物として国有財産とされている。管理は国土交通省。
一筆(いっぴつ)	一枚の登記用紙に表示されている一個の土地。法務局では、一筆ごとに登記がなされており、土地登記簿において、一個の土地を指す単位を「筆」という。
地番(ちばん)	法務局が定める土地の番号(不動産登記法第35条)。一筆ごとの土地に番号をつけたもの。
住居番号	「住居表示に関する法律」にもとづき、以前は土地の「地番」で定めていた住所をわかりやすくするために各自治体が定めているもの。一定の基準に基づいて順序よく、建物毎に付番してある。

5-4. その他の用語

用語	解説
法定外公共物	道路法、河川法、下水道法、海岸法等の法令の適用または準用がなく、かつ登記上私権が設定されていない河川、湖沼、ため池、水路等(当該道路または河川等と一体をなしている施設を含む。)の公共物のこと。

